

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年 1月11日提出

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 椛嶋 文雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】 大澤 団
連絡場所：東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【電話番号】 03 - 3277 - 1818

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープールファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 各3兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

| ファンドの正式名称 | 略 称 | |
|-----------------------------------|-------------|------------|
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース | 円コース | 各通貨 コース |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース | 米ドルコース | |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース | 豪ドルコース | |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース | ブラジルリアルコース | |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコース | ロシアルーブルコース | |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコース | インドルピーコース | |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コース | 中国元コース | |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース | 南アフリカランドコース | |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネーボールファンド | マネーボールファンド | |

なお、上記すべてのファンドを総称して「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）」あるいは「ファンド」という場合、それぞれのファンドを「当ファンド」あるいは「各ファンド」という場合があります。また、各ファンドについて、それぞれ上記に対応する表中の略称を使用する場合、「円コース」、「米ドルコース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「ロシアルーブルコース」、「インドルピーコース」、「中国元コース」、「南アフリカランドコース」を総称して「各通貨コース」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は1口当たり1円です。

（ハ）新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

各ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各3兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

（イ）発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、各ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を公表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。(ただし、「マネープールファンド」につきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。)

(5) 【申込手数料】

(イ) 申込手数料

各通貨コース

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

各ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により各ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合はいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合はいいます。

マネープールファンド

申込手数料はかかりません。ただし、お買い付けは各通貨コースからの乗り換えの場合に限定します。（各ファンド間の乗り換えを、以下「スイッチング^{*}」といいます。）

^{*} スwitchingとは、「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）」を構成する各ファンドを換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）」を構成する他の各ファンドの取得申し込みをすることをいいます。

(ロ) スwitching手数料

各ファンド間のスイッチング手数料につきましては、各販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。「マネープールファンド」のお買い付けは各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。

なお、販売会社によっては、償還日（繰上償還を行う場合を含みます。）の2ヵ月前に該当する月の第1営業日目以降、償還するコースを解約するスイッチングのお申し込みができなくなる場合があります。また、スイッチングの取り扱いを行わない場合もあります。詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成25年1月12日から平成26年1月15日までです。

なお、申込期間は原則として更新されません。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(9) 【払込期日】

各ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額（マネープールファンドにおいては申込手数料はかかりません。）を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）の指定する口座を經由して、受託者の指定する各ファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

各ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(八) 振替受益権について

各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとし
ます。

各ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

各通貨コース

各ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属し、主として投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

マネープールファンド

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 債券に属し、主としてわが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

各ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

「円コース」

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

| | |
|-------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 海外 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債券 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|--------|------|--------|------|
|--------|------|--------|------|

| | | | |
|---|----------|-----------------|------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル (含む日本) | ファミリーファンド |
| | 年2回 | 日本 | |
| | 年4回 | 北米 | ファンド・オブ・ ファンズ |
| | 年6回(隔月) | 欧州 | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年12回(毎月) | アジア | 為替ヘッジ |
| | 日々 | オセアニア | |
| 不動産投信 | その他() | 中南米 | あり(フルヘッジ) |
| その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債 券)) | | アフリカ | |
| | | 中近東(中東) | |
| | | エマージング | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | なし |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

| | |
|-------------------------|--|
| その他資産(投資信託証券(債券 その他債券)) | 投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 その他債券に投資を行います。 |
| 年12回 | 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 |
| グローバル(含む日本) | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(含む日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファンド・オブ・ファンズ | 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。 |
| 為替ヘッジあり(フルヘッジ)(注) | 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいう。 |

(注) 属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(債券)とは異なります。

「米ドルコース」/「豪ドルコース」/「ブラジルリアルコース」/「ロシアルーブルコース」/
「インドルピーコース」/「中国元コース」/「南アフリカランドコース」

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| 追加型 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

| | |
|-------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 海外 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債券 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|----------|-----------------|------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル (含む日本) | ファミリーファンド |
| | 年2回 | 日本 | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年4回 | 北米 | ファンド・オブ・ ファンズ |
| | 年6回(隔月) | 欧州 | |
| | 年12回(毎月) | アジア | 為替ヘッジ |
| | 日々 | オセアニア | |
| 不動産投信 | その他() | 中南米 | あり() |
| その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債 券)) | | アフリカ | |
| | | 中近東(中東) | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | なし |

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

| | |
|-------------------------|--|
| その他資産（投資信託証券（債券 その他債券）） | 投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 その他債券に投資を行います。 |
| 年12回 | 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。 |
| グローバル（含む日本） | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファンド・オブ・ファンズ | 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。 |
| 為替ヘッジなし ^{（注）} | 目論見書または投資信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 |

（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

各ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

「マネーブルファンド」

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 （収益の源泉） |
|---------|--------|----------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型 | 内外 | その他資産 （ ） 資産複合 |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

| | |
|-------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国内 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債券 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|--------|------|--------|------|
|--------|------|--------|------|

| | | | |
|--|-------------------------------------|---------------------------|------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 | グローバル 日本 北米 | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（ ） | 欧州 アジア オセアニア 中南米 | ファミリーファンド |
| 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券 一般）） | | アフリカ 中近東（中東） エマージング | ファンド・オブ・ ファンズ |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

| | |
|----------------------|---|
| その他資産（投資信託証券（債券 一般）） | 投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 一般に投資を行います。 |
| 年2回 | 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 日本 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。 |

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

<各通貨コース>

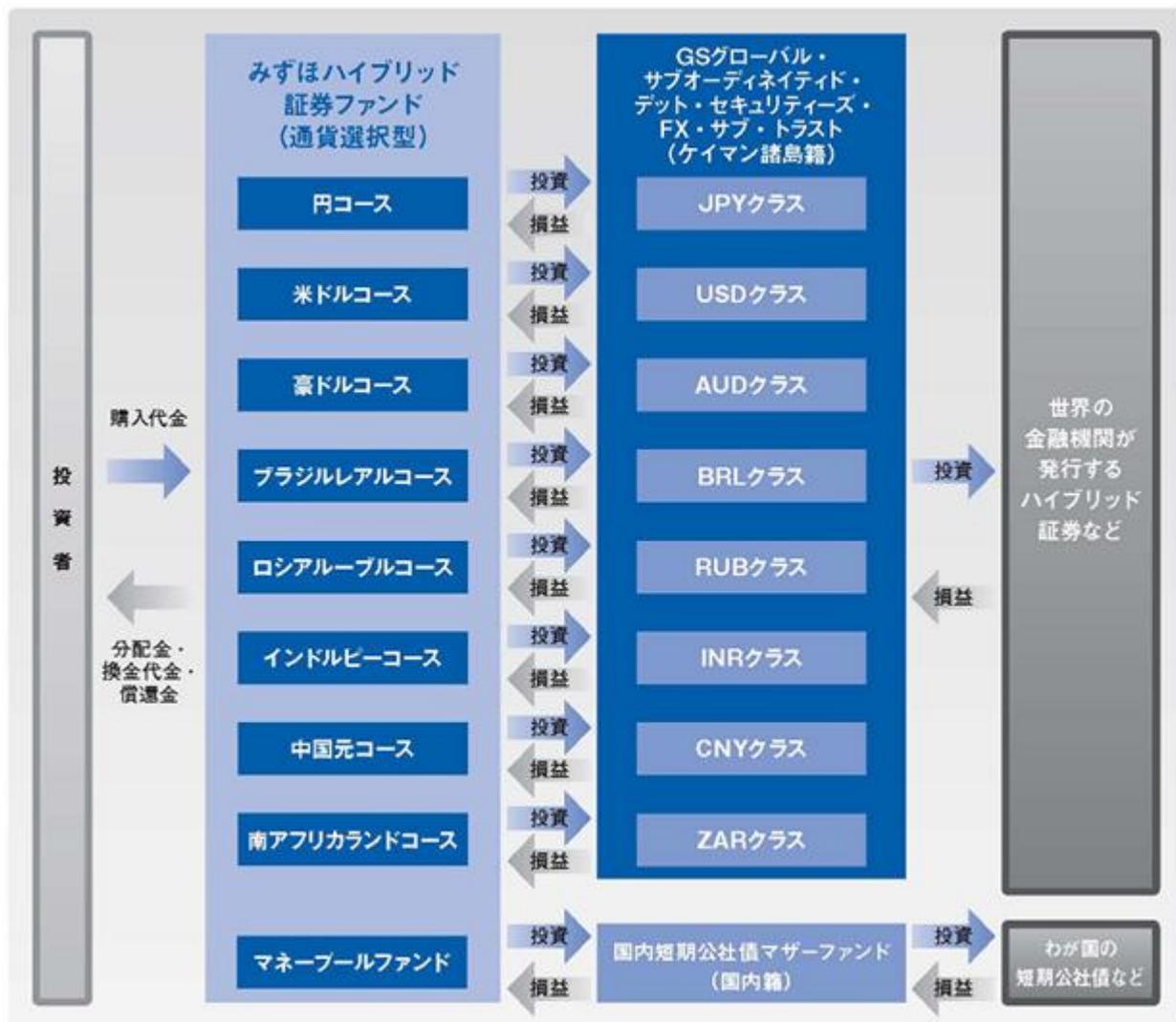
各通貨コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。

<マネープールファンド>

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



各通貨コースはケイマン諸島籍外国投資信託以外に国内短期公社債マザーファンドにも投資を行います。GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラストの各クラスの受益証券は円建てで発行されます。

b. ファンドの特色

1. 各通貨コースは、主として世界の金融機関が発行する債券や優先証券を実質的な投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

各通貨コースは、ケイマン諸島籍外国投資信託「GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト」（以下「サブデット・ファンド」という場合があります。運用：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント）と国内投資信託「国内短期公社債マザーファンド」（運用：新光投信）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、サブデット・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

サブデット・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

マネープールファンド

マネープールファンドは、国内短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、わが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

マザーファンドと同様の運用方針に基づき、わが国の短期公社債などに直接投資する場合があります。

マネープールファンドは、各通貨コースからのスイッチング以外の購入のお申し込みはできません。

各ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2. 投資対象とする外国投資信託における為替取引の対象通貨の違いにより、8つの通貨コースとその他にマネープールファンドがあります。また、各通貨コースおよびマネープールファンド間でのスイッチングが可能です。

通貨コースは以下の8コースから選択できます。



各通貨コースが投資対象とする外国投資信託では、原則として投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

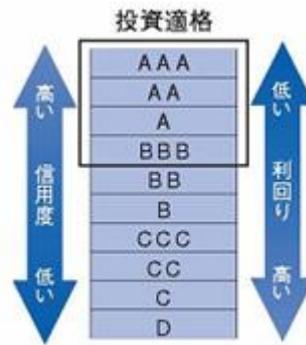
GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラストの特徴

投資方針

主に世界の金融機関が発行する期限付劣後債および普通社債に投資しつつ、永久劣後債や優先証券などにも分散投資を行うことにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目指します。原則として、投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各クラスの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。
なお、金融機関以外の事業法人が発行する普通社債や劣後性証券にも投資を行うことがあります。

主な投資制限

- 取得時点において、BBB - 格（投資適格）相当以上の格付けを有する銘柄を投資対象とします。取得後に格付けがBBB - 格（投資適格）相当未満に下がる場合がありますが、市場環境や当該銘柄の投資判断に基づき、そのまま保有を継続することがあります。
- 同一発行体の証券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。



ゴールドマン・サックス・グループのご紹介

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界の主要な金融機関のひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関などに対して、資産運用業務・投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2012年9月末現在、グループ全体で約7,355億米ドル（約57.07兆円、1米ドル＝77.6円で換算）の資産を運用しています。

各通貨コースの収益の源泉

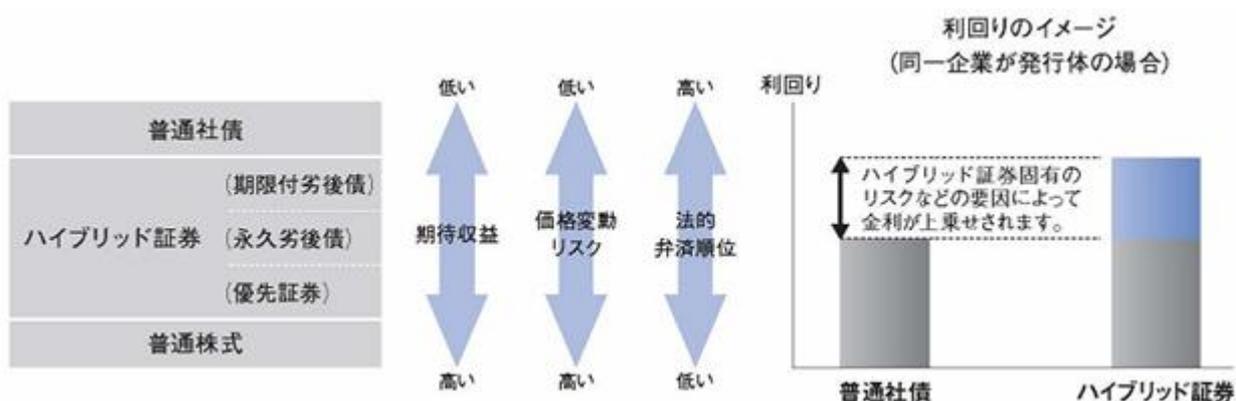
1. ハイブリッド証券への投資

1. ハイブリッド証券とは

- ・劣後債（期限付劣後債、永久劣後債）および優先証券などの総称です。
- ・利息（または配当）が定められており、満期や繰上償還時に額面で償還されるなど、債券に類似した性質を持っています。一方、市場環境などにより利息（または配当）の支払いや繰上償還が見送られることがあり、発行体にとっては資本性を有するなど、株式に類似した性質も併せ持っています。
- ・法的弁済順位からみると、債券と株式の中間に位置する証券であり、一般に、同一企業の発行するものであっても格付けが普通社債より低くなる一方で、利回りが高くなる傾向があります。
- ・ハイブリッド証券の中でも、期限付劣後債は、永久劣後債や優先証券とは異なり、一般に、普通社債と同様に利払い繰り延べがなく、相対的に流動性が高いという特徴を有しています。（発行体の債務不履行の場合は除きます。）

ハイブリッド証券の中でも、劣後債は優先証券より法的弁済順位が高く位置づけられています。

法的弁済順位とは、発行体が破綻などとなった場合における、債権者などに対する残余財産の弁済順位をいいます。弁済順位の高位のものから弁済されます。



上記はハイブリッド証券の特性の一部を単純化して示したものであり、すべてのケースにあてはまるとは限りません。

2．劣後債および優先証券の特徴

1）劣後債

劣後債は、破産手続開始時の法的整理の決定がなされた場合に他の優先する債権が全額支払われない限り元金支払請求権が発生しないこと（法的弁済順位の劣後）、償還期限が少なくとも一般的に5年以上の期限を有する（期限付劣後債）もしくは期限がない（永久劣後債）など長い償還期限で発行されていることなど、株式に類似した性質を有していることが特徴です。

償還期限が長い（もしくは永久である）ことから、正式な期限の前に繰上償還（「コール」と呼ぶことがあります。）ができる条項が付与されているのが一般的です。また、発行体の財務状況などによりクーポン（利息）の支払いを繰り延べる条件が付与されている証券もあります。

2）優先証券

優先証券は、法的弁済順位が普通株式より優先されるものの劣後債より劣っていることから、劣後債と普通株式の中間に位置する証券です。また償還期限の定めがないことから、劣後債よりも株式に近い性質を有しています。

償還期限の定めがないことから、繰上償還（コール）条項が付与されています。クーポン（利息/配当）の支払い繰り延べについては、発行体の任意で繰り延べることができる証券と、財務状況や収益動向によって強制的に繰り延べとなる証券があります。

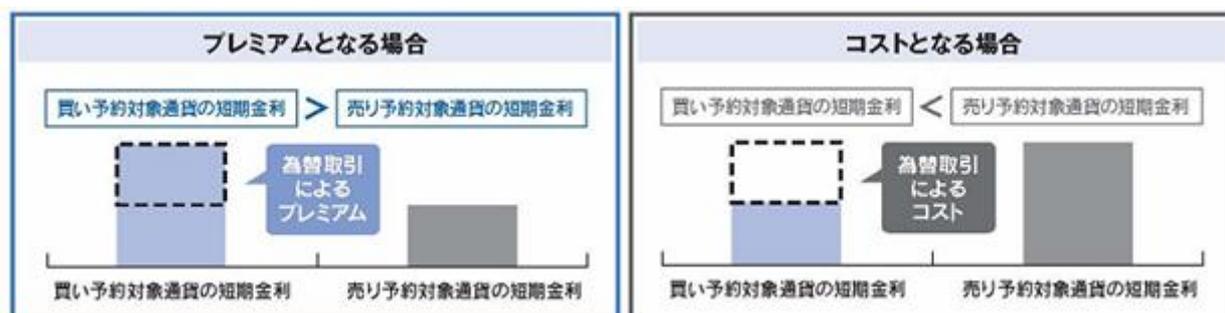
上記はあくまでも劣後債および優先証券の一般的な特性の一部を記したものであり、すべての証券に当てはまるとは限りません。発行国の制度などにより異なる場合があります。

2．為替取引によるプレミアムとコスト

各通貨コースでは、原則として実質的に組み入れるハイブリッド証券などの発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

通貨（国）により金利水準は異なるため、ハイブリッド証券などの発行通貨よりも短期金利の高い通貨のコースを選択した場合は、当該通貨とハイブリッド証券などの発行通貨の短期金利差相当分のプレミアムが期待されます。

一方、当該通貨の短期金利がハイブリッド証券などの発行通貨の短期金利よりも低い場合には、通常、短期金利差相当分のコストが発生します。金利差の変動により、プレミアムまたはコストは変動します。



上記の図はあくまでもイメージであり、実際の為替取引によって得られるプレミアムまたはコストの大きさを保証するものではありません。

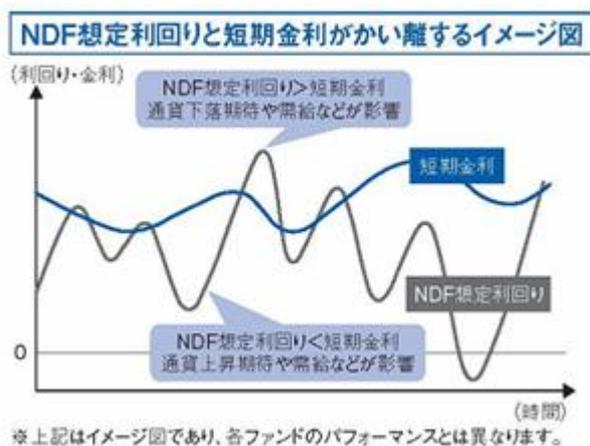
為替取引には市場の期待や需給要因も含まれるため、実勢値が理論値からかい離する場合があります。また、一部の新興国通貨（ブラジルレアル、インドルピー、中国元）では、規制や為替市場が未発

達なことなどから、為替取引が機動的に行えないことがあるため、「NDF取引」を使用する場合があります。その場合、理論値からのかい離が一層大きくなる場合があります。

NDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引について

NDF取引とは、為替先渡取引の一種で、主に金融機関との相対取引で行われます。また、当該通貨の受け渡しは発生せず、主に米ドルなどの主要通貨で差金決済を行います。

NDF取引は、通常の買い予約・売り予約する為替取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、市場裁定が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、取引価格から推計されるNDF想定利回りが、取引時点における短期金利水準から大きくかい離することがあります。

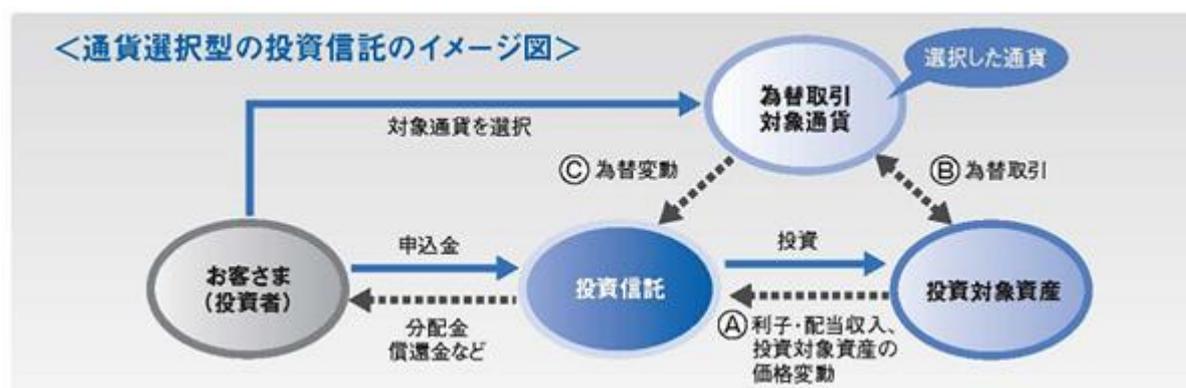


NDF 想定利回りは、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、マイナスになる場合もあります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少やコストの発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

3．為替変動による損益（円コースを除く）

実質的に各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行うことによって、各通貨コースは対象通貨の変動の影響を受けます。各通貨コースの対象通貨に対して円安となった場合には為替差益が発生し、円高となった場合には為替差損が発生します。新興国の通貨の値動きは先進国の通貨と比べて相対的に大きくなる傾向があります。また、通貨危機や経済危機においては大きく下落する可能性もあります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

投資対象資産による収益（上図?部分）

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

為替取引によるプレミアム（上図?部分）

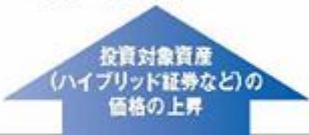
- ・「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「プレミアム」が期待できます。
- ・逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「コスト」が生じます。
- ・なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアムやコストは発生しません。

新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

為替変動による収益（上図?部分）

- ・上図?部分とは異なり、上図?部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」（円を除く。以下同じ）の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「選択した通貨」の対円レートが上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落（円高）した場合は、為替差損が発生します。

これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

| 収益の源泉 | ＝ | 利子・配当収入 投資対象資産の価格変動 | + | 為替取引による プレミアム／コスト | + | 為替差益／為替差損 |
|--------------------|---|---|---|---|---|--|
| 収益を得られる ケース | | <ul style="list-style-type: none"> ・投資対象資産の市況の好転（金利の低下、発行体の信用状況の改善など）*  | | <ul style="list-style-type: none"> ・選択した通貨の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利を上回る  | | <ul style="list-style-type: none"> ・選択した通貨が対円で上昇（円安）  |
| 損失やコストが 発生するケース | | <ul style="list-style-type: none"> ・投資対象資産の市況の悪化（金利の上昇、発行体の信用状況の悪化など）*  | | <ul style="list-style-type: none"> ・選択した通貨の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利を下回る  | | <ul style="list-style-type: none"> ・選択した通貨が対円で下落（円高）  |

*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類（株式、債券、不動産など）により異なります。

主な投資制限

<各通貨コース>

| | |
|--------------|---|
| ファンドの投資制限 | 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。 |
| 投資信託証券への投資割合 | 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 |

<マネープールファンド>

| | |
|-------------|---|
| 株式への投資割合 | 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限りま |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への投資は行いません。 |

分配方針

<各通貨コース>

原則として、毎月12日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

「原則として、利子・配当等収益を中心に安定分配を行う」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額水準、運用の状況などによっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<マネープールファンド>

原則として、年2回（毎年4月、10月の各月12日、休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

せん。

収益分配金に関する留意事項

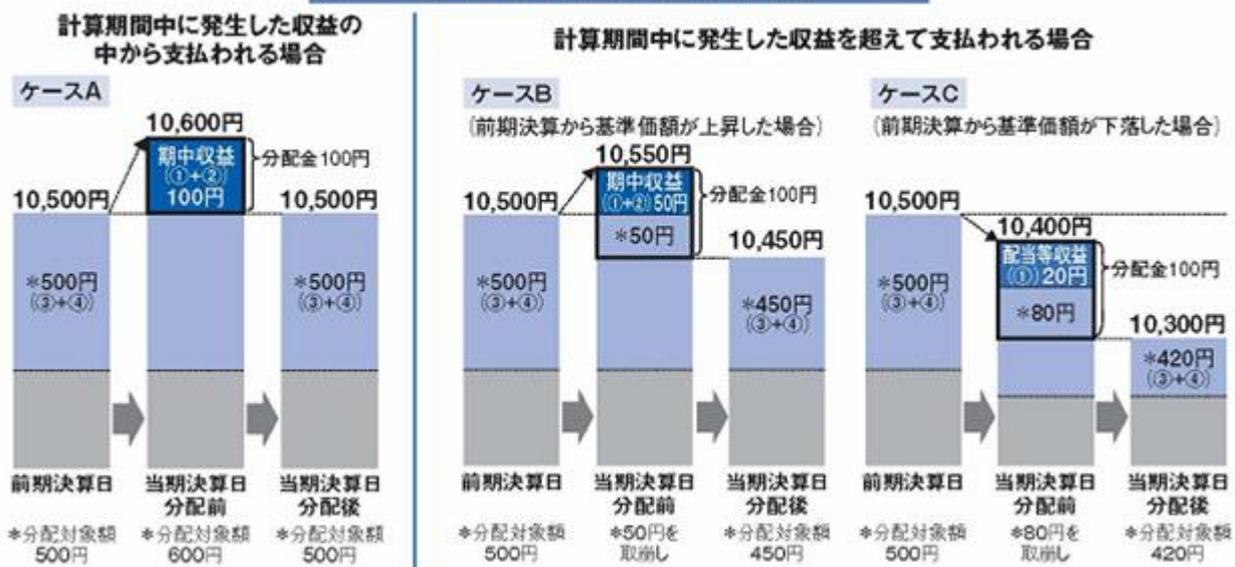
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、有価証券売買益・評価益（経費控除後）、分配準備積立金、収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円

ケースB：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 50円 = 50円

ケースC：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 200円 = -100円

A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

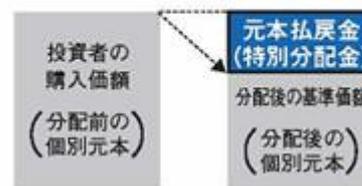
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年10月13日

関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成21年11月16日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

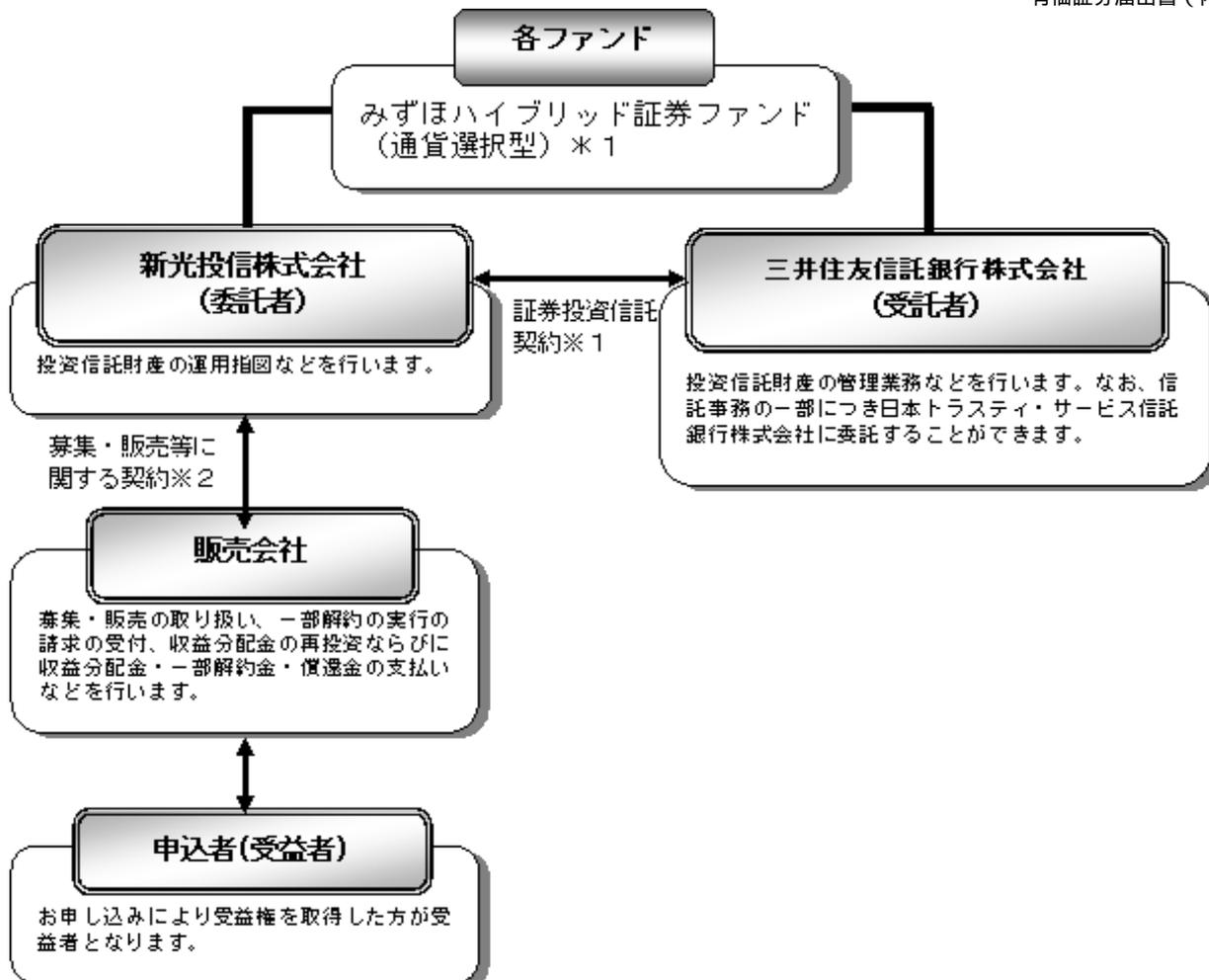
(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

各通貨コース

図中の* 1、* 2には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

| | | | | |
|-----|------------|-----------|----------|-------------|
| * 1 | 円コース | 米ドルコース | 豪ドルコース | ブラジルリアルコース |
| * 2 | J P Yクラス | U S Dクラス | A U Dクラス | B R Lクラス |
| * 1 | ロシアルーブルコース | インドルピーコース | 中国元コース | 南アフリカランドコース |
| * 2 | R U Bクラス | I N Rクラス | C N Yクラス | Z A Rクラス |



1 証券投資信託契約

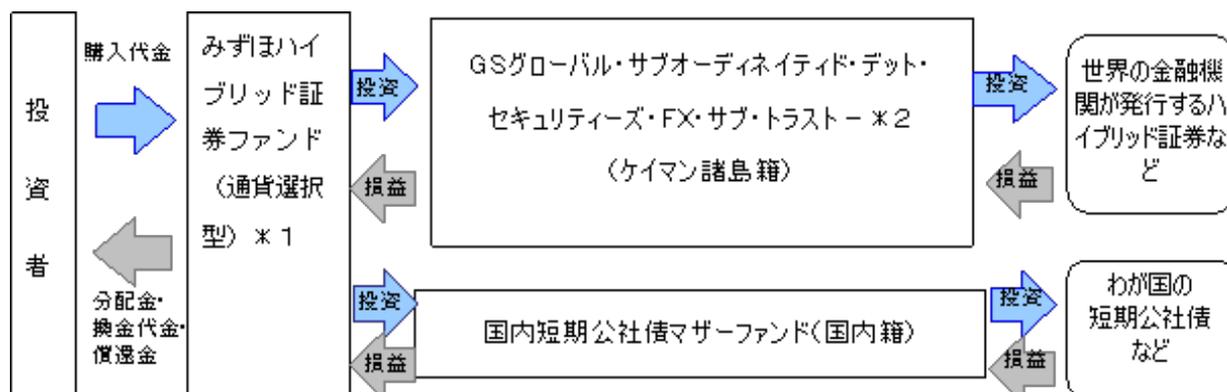
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

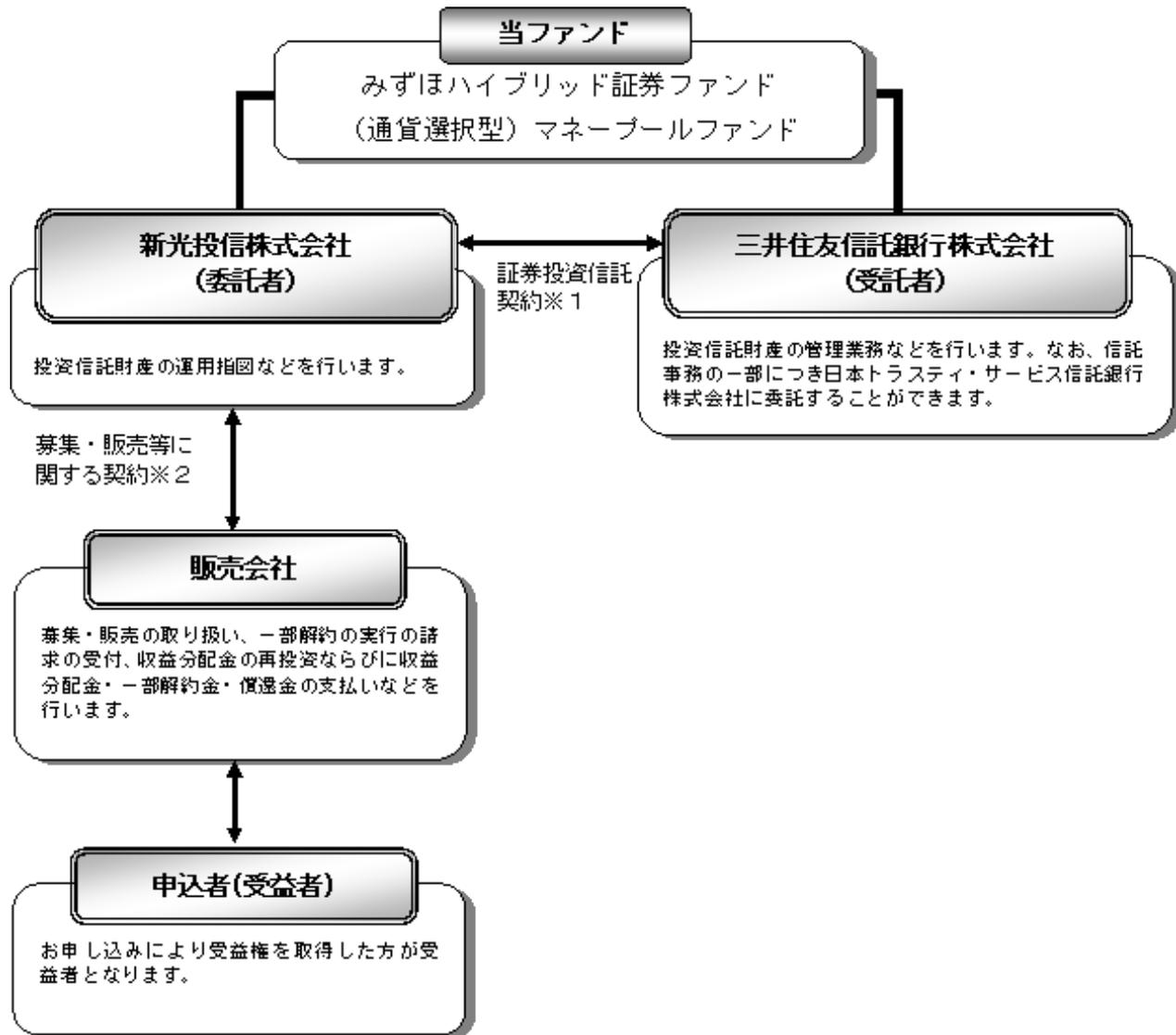
委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

< ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み >

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



マネーブルファンド



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成24年11月末現在）

| | |
|-------------|------------|
| 資本金の額 | 45億2,430万円 |
| 会社が発行する株式総数 | 3,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 1,823,250株 |

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 昭和44年10月 | 新和光投信委託株式会社に社名変更 |
| 昭和61年11月 | 有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可 |
| 平成8年8月 | 投資顧問業者の登録 |
| 平成8年12月 | 投資一任契約にかかる業務の認可 |
| 平成9年11月 | 投資信託の直接販売業務の認可 |
| 平成10年12月 | 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可 |
| 平成12年4月 | 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更 |

(八) 大株主の状況

(平成24年11月末現在)

| 株主名 | 住所 | 持株数 | 持株比率 |
|------------------------|------------------|------------|--------|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町1-5-1 | 1,396,362株 | 76.58% |
| 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング | 東京都中央区日本橋1-17-10 | 137,200 | 7.52 |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区内幸町1-1-5 | 91,086 | 4.99 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区丸の内1-3-3 | 91,029 | 4.99 |

2【投資方針】

各通貨コースが投資する外国投資信託の*には下記表をあてはめてご覧ください。

| 各通貨コース | 外国投資信託 GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト- |
|-------------|---|
| 円コース | J P Yクラス |
| 米ドルコース | U S Dクラス |
| 豪ドルコース | A U Dクラス |
| ブラジルリアルコース | B R Lクラス |
| ロシアルーブルコース | R U Bクラス |
| インドルピーコース | I N Rクラス |
| 中国元コース | C N Yクラス |
| 南アフリカランドコース | Z A Rクラス |

(注) 各通貨コースが組み入れる外国投資信託の各クラスの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要」の「1. サブデット・ファンドの概要」をご参照ください。

(1)【投資方針】

a. 基本方針

各通貨コース

各ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

マネープールファンド

当ファンドは、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

各通貨コース

投資信託証券を主要投資対象とします。

マネープールファンド

国内短期公社債マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投

資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(ロ) 投資態度

各通貨コース

以下の投資信託証券を通じて、主として世界の金融機関が発行する債券や優先証券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍外国投資信託G Sグローバル・サブオーディネイティド・デット・セ
キュリティーズ・FX・サブ・トラスト - *（以下、
「サブデット・ファンド」といいます。）円建受益証券

内国証券投資信託（親投資信託）国内短期公社債マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、サブデット・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

各ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

サブデット・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

マネープールファンド

マザーファンドへの投資を通じて主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(ハ) 主な投資制限

各通貨コース

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

マネープールファンド

株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

マネープールファンドのマザーファンドの運用方針につきましては、「各ファンドが投資する投資信託証券の概要」の「2. 国内短期公社債マザーファンドの概要」をご参照ください。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

各通貨コース

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第

1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権
- ハ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

マネープールファンド

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産

- イ．有価証券
- ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

b．有価証券および金融商品の指図範囲等

各通貨コース

（イ）委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．ケイマン諸島籍外国投資信託 GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - *（以下、「サブデット・ファンド」といいます。）円建受益証券
- 2．証券投資信託 マザーファンド受益証券
- 3．コマーシャル・ペーパー
- 4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 5．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- 6．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

マネープールファンド

(イ) 委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された国内短期公社債マザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。)に限ります。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
12. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
13. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
14. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
15. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行

信託の受益証券に限ります。）

18． 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

19． 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20． 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第13号の証券のうち投資法人債券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1． 預金

2． 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3． コール・ローン

4． 手形割引市場において売買される手形

5． 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6． 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c． 先物

マネープールファンドのみ

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d． スワップ

マネープールファンドのみ

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投

資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（二）上記（八）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引

マネーボールファンドのみ

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（二）上記（ハ）においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

各ファンドが投資する投資信託証券の概要

1. サブデット・ファンドの概要

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - JPYクラス / USDクラス / AUDクラス / BRLクラス / RUBクラス / INR クラス / CNYクラス / ZARクラス (以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。) |
| 形態 | ケイマン諸島籍外国投資信託 / 円建受益証券 |
| 運用方針 | 主に世界の金融機関が発行する期限付劣後債および普通社債に投資しつつ、永久劣後債や優先証券などにも分散投資を行うことにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。なお、金融機関以外の事業法人の発行する普通社債や劣後性証券にも投資を行うことがあります。 原則として、買付時において、投資適格（BBB - 格）相当以上の格付けを有する証券に投資します。 米ドル以外の通貨建債券へ投資した場合、原則として債券の発行通貨売り / 米ドル買いの為替取引を行います。そのうえで、クラスごとに以下の為替取引を行います。 JPYクラス：原則として、米ドル売り、円買いの為替取引を行います。 USDクラス：原則として、為替取引は行いません。 AUDクラス：原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。 BRLクラス：原則として、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います。 RUBクラス：原則として、米ドル売り、ロシアルーブル買いの為替取引を行います。 INRクラス：原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。 CNYクラス：原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。 ZARクラス：原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体の証券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・金融機関以外の事業法人が発行する普通社債や劣後性証券への投資割合の合計は、原則として純資産総額の20%以下とします。 ・他ファンドへの投資は、純資産総額の5%以内とします。 ・有価証券の空売りは行わないものとします。 ・純資産総額の10%を超える借り入れは行わないものとします。 ・流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。 ・通常の状態において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 毎年3月31日 |
| 関係法人 | 投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー 副投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 管理事務代行会社兼保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対し年率0.55% 上記料率には、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社、管理事務代行会社兼保管受託銀行への報酬が含まれます。 この他に、株式登録機関兼名義書換事務代行会社の報酬、監査報酬、弁護士費用、当初設定にかかる諸費用などが投資信託財産から支払われます。 |
| 収益分配方針 | 原則として、毎月、分配を行います。 |
| 設定日 | 平成21年11月16日 |

2. 国内短期公社債マザーファンドの概要

| | |
|-------|--|
| ファンド名 | 国内短期公社債マザーファンド |
| 形態 | 親投資信託 |
| 運用方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ・ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 |

| | |
|--------|--|
| 主な投資制限 | ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 毎年10月31日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配方針 | 運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。 |
| 信託報酬 | 報酬はかかりません。 |
| 信託設定日 | 平成20年7月31日 |
| 委託会社 | 新光投信株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |

上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

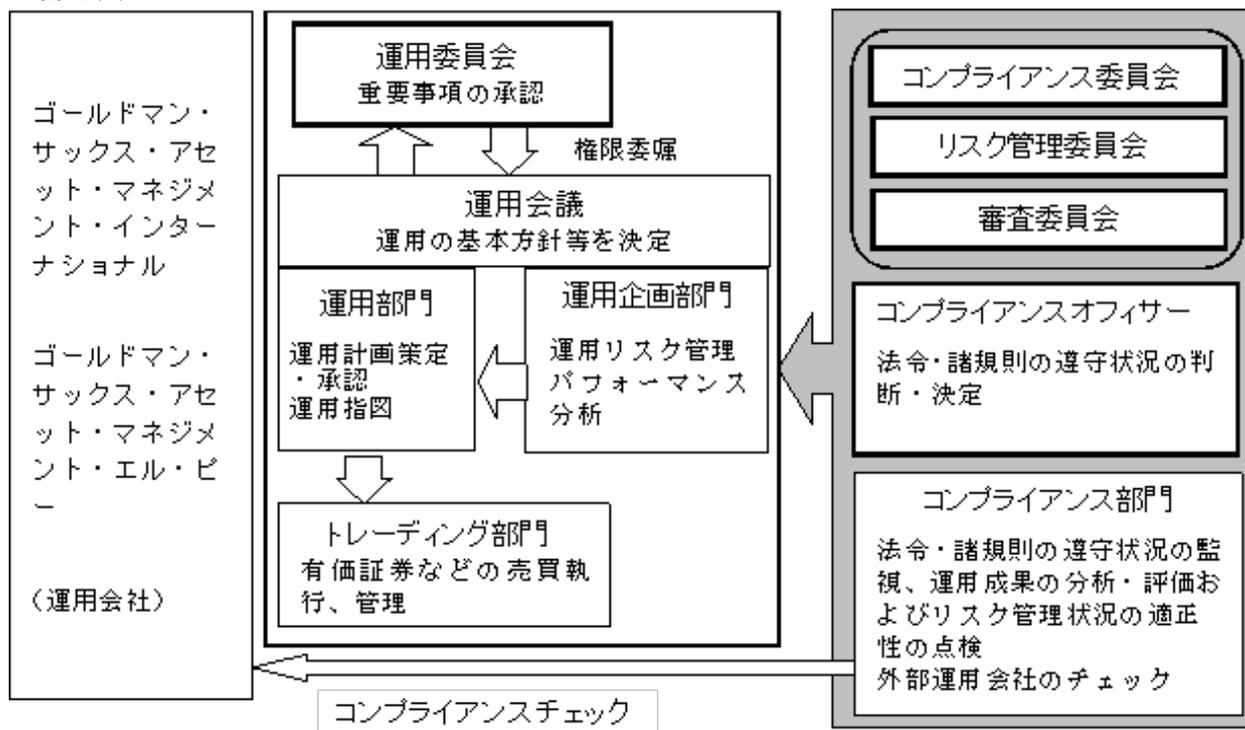
上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成25年1月11日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

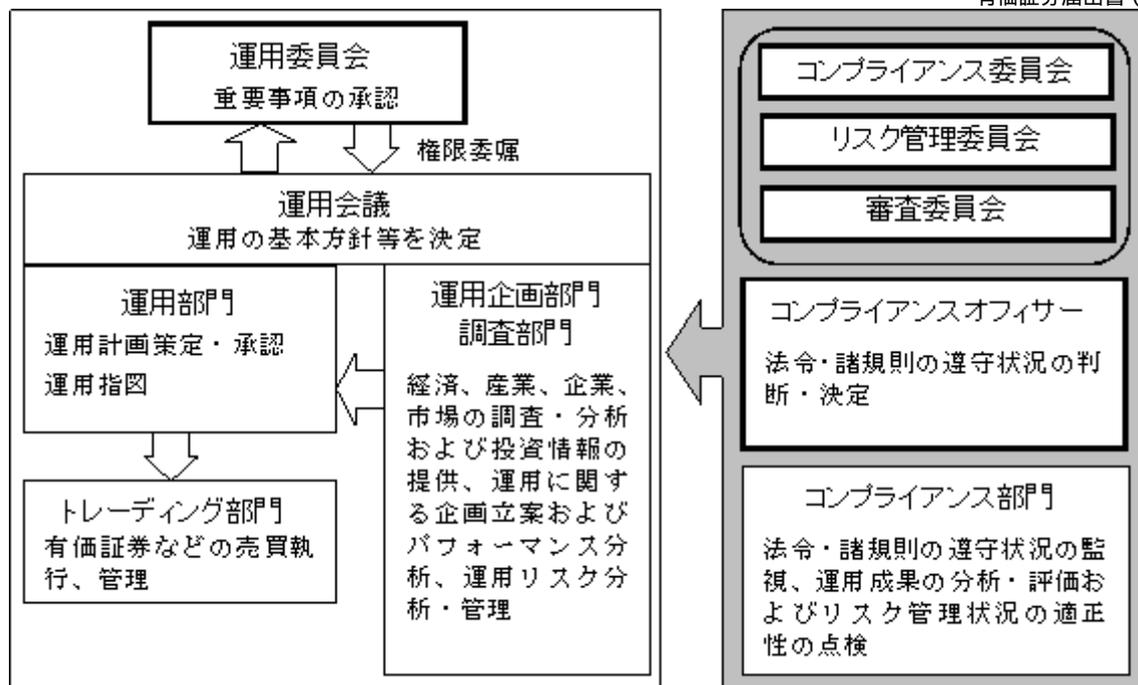
(3) 【運用体制】

a. 各ファンドの運用体制

各通貨コース



マネープールファンド



各ファンド共通

上記は平成25年1月11日現在のものであり、今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。（マネープールファンドを除きます。）

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

各ファンド共通

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基

準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

各通貨コース

a．収益分配は原則として、毎月12日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2．分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．上記2．にかかわらず、上記2．にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向等を勘案して委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- 4．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

マネープールファンド

a．収益分配は年2回、原則として、4月、10月の各月12日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2．分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b．収益分配方式

各通貨コース

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

マネープールファンド

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある

ときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 損失の繰り越し

各ファンド共通

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 分配金の取り扱い

各ファンド共通

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

各通貨コース

投資信託約款に定める投資制限

a. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e. 外国為替予約の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買い予約の合計額と売り予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

f. 資金の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g. 利害関係人等との取引等

- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- (二) 上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

マネープールファンド

投資信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b．投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c．投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、

d．同一銘柄への投資制限

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

f．有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとし、

2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとし、

g．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとし、

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとし、

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

h．資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済

を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二)借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

i.利害関係人等との取引等

(イ)受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ)受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ)委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(二)上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

法令に定める投資制限

a.同一法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

3【投資リスク】

(1)ファンドのもつリスク

各通貨コースは、外国籍の投資信託証券を通じて、主として世界の金融機関が発行するハイブリッド証券や普通社債に投資する一方で、当該資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。またマネープールファンドは本邦通貨建ての短期公社債に実質的に投資します。

これらの投資対象証券には主として次のような性質があり、各ファンドの基準価額を変動させる要因となるため、各ファンドへの投資により損失を被る可能性があります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

各ファンド共通

a．信用リスク

公社債や短期金融商品およびそれらの発行企業の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、発行企業の財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなる（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b．流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。各ファンドまたは各ファンドが投資する投資信託証券において特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。各通貨コースが実質的に投資対象とするハイブリッド証券は、一般に市場における流動性が相対的に低いため、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

c．金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

各通貨コース

d．ハイブリッド証券（劣後債および優先証券など）への投資に伴う固有のリスク

ハイブリッド証券（劣後債および優先証券など）への投資には、普通社債への投資と比較して、次のような固有のリスクがあり、価格変動リスクや信用リスクは相対的に大きいものとなります。

劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）

一般にハイブリッド証券の法的な弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。したがって、発行体が破綻などに陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元金の支払いを受けることができません（法的弁済順位の劣後）。またハイブリッド証券は一般に普通社債と比較して低い格付けが格付会社により付与されていますが、その格付けがさらに下落する場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落する可能性があります。

繰上償還延期リスク

一般にハイブリッド証券には、繰上償還（コール）条項が付与されています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境などの要因によって、予定された期日に繰上償還が実施されなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。

利払い繰延リスク

ハイブリッド証券には、利息または配当の支払繰延条項を有する証券があります。これらの証券においては、発行体の財務状況や収益動向などの要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

e . 為替変動リスク

為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスクをいいます。たとえば、投資対象となる有価証券が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その結果、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

・各通貨コース<円コースを除く>

各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。それにより、実質的に対円で当該対象通貨を買い付けることとなるため、対象通貨の為替変動によって各通貨コースの基準価額は影響を受けます。対象通貨の中には新興国通貨も含まれ、それらの通貨の為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。また、対象通貨によって保有する有価証券と完全に同額の為替取引を行うことができないことがあります。そのため、外国投資信託が保有する有価証券の発行通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替取引を行うにあたり、各通貨コースの対象通貨の金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

・円コース

円コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、円を買い予約する為替取引により、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクを軽減する運用を行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジを行うにあたり、円金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

f . カントリーリスク

一般に有価証券や外国通貨への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。また、新興国は先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。そのため、その国の政治、経済、社会情勢などの変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。その影響を受け各通貨コースの基準価額が下落することがあります。

g . 特定の業種への集中投資リスク

各通貨コースは、投資信託証券を通じて、金融機関が発行する債券や優先証券に集中的に投資するため、個別金融機関の財務内容および収益動向などに加えて、金融機関を監督する金融当局の行政方針や金融システムの状況など、金融セクター固有の要因によるリスクが伴います。したがって、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。金融機関の財務状況に対する懸念が高まる局面や、予想外の金融行政の変化などが起こった場合には、債券および優先証券の価格下落に伴い各通貨コースの基準価額は大きく下落する可能性があります。また、発行金融機関が経営不安、倒産、国有化などに陥った場合には、実質的に組み入れを行っている債券や優先証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、各通貨コースの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

h . 特定の投資信託証券に投資するリスク

各通貨コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各通貨コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

各ファンド共通

i. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ニ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ホ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(ヘ) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用しているため、他のベビーファンドの影響を受けマザーファンドの基準価額が下落した場合には、マネープールファンドの基準価額が下落する可能性があります。

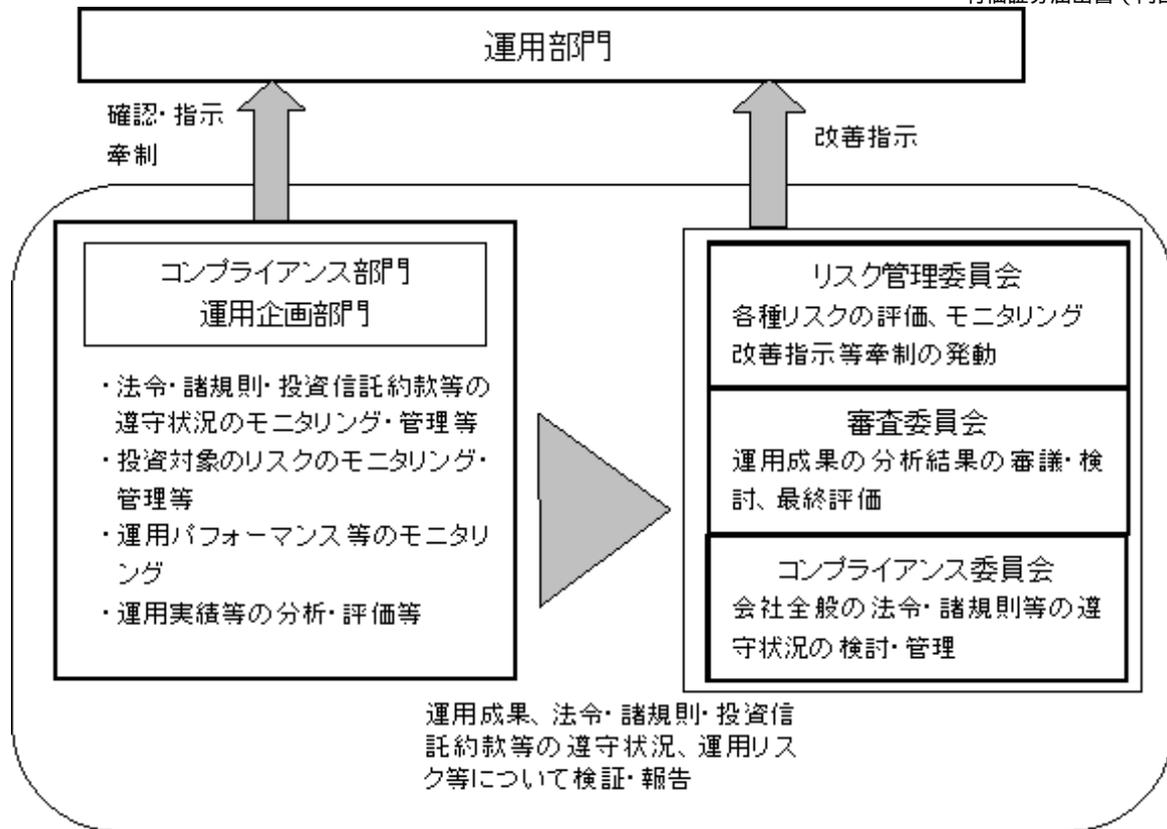
また、各通貨コースが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があり、上記のような要因で、各通貨コースの基準価額が変動する可能性があります。

(2) リスク管理体制

各ファンド共通

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
 (詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

| | | |
|---|--|------------------------------|
| <p>ファンドの取得時にかかる費用と税金</p> | <p>●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。 マネーブルファンドへのスイッチングの場合にはかかりません。</p> | |
| <p>ファンドの保有時にかかる費用と税金</p> | <p>●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 ※上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。 その他、各通貨コースが投資する投資信託証券においても同様または類似の費用や税金がかかります。</p> | |
| | <p>◎分配金にかかる税金（注）</p> | <p>普通分配金に対する 所得税・地方税</p> |
| <p>ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金 (スイッチングの場合を含む。)</p> | <p>●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、マネーブルファンド以外は信託財産留保額が差し引かれます。</p> | |
| | <p>◎解約代金・償還金にかかる税金（注）</p> | <p>譲渡益に対する 所得税・地方税</p> |

（注）個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。

平成25年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（1）【申込手数料】

（イ）申込手数料

各通貨コース

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

各ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により各ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合はいいです。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合はいいです。

マネープールファンド

申込手数料はかかりません。ただし、お買い付けは各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。

(ロ) スイッチング手数料

各ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

(2) 【換金(解約)手数料】

a. 解約時手数料

各ファンド共通

ご解約時の手数料はありません。

b. 信託財産留保額

各通貨コース

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

マネープールファンド

信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

各通貨コース

信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の110.25の率(1.1025%) (税込)を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

| | | |
|-----------------|------|-----------------------|
| 信託報酬の配分 (年率) | 委託者 | 純資産総額に対し年0.4200% (税込) |
| | 販売会社 | 純資産総額に対し年0.6510% (税込) |
| | 受託者 | 純資産総額に対し年0.0315% (税込) |

なお、上記のほか、各ファンドが投資対象とする投資信託証券においても信託報酬がかかります。

各ファンドの投資対象の投資信託証券における信託報酬を含めた各通貨コースの実質的な信託報酬の総額の上限は、以下のとおりです。

・下記の*には次の表の各通貨クラスをあてはめてご覧ください。

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| J P Yクラス | U S Dクラス | A U Dクラス | B R Lクラス |
| R U Bクラス | I N Rクラス | C N Yクラス | Z A Rクラス |

| | 信託報酬率 (対純資産総額・年率) |
|--|----------------------|
| 各ファンド | 1.1025% (税込) |
| G Sグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - * | 0.5500% |
| 合 計 | 1.6525%程度 (税込) |

内国証券投資信託(親投資信託) 国内短期公社債マザーファンドの信託報酬は、ありません。

上記の信託報酬の合計は、G Sグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - *を100%組み入れた場合の数値です。

サブデット・ファンドは、余資運用の一環として主に短期債券等を投資対象とするファンドへ投資することがあり、かかる場合においては当該ファンドの管理報酬等(サブデット・ファンドの純資産総額の年率0.0175%相当を上限とします。)を間接的に負担します。

マネープールファンド

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に下記に定める率を乗じて得た額とします。

当月の最初の営業日(委託者の営業日をいいます。以下同じ。)から翌月の最初の営業日前日までの日々の信託報酬率は、短資協会が日々発表する無担保コール翌日物の加重平均レートの前月における平均値(以下「月中平均コール・レート」といいます。)に応じ、次に掲げる率とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われるものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

| 月中平均コール・レート | 信託報酬率 (対純資産総額・年率) (税込) | | 委託会社 | 販売会社 | 受託銀行 |
|----------------|------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | | |
| 0.15%未満 | 年10,000分の6.300 | 0.0630% | 0.0210% | 0.0210% | 0.0210% |
| 0.15%以上0.30%未満 | 年10,000分の15.75 | 0.1575% | 0.0525% | 0.0525% | 0.0525% |
| 0.30%以上0.60%未満 | 年10,000分の31.50 | 0.3150% | 0.1050% | 0.1050% | 0.1050% |
| 0.60%以上1.00%未満 | 年10,000分の52.50 | 0.5250% | 0.2100% | 0.2100% | 0.1050% |
| 1.00%以上 | 年10,000分の63.00 | 0.6300% | 0.3150% | 0.2100% | 0.1050% |

(4) 【その他の手数料等】

各通貨コース

a . 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報

酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、各ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d. 各通貨コースが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券等の売買手数料、税金、株式登録機関兼名義書換事務代行会社の報酬、弁護士費用、監査報酬、外国籍投資信託の設立に関連した費用等がかかります。

マネープールファンド

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンド共通

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表1）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表1）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（表1）

| 期 間 | 税 率 |
|------------------------------|---------------------------------------|
| 平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで | 10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%） |
| 平成26年1月1日以降 | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%） |

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うこ

とが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表2）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

（表2）

| 期 間 | 税 率 |
|------------------------------|-------------------------------------|
| 平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで | 7.147%（所得税7%および復興特別所得税 0.147%） |
| 平成26年1月1日以降 | 15.315%（所得税15%および復興特別所得税 0.315%） |

c．個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

円コース

(平成24年11月30日現在)

| 分類 | 資産の種類 | 国・地域 | 金額 | 評価方法 | 投資比率 |
|------|-----------|------------------------|---------------------|------------------|----------------|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 円 28,429,620,912 | 時価 | % 95.9 |
| | | 小計 | 円 28,429,620,912 | - | % 95.9 |
| | | 国内短期公社債マザー ファンド受益証券 | 日本 | 円 532,027,157 | 時価 |
| | 親投資 信託 | 小計 | 円 532,027,157 | - | % 1.8 |
| | その他 資産 | コール・ローン等 | 日本他 | 円 695,233,317 | 負債控除後の 取得価額 |
| - | 純資産総額 | | 円 29,656,881,386 | - | % 100.0 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

米ドルコース

(平成24年11月30日現在)

| 分類 | 資産の種類 | 国・地域 | 金額 | 評価方法 | 投資比率 |
|------|-----------|------------------------|--------------------|-----------------|----------------|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 円 1,040,788,974 | 時価 | % 95.5 |
| | | 小計 | 円 1,040,788,974 | - | % 95.5 |
| | | 国内短期公社債マザー ファンド受益証券 | 日本 | 円 16,033,822 | 時価 |
| | 親投資 信託 | 小計 | 円 16,033,822 | - | % 1.5 |
| | その他 資産 | コール・ローン等 | 日本他 | 円 33,245,548 | 負債控除後の 取得価額 |
| - | 純資産総額 | | 円 1,090,068,344 | - | % 100.0 |

豪ドルコース

(平成24年11月30日現在)

| 分類 | 資産の種類 | 国・地域 | 金額 | 評価方法 | 投資比率 |
|----|-------|------|----|------|------|
|----|-------|------|----|------|------|

| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 円 | 時価 | % |
|-----------|-----------|------------------------|---------------|----------------|-------|
| | | | 6,885,252,758 | | |
| | | 小 計 | 円 | - | 96.9 |
| | 親投資 信託 | 国内短期公社債マザー ファンド受益証券 | 日 本 | 円 | 1.1 |
| | | | | 80,469,098 | 時価 |
| | | 小 計 | 円 | - | 1.1 |
| その他 資産 | コール・ローン等 | 日 本 他 | 円 | 負債控除後の 取得価額 | 1.9 |
| - | 純資産総額 | | 円 | - | 100.0 |
| | | | 7,101,975,046 | | |

ブラジルリアルコース

(平成24年11月30日現在)

| 分 類 | 資産の種類 | 国・地域 | 金 額 | 評価方法 | 投資比率 |
|-----------|------------------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 円 | 時価 | % |
| | | | 40,059,915,279 | | 96.1 |
| | | 小 計 | 円 | - | 96.1 |
| | | 40,059,915,279 | | | |
| 親投資 信託 | 国内短期公社債マザー ファンド受益証券 | 日 本 | 円 | 時価 | 1.7 |
| | | | 693,742,834 | | |
| | | 小 計 | 円 | - | 1.7 |
| | | | 693,742,834 | | |
| その他 資産 | コール・ローン等 | 日 本 他 | 円 | 負債控除後の 取得価額 | 2.3 |
| - | 純資産総額 | | 円 | - | 100.0 |
| | | | 41,692,539,875 | | |

ロシアルーブルコース

(平成24年11月30日現在)

| 分 類 | 資産の種類 | 国・地域 | 金 額 | 評価方法 | 投資比率 |
|-----------|------------------------|-------------|-------------|----------------|------|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 円 | 時価 | % |
| | | | 316,720,197 | | 96.6 |
| | | 小 計 | 円 | - | 96.6 |
| | | 316,720,197 | | | |
| 親投資 信託 | 国内短期公社債マザー ファンド受益証券 | 日 本 | 円 | 時価 | 1.2 |
| | | | 4,049,831 | | |
| | | 小 計 | 円 | - | 1.2 |
| | | | 4,049,831 | | |
| その他 資産 | コール・ローン等 | 日 本 他 | 円 | 負債控除後の 取得価額 | 2.1 |
| | | | 円 | | % |
| | | | 6,968,149 | | |

| | | | | |
|---|-------|-------------|---|-------|
| - | 純資産総額 | 327,738,177 | - | 100.0 |
|---|-------|-------------|---|-------|

インドルピーコース

(平成24年11月30日現在)

| 分類 | 資産の種類 | 国・地域 | 金額 | 評価方法 | 投資比率 | |
|------|-----------|------------------------|------------------|-----------------|----------------|----------|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 円 888,263,487 | 時価 | % 96.1 | |
| | | 小計 | 円 888,263,487 | - | % 96.1 | |
| | 親投資 信託 | 国内短期公社債マザー ファンド受益証券 | 日本 | 円 10,543,420 | 時価 | % 1.1 |
| | | 小計 | 円 10,543,420 | - | % 1.1 | |
| | その他 資産 | コール・ローン等 | 日本他 | 円 25,166,226 | 負債控除後の 取得価額 | % 2.7 |
| - | 純資産総額 | | 円 923,973,133 | - | % 100.0 | |

中国元コース

(平成24年11月30日現在)

| 分類 | 資産の種類 | 国・地域 | 金額 | 評価方法 | 投資比率 | |
|------|-----------|------------------------|--------------------|-----------------|----------------|----------|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 円 1,738,381,298 | 時価 | % 97.1 | |
| | | 小計 | 円 1,738,381,298 | - | % 97.1 | |
| | 親投資 信託 | 国内短期公社債マザー ファンド受益証券 | 日本 | 円 22,127,071 | 時価 | % 1.2 |
| | | 小計 | 円 22,127,071 | - | % 1.2 | |
| | その他 資産 | コール・ローン等 | 日本他 | 円 28,974,908 | 負債控除後の 取得価額 | % 1.6 |
| - | 純資産総額 | | 円 1,789,483,277 | - | % 100.0 | |

南アフリカランドコース

(平成24年11月30日現在)

| 分類 | 資産の種類 | 国・地域 | 金額 | 評価方法 | 投資比率 |
|----|-------|------|----|------|------|
|----|-------|------|----|------|------|

| | | | | | | |
|-----------|------------------------|----|-----------|-------------|----------------|-------|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | | ケイマン諸島 | 円 | 時価 | % |
| | | | | 367,817,723 | | 95.6 |
| | | | 小計 | 円 | | % |
| | | | | 367,817,723 | - | 95.6 |
| 親投資 信託 | 国内短期公社債マザー ファンド受益証券 | | 日本 | 円 | 時価 | % |
| | | | | 5,034,574 | | 1.3 |
| | | 小計 | 円 | | % | |
| | | | 5,034,574 | - | 1.3 | |
| その他 資産 | コール・ローン等 | | 日本他 | 円 | 負債控除後の 取得価額 | % |
| | | | | 12,076,839 | | 3.1 |
| - | 純資産総額 | | | 円 | | % |
| | | | | 384,929,136 | - | 100.0 |

マネープールファンド

(平成24年11月30日現在)

| 分類 | 資産の種類 | | 国・地域 | 金額 | 評価方法 | 投資比率 |
|-----------|-----------|------------------------|-------------|-------------|----------------|-------|
| 有価証券 | 親投資 信託 | 国内短期公社債マザー ファンド受益証券 | 日本 | 円 | 時価 | % |
| | | | | 111,158,689 | | 99.0 |
| | | 小計 | 円 | | % | |
| | | | 111,158,689 | - | 99.0 | |
| その他 資産 | コール・ローン等 | | 日本 | 円 | 負債控除後の 取得価額 | % |
| | | | | 1,137,690 | | 1.0 |
| - | 純資産総額 | | | 円 | | % |
| | | | | 112,296,379 | - | 100.0 |

(参考)

各ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資状況は以下のとおりです。

<国内短期公社債マザーファンド>

(平成24年11月30日現在)

| 分類 | 資産の種類 | | 国・地域 | 金額 | 評価方法 | 投資比率 |
|-----------|----------|------|---------------|---------------|----------------|-------|
| 有価証券 | 公社債券 | 国債証券 | 日本 | 円 | 時価 | % |
| | | | | 1,499,857,866 | | 98.9 |
| | | 小計 | 円 | | % | |
| | | | 1,499,857,866 | - | 98.9 | |
| その他 資産 | コール・ローン等 | | 日本 | 円 | 負債控除後の 取得価額 | % |
| | | | | 16,084,100 | | 1.1 |
| - | 純資産総額 | | | 円 | | % |
| | | | | 1,515,941,966 | - | 100.0 |

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

円コース

(平成24年11月30日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 種類 | 数量 (口) | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資比率 (%) |
|----|---|----------------|--------------|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-------------|
| | | | | | 単価 (円) | 金額 (円) | 単価 (円) | 金額 (円) | |
| 1 | GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット・ セキュリティーズ・FX・サ ブ・トラスト - JPYクラス | ケイ マン 諸島 | 投資信託 受益証券 | 29,791,072,946 | 0.9400 | 28,237,195,380 | 0.9543 | 28,429,620,912 | 95.86 |
| 2 | 国内短期公社債 マザーファンド受益証券 | 日本 | 親投資信託 | 528,014,249 | 1.0075 | 531,974,355 | 1.0076 | 532,027,157 | 1.79 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率 (平成24年11月30日現在)

| 種類 | 投資比率 (%) |
|----------|----------|
| 投資信託受益証券 | 95.86 |
| 親投資信託 | 1.79 |
| 合計 | 97.65 |

株式業種別投資比率 (平成24年11月30日現在)

該当事項はありません。

米ドルコース

(平成24年11月30日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 種類 | 数量 (口) | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資比率 (%) |
|----|---|----------------|--------------|---------------|-----------|-------------|-----------|---------------|-------------|
| | | | | | 単価 (円) | 金額 (円) | 単価 (円) | 金額 (円) | |
| 1 | GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット・ セキュリティーズ・FX・サ ブ・トラスト - USDクラス | ケイ マン 諸島 | 投資信託 受益証券 | 1,179,765,330 | 0.8400 | 991,002,877 | 0.8822 | 1,040,788,974 | 95.47 |
| 2 | 国内短期公社債 マザーファンド受益証券 | 日本 | 親投資信託 | 15,912,885 | 1.0075 | 16,032,231 | 1.0076 | 16,033,822 | 1.47 |

種類別投資比率 (平成24年11月30日現在)

| 種類 | 投資比率 (%) |
|----------|----------|
| 投資信託受益証券 | 95.47 |
| 親投資信託 | 1.47 |
| 合計 | 96.95 |

株式業種別投資比率 (平成24年11月30日現在)

該当事項はありません。

豪ドルコース

(平成24年11月30日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 種類 | 数量 (口) | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資 比率 (%) |
|----|---|----------------|--------------|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------------|
| | | | | | 単価 (円) | 金額 (円) | 単価 (円) | 金額 (円) | |
| 1 | GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット・ セキュリティーズ・FX・サ ブ・トラスト - AUDクラス | ケイ マン 諸島 | 投資信託 受益証券 | 7,005,751,688 | 0.9300 | 6,563,406,575 | 0.9828 | 6,885,252,758 | 96.94 |
| 2 | 国内短期公社債 マザーファンド受益証券 | 日本 | 親投資信託 | 79,862,146 | 1.0075 | 80,461,112 | 1.0076 | 80,469,098 | 1.13 |

種類別投資比率(平成24年11月30日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 96.94 |
| 親投資信託 | 1.13 |
| 合計 | 98.08 |

株式業種別投資比率(平成24年11月30日現在)

該当事項はありません。

ブラジルリアルコース

(平成24年11月30日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 種類 | 数量 (口) | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資 比率 (%) |
|----|---|----------------|--------------|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------------|
| | | | | | 単価 (円) | 金額 (円) | 単価 (円) | 金額 (円) | |
| 1 | GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット・ セキュリティーズ・FX・サ ブ・トラスト - BRLクラス | ケイ マン 諸島 | 投資信託 受益証券 | 61,085,567,672 | 0.6400 | 39,360,938,417 | 0.6558 | 40,059,915,279 | 96.08 |
| 2 | 国内短期公社債 マザーファンド受益証券 | 日本 | 親投資信託 | 688,510,157 | 1.0075 | 693,673,983 | 1.0076 | 693,742,834 | 1.66 |

種類別投資比率(平成24年11月30日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 96.08 |
| 親投資信託 | 1.66 |
| 合計 | 97.74 |

株式業種別投資比率(平成24年11月30日現在)

該当事項はありません。

ロシアルーブルコース

(平成24年11月30日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 種類 | 数量 (口) | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資 比率 (%) |
|----|---|----------------|--------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------------|
| | | | | | 単価 (円) | 金額 (円) | 単価 (円) | 金額 (円) | |
| 1 | GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット・ セキュリティーズ・FX・サ ブ・トラスト - RUBクラス | ケイ マン 諸島 | 投資信託 受益証券 | 393,685,765 | 0.7500 | 296,209,169 | 0.8045 | 316,720,197 | 96.63 |

| | | | | | | | | | |
|---|------------------------|----|-------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|------|
| 2 | 国内短期公社債 マザーファンド受益証券 | 日本 | 親投資信託 | 4,019,285 | 1.0075 | 4,049,429 | 1.0076 | 4,049,831 | 1.23 |
|---|------------------------|----|-------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|------|

種類別投資比率（平成24年11月30日現在）

| 種 類 | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 96.63 |
| 親投資信託 | 1.23 |
| 合 計 | 97.87 |

株式業種別投資比率（平成24年11月30日現在）

該当事項はありません。

インドルピーコース

（平成24年11月30日現在）

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 種類 | 数量 (口) | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資 比率 (%) |
|----|---|----------------|--------------|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------------|
| | | | | | 単価 (円) | 金額 (円) | 単価 (円) | 金額 (円) | |
| 1 | GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット・ セキュリティーズ・FX・サ ブ・トラスト - INRクラス | ケイ マン 諸島 | 投資信託 受益証券 | 1,283,617,757 | 0.6600 | 850,984,362 | 0.6920 | 888,263,487 | 96.13 |
| 2 | 国内短期公社債 マザーファンド受益証券 | 日本 | 親投資信託 | 10,463,895 | 1.0075 | 10,542,374 | 1.0076 | 10,543,420 | 1.14 |

種類別投資比率（平成24年11月30日現在）

| 種 類 | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 96.13 |
| 親投資信託 | 1.14 |
| 合 計 | 97.27 |

株式業種別投資比率（平成24年11月30日現在）

該当事項はありません。

中国元コース

（平成24年11月30日現在）

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 種類 | 数量 (口) | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資 比率 (%) |
|----|---|----------------|--------------|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------------|
| | | | | | 単価 (円) | 金額 (円) | 単価 (円) | 金額 (円) | |
| 1 | GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット・ セキュリティーズ・FX・サ ブ・トラスト - CNYクラス | ケイ マン 諸島 | 投資信託 受益証券 | 2,092,166,685 | 0.7900 | 1,652,811,681 | 0.8309 | 1,738,381,298 | 97.14 |
| 2 | 国内短期公社債 マザーファンド受益証券 | 日本 | 親投資信託 | 21,960,174 | 1.0075 | 22,124,875 | 1.0076 | 22,127,071 | 1.23 |

種類別投資比率（平成24年11月30日現在）

| 種 類 | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 97.14 |

| | |
|-------|-------|
| 親投資信託 | 1.23 |
| 合計 | 98.38 |

株式業種別投資比率（平成24年11月30日現在）

該当事項はありません。

南アフリカランドコース

（平成24年11月30日現在）

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 種類 | 数量 (口) | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資比率 (%) |
|----|---|----------------|--------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| | | | | | 単価 (円) | 金額 (円) | 単価 (円) | 金額 (円) | |
| 1 | GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット・ セキュリティーズ・FX・サ ブ・トラスト-ZARクラス | ケイ マン 諸島 | 投資信託 受益証券 | 495,044,043 | 0.7100 | 351,481,270 | 0.7430 | 367,817,723 | 95.55 |
| 2 | 国内短期公社債 マザーファンド受益証券 | 日本 | 親投資信託 | 4,996,600 | 1.0075 | 5,034,074 | 1.0076 | 5,034,574 | 1.30 |

種類別投資比率（平成24年11月30日現在）

| 種類 | 投資比率 (%) |
|----------|----------|
| 投資信託受益証券 | 95.55 |
| 親投資信託 | 1.30 |
| 合計 | 96.86 |

株式業種別投資比率（平成24年11月30日現在）

該当事項はありません。

マネープールファンド

（平成24年11月30日現在）

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 種類 | 数量 (口) | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資比率 (%) |
|----|------------------------|------|-------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| | | | | | 単価 (円) | 金額 (円) | 単価 (円) | 金額 (円) | |
| 1 | 国内短期公社債 マザーファンド受益証券 | 日本 | 親投資信託 | 110,320,256 | 1.0074 | 111,138,809 | 1.0076 | 111,158,689 | 98.98 |

種類別投資比率（平成24年11月30日現在）

| 種類 | 投資比率 (%) |
|-------|----------|
| 親投資信託 | 98.98 |
| 合計 | 98.98 |

株式業種別投資比率（平成24年11月30日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

各ファンド共通

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

各ファンド共通

該当事項はありません。

（参考）

各ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資資産は以下のとおりです。

< 国内短期公社債マザーファンド >

投資有価証券の主要銘柄

（平成24年11月30日現在）

| 順位 | 銘柄名 | 国・地域 | 種類 | 額面（円） | 帳簿価額 | | 評価額 | | 利率（％） | 償還期限 | 投資比率（％） |
|----|-------------|------|------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|--------|------------|---------|
| | | | | | 単価（円） | 金額（円） | 単価（円） | 金額（円） | | | |
| 1 | 第306回国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 600,000,000 | 99.99 | 599,995,049 | 99.99 | 599,995,049 | 0.0000 | 2012.12.03 | 39.57 |
| 2 | 第313回国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 490,000,000 | 99.98 | 489,945,412 | 99.98 | 489,945,412 | 0.0000 | 2013.01.10 | 32.31 |
| 3 | 第321回国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 410,000,000 | 99.97 | 409,917,405 | 99.97 | 409,917,405 | 0.0000 | 2013.02.12 | 27.04 |

種類別投資比率（平成24年11月30日現在）

| 種類 | 投資比率（％） |
|------|---------|
| 国債証券 | 98.93 |
| 合計 | 98.93 |

株式業種別投資比率（平成24年11月30日現在）

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

円コース

（単位：円）

| 期間 | 純資産総額 （分配落ち） | 純資産総額 （分配付き） | 基準価額 （分配落ち） | 基準価額 （分配付き） | |
|---------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|--------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間末 | 34,181,769,526 | 34,319,141,537 | 9,953 | 9,993 |
| | 第2期計算期間末 | 41,774,296,384 | 41,941,432,685 | 9,998 | 10,038 |
| | 第3期計算期間末 | 49,350,573,559 | 49,547,391,977 | 10,030 | 10,070 |
| | 第4期計算期間末 | 55,335,840,129 | 55,554,370,080 | 10,129 | 10,169 |
| | 第5期計算期間末 | 59,267,801,271 | 59,503,753,315 | 10,047 | 10,087 |
| | 第6期計算期間末 | 62,241,785,835 | 62,495,504,240 | 9,813 | 9,853 |

| | | | | | |
|---------|----------------------------|----------------|----------------|--------|--------|
| 第2期特定期間 | 第7期計算期間末 | 63,470,198,231 | 63,726,867,859 | 9,891 | 9,931 |
| | 第8期計算期間末 | 65,883,810,174 | 66,141,998,762 | 10,207 | 10,247 |
| | 第9期計算期間末 | 62,643,095,301 | 62,888,806,674 | 10,198 | 10,238 |
| | 第10期計算期間末 | 61,051,629,999 | 61,286,499,055 | 10,398 | 10,438 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間末 | 57,662,104,305 | 57,886,309,574 | 10,287 | 10,327 |
| | 第12期計算期間末 | 54,160,518,865 | 54,379,208,858 | 9,906 | 9,946 |
| | 第13期計算期間末 | 54,124,613,035 | 54,344,130,342 | 9,862 | 9,902 |
| | 第14期計算期間末 | 53,188,416,206 | 53,402,298,301 | 9,947 | 9,987 |
| | 第15期計算期間末 | 51,872,673,351 | 52,080,227,754 | 9,997 | 10,037 |
| 第4期特定期間 | 第16期計算期間末 | 50,557,656,681 | 50,759,187,883 | 10,035 | 10,075 |
| | 第17期計算期間末 | 50,166,808,337 | 50,365,517,419 | 10,099 | 10,139 |
| | 第18期計算期間末 | 49,699,329,211 | 49,897,686,050 | 10,022 | 10,062 |
| | 第19期計算期間末 | 49,202,514,818 | 49,399,734,792 | 9,979 | 10,019 |
| | 第20期計算期間末 | 46,808,884,664 | 47,003,272,211 | 9,632 | 9,672 |
| | 第21期計算期間末 | 44,644,612,155 | 44,834,787,191 | 9,390 | 9,430 |
| 第5期特定期間 | 第22期計算期間末 | 40,947,232,281 | 41,130,041,842 | 8,960 | 9,000 |
| | 第23期計算期間末 | 40,134,961,278 | 40,308,993,842 | 9,225 | 9,265 |
| | 第24期計算期間末 | 37,924,025,769 | 38,091,772,319 | 9,043 | 9,083 |
| | 第25期計算期間末 | 37,032,142,204 | 37,194,392,332 | 9,130 | 9,170 |
| | 第26期計算期間末 | 36,179,756,168 | 36,332,899,730 | 9,450 | 9,490 |
| | 第27期計算期間末 | 35,567,294,863 | 35,716,202,752 | 9,554 | 9,594 |
| 第6期特定期間 | 第28期計算期間末 | 34,166,814,517 | 34,311,800,825 | 9,426 | 9,466 |
| | 第29期計算期間末 | 33,638,235,239 | 33,780,343,943 | 9,468 | 9,508 |
| | 第30期計算期間末 | 31,749,848,608 | 31,885,597,355 | 9,355 | 9,395 |
| | 第31期計算期間末 | 30,905,371,078 | 31,035,729,808 | 9,483 | 9,523 |
| | 第32期計算期間末 | 30,739,093,036 | 30,865,926,907 | 9,694 | 9,734 |
| | 第33期計算期間末 | 30,044,616,509 | 30,167,315,330 | 9,795 | 9,835 |
| | 第34期計算期間末 (平成24年10月12日) | 29,427,539,830 | 29,545,597,088 | 9,971 | 10,011 |
| | 平成23年11月末日 | 37,943,138,379 | - | 8,947 | - |
| | 平成23年12月末日 | 37,206,825,179 | - | 9,081 | - |
| | 平成24年1月末日 | 36,635,391,877 | - | 9,405 | - |
| | 平成24年2月末日 | 35,724,455,894 | - | 9,517 | - |
| | 平成24年3月末日 | 34,998,719,059 | - | 9,600 | - |
| | 平成24年4月末日 | 33,723,454,718 | - | 9,449 | - |
| | 平成24年5月末日 | 31,912,938,611 | - | 9,325 | - |
| | 平成24年6月末日 | 30,910,295,487 | - | 9,406 | - |
| | 平成24年7月末日 | 30,645,246,482 | - | 9,602 | - |
| | 平成24年8月末日 | 30,063,171,719 | - | 9,732 | - |
| | 平成24年9月末日 | 29,493,592,751 | - | 9,898 | - |
| | 平成24年10月末日 | 29,105,676,043 | - | 10,060 | - |
| | 平成24年11月末日 | 29,656,881,386 | - | 10,165 | - |

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。以下同じ。

米ドルコース

(単位:円)

| 期 間 | 純資産総額 (分配落ち) | 純資産総額 (分配付き) | 基準価額 (分配落ち) | 基準価額 (分配付き) | |
|---------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|--------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間末 | 210,540,104 | 211,458,585 | 10,315 | 10,360 |
| | 第2期計算期間末 | 275,153,512 | 276,388,394 | 10,027 | 10,072 |
| | 第3期計算期間末 | 315,111,711 | 316,511,170 | 10,133 | 10,178 |
| | 第4期計算期間末 | 342,908,989 | 344,372,207 | 10,546 | 10,591 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間末 | 401,086,220 | 402,825,646 | 10,376 | 10,421 |
| | 第6期計算期間末 | 379,227,703 | 380,931,024 | 10,019 | 10,064 |
| | 第7期計算期間末 | 355,998,829 | 357,639,831 | 9,762 | 9,807 |
| | 第8期計算期間末 | 381,649,492 | 383,415,954 | 9,722 | 9,767 |
| | 第9期計算期間末 | 386,922,076 | 388,733,507 | 9,612 | 9,657 |
| | 第10期計算期間末 | 400,162,589 | 402,053,400 | 9,524 | 9,569 |
| | 第11期計算期間末 | 466,895,798 | 469,102,845 | 9,520 | 9,565 |

| | | | | | |
|------------|----------------------------|---------------|---------------|-------|-------|
| 第3期特定期間 | 第12期計算期間末 | 497,332,981 | 499,742,127 | 9,290 | 9,335 |
| | 第13期計算期間末 | 541,287,453 | 543,934,305 | 9,203 | 9,248 |
| | 第14期計算期間末 | 559,445,368 | 562,166,785 | 9,251 | 9,296 |
| | 第15期計算期間末 | 570,329,171 | 573,137,367 | 9,139 | 9,184 |
| | 第16期計算期間末 | 1,209,612,770 | 1,215,439,868 | 9,341 | 9,386 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間末 | 1,354,622,811 | 1,361,379,116 | 9,022 | 9,067 |
| | 第18期計算期間末 | 1,377,386,489 | 1,384,390,726 | 8,849 | 8,894 |
| | 第19期計算期間末 | 1,381,743,496 | 1,388,791,960 | 8,822 | 8,867 |
| | 第20期計算期間末 | 1,308,182,118 | 1,315,413,382 | 8,141 | 8,186 |
| | 第21期計算期間末 | 1,270,497,531 | 1,277,620,163 | 8,027 | 8,072 |
| | 第22期計算期間末 | 1,136,587,566 | 1,143,361,653 | 7,550 | 7,595 |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間末 | 1,147,399,474 | 1,153,984,021 | 7,842 | 7,887 |
| | 第24期計算期間末 | 1,072,970,692 | 1,079,247,947 | 7,692 | 7,737 |
| | 第25期計算期間末 | 1,053,477,513 | 1,059,640,310 | 7,692 | 7,737 |
| | 第26期計算期間末 | 1,057,055,838 | 1,062,984,745 | 8,023 | 8,068 |
| | 第27期計算期間末 | 1,108,074,381 | 1,113,887,405 | 8,578 | 8,623 |
| | 第28期計算期間末 | 1,184,511,498 | 1,190,915,497 | 8,323 | 8,368 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間末 | 1,168,972,713 | 1,175,354,801 | 8,242 | 8,287 |
| | 第30期計算期間末 | 1,129,897,646 | 1,136,182,896 | 8,090 | 8,135 |
| | 第31期計算期間末 | 1,135,548,279 | 1,141,769,623 | 8,214 | 8,259 |
| | 第32期計算期間末 | 1,133,070,860 | 1,139,259,464 | 8,239 | 8,284 |
| | 第33期計算期間末 | 1,113,256,066 | 1,119,309,641 | 8,276 | 8,321 |
| | 第34期計算期間末 (平成24年10月12日) | 1,131,353,577 | 1,137,352,139 | 8,487 | 8,532 |
| 平成23年11月末日 | | 1,075,930,758 | - | 7,634 | - |
| 平成23年12月末日 | | 1,071,084,469 | - | 7,739 | - |
| 平成24年1月末日 | | 1,053,049,716 | - | 7,871 | - |
| 平成24年2月末日 | | 1,081,162,274 | - | 8,370 | - |
| 平成24年3月末日 | | 1,184,804,273 | - | 8,610 | - |
| 平成24年4月末日 | | 1,186,687,487 | - | 8,325 | - |
| 平成24年5月末日 | | 1,122,373,645 | - | 8,028 | - |
| 平成24年6月末日 | | 1,123,179,663 | - | 8,121 | - |
| 平成24年7月末日 | | 1,123,608,056 | - | 8,170 | - |
| 平成24年8月末日 | | 1,130,121,529 | - | 8,309 | - |
| 平成24年9月末日 | | 1,114,479,627 | - | 8,352 | - |
| 平成24年10月末日 | | 1,095,020,044 | - | 8,704 | - |
| 平成24年11月末日 | | 1,090,068,344 | - | 9,048 | - |

豪ドルコース

(単位：円)

| 期 間 | | 純資産総額 (分配落ち) | 純資産総額 (分配付き) | 基準価額 (分配落ち) | 基準価額 (分配付き) |
|---------|-----------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間末 | 11,880,914,361 | 11,962,464,895 | 10,198 | 10,268 |
| | 第2期計算期間末 | 13,625,340,282 | 13,726,480,414 | 9,430 | 9,500 |
| | 第3期計算期間末 | 15,883,688,836 | 15,995,235,404 | 9,968 | 10,038 |
| | 第4期計算期間末 | 18,345,922,901 | 18,467,478,145 | 10,565 | 10,635 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間末 | 18,316,074,124 | 18,444,027,856 | 10,020 | 10,090 |
| | 第6期計算期間末 | 18,658,164,871 | 18,800,235,141 | 9,193 | 9,263 |
| | 第7期計算期間末 | 18,620,373,122 | 18,761,745,340 | 9,220 | 9,290 |
| | 第8期計算期間末 | 18,812,919,735 | 18,952,381,731 | 9,443 | 9,513 |
| | 第9期計算期間末 | 18,224,784,297 | 18,357,788,354 | 9,592 | 9,662 |
| | 第10期計算期間末 | 16,578,927,319 | 16,694,035,911 | 10,082 | 10,152 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間末 | 15,472,438,406 | 15,578,133,911 | 10,247 | 10,317 |
| | 第12期計算期間末 | 13,454,549,250 | 13,550,008,492 | 9,866 | 9,936 |
| | 第13期計算期間末 | 11,734,358,476 | 11,818,340,591 | 9,781 | 9,851 |
| | 第14期計算期間末 | 11,159,286,058 | 11,237,173,003 | 10,029 | 10,099 |
| | 第15期計算期間末 | 10,431,421,335 | 10,504,844,893 | 9,945 | 10,015 |
| | 第16期計算期間末 | 11,130,989,271 | 11,203,058,896 | 10,811 | 10,881 |

| | | | | | |
|------------|----------------------------|----------------|----------------|--------|--------|
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間末 | 10,637,652,403 | 10,707,487,438 | 10,663 | 10,733 |
| | 第18期計算期間末 | 9,856,889,744 | 9,923,978,919 | 10,285 | 10,355 |
| | 第19期計算期間末 | 9,591,404,124 | 9,656,266,882 | 10,351 | 10,421 |
| | 第20期計算期間末 | 8,262,537,805 | 8,325,039,449 | 9,254 | 9,324 |
| | 第21期計算期間末 | 8,424,576,584 | 8,487,912,045 | 9,311 | 9,381 |
| | 第22期計算期間末 | 7,301,734,368 | 7,362,992,630 | 8,344 | 8,414 |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間末 | 7,544,343,950 | 7,604,323,007 | 8,805 | 8,875 |
| | 第24期計算期間末 | 7,377,885,167 | 7,437,236,107 | 8,702 | 8,772 |
| | 第25期計算期間末 | 7,477,701,643 | 7,537,127,146 | 8,808 | 8,878 |
| | 第26期計算期間末 | 7,742,436,950 | 7,799,233,481 | 9,542 | 9,612 |
| | 第27期計算期間末 | 7,917,400,747 | 7,971,964,832 | 10,157 | 10,227 |
| | 第28期計算期間末 | 6,860,456,957 | 6,910,506,757 | 9,595 | 9,665 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間末 | 6,648,269,457 | 6,698,280,532 | 9,306 | 9,376 |
| | 第30期計算期間末 | 6,652,327,197 | 6,703,914,495 | 9,027 | 9,097 |
| | 第31期計算期間末 | 6,610,237,087 | 6,659,214,463 | 9,448 | 9,518 |
| | 第32期計算期間末 | 6,574,670,816 | 6,621,779,895 | 9,769 | 9,839 |
| | 第33期計算期間末 | 6,474,918,637 | 6,521,611,220 | 9,707 | 9,777 |
| | 第34期計算期間末 (平成24年10月12日) | 6,550,359,058 | 6,597,055,623 | 9,819 | 9,889 |
| 平成23年11月末日 | | 7,228,680,970 | - | 8,513 | - |
| 平成23年12月末日 | | 7,444,939,677 | - | 8,731 | - |
| 平成24年1月末日 | | 7,704,939,916 | - | 9,272 | - |
| 平成24年2月末日 | | 7,992,308,861 | - | 10,039 | - |
| 平成24年3月末日 | | 7,163,353,545 | - | 9,948 | - |
| 平成24年4月末日 | | 6,816,288,402 | - | 9,672 | - |
| 平成24年5月末日 | | 6,463,895,106 | - | 8,793 | - |
| 平成24年6月末日 | | 6,505,282,753 | - | 9,164 | - |
| 平成24年7月末日 | | 6,590,072,343 | - | 9,633 | - |
| 平成24年8月末日 | | 6,483,297,859 | - | 9,648 | - |
| 平成24年9月末日 | | 6,450,128,744 | - | 9,801 | - |
| 平成24年10月末日 | | 6,799,199,535 | - | 10,129 | - |
| 平成24年11月末日 | | 7,101,975,046 | - | 10,630 | - |

ブラジルリアルコース

(単位：円)

| 期 間 | | 純資産総額 (分配落ち) | 純資産総額 (分配付き) | 基準価額 (分配落ち) | 基準価額 (分配付き) |
|---------|-----------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間末 | 68,728,619,078 | 69,466,309,234 | 10,248 | 10,358 |
| | 第2期計算期間末 | 85,394,607,291 | 86,399,410,716 | 9,349 | 9,459 |
| | 第3期計算期間末 | 112,080,572,890 | 113,331,547,872 | 9,855 | 9,965 |
| | 第4期計算期間末 | 133,963,027,345 | 135,405,466,461 | 10,216 | 10,326 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間末 | 145,684,046,747 | 147,288,836,396 | 9,986 | 10,096 |
| | 第6期計算期間末 | 154,975,533,240 | 156,767,325,792 | 9,514 | 9,624 |
| | 第7期計算期間末 | 164,464,649,421 | 166,366,016,324 | 9,515 | 9,625 |
| | 第8期計算期間末 | 169,115,218,904 | 171,092,668,237 | 9,407 | 9,517 |
| | 第9期計算期間末 | 169,581,688,458 | 171,531,941,832 | 9,565 | 9,675 |
| | 第10期計算期間末 | 162,126,632,836 | 163,970,882,879 | 9,670 | 9,780 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間末 | 145,875,512,209 | 147,569,781,583 | 9,471 | 9,581 |
| | 第12期計算期間末 | 132,385,269,158 | 133,967,203,735 | 9,205 | 9,315 |
| | 第13期計算期間末 | 124,404,315,091 | 125,883,486,550 | 9,251 | 9,361 |
| | 第14期計算期間末 | 115,691,546,096 | 117,044,893,137 | 9,403 | 9,513 |
| | 第15期計算期間末 | 104,712,364,187 | 105,947,394,044 | 9,326 | 9,436 |
| | 第16期計算期間末 | 104,366,466,893 | 105,491,405,218 | 10,205 | 10,315 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間末 | 89,155,299,750 | 90,176,884,450 | 9,600 | 9,710 |
| | 第18期計算期間末 | 83,121,092,558 | 84,081,782,047 | 9,517 | 9,627 |
| | 第19期計算期間末 | 78,193,449,268 | 79,091,572,313 | 9,577 | 9,687 |
| | 第20期計算期間末 | 66,744,058,623 | 67,602,700,877 | 8,551 | 8,661 |
| | 第21期計算期間末 | 62,292,958,186 | 63,128,281,644 | 8,203 | 8,313 |

| | | | | | |
|----------------------------|------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| | 第22期計算期間末 | 54,225,710,722 | 55,038,838,804 | 7,336 | 7,446 |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間末 | 55,276,913,409 | 56,080,045,772 | 7,571 | 7,681 |
| | 第24期計算期間末 | 51,535,432,180 | 52,319,593,526 | 7,229 | 7,339 |
| | 第25期計算期間末 | 50,626,332,224 | 51,397,080,890 | 7,225 | 7,335 |
| | 第26期計算期間末 | 53,242,629,352 | 53,989,326,927 | 7,843 | 7,953 |
| | 第27期計算期間末 | 53,966,217,506 | 54,697,634,804 | 8,116 | 8,226 |
| | 第28期計算期間末 | 49,856,484,640 | 50,570,992,370 | 7,676 | 7,786 |
| | 第6期特定期間 | 第29期計算期間末 | 44,909,490,938 | 45,603,966,727 | 7,113 |
| 第30期計算期間末 | | 40,789,594,875 | 41,464,803,332 | 6,645 | 6,755 |
| 第31期計算期間末 | | 40,844,253,526 | 41,511,625,595 | 6,732 | 6,842 |
| 第32期計算期間末 | | 40,456,408,693 | 41,114,757,258 | 6,760 | 6,870 |
| 第33期計算期間末 | | 40,148,374,635 | 40,802,631,706 | 6,750 | 6,860 |
| 第34期計算期間末 (平成24年10月12日) | | 40,328,603,440 | 40,979,061,700 | 6,820 | 6,930 |
| | 平成23年11月末日 | 50,826,782,358 | - | 7,095 | - |
| | 平成23年12月末日 | 49,822,178,725 | - | 7,094 | - |
| | 平成24年1月末日 | 51,949,875,281 | - | 7,631 | - |
| | 平成24年2月末日 | 55,597,559,633 | - | 8,322 | - |
| | 平成24年3月末日 | 51,931,729,273 | - | 7,956 | - |
| | 平成24年4月末日 | 47,374,386,706 | - | 7,454 | - |
| | 平成24年5月末日 | 41,651,342,869 | - | 6,747 | - |
| | 平成24年6月末日 | 39,500,183,001 | - | 6,518 | - |
| | 平成24年7月末日 | 40,297,403,399 | - | 6,709 | - |
| | 平成24年8月末日 | 40,256,582,742 | - | 6,746 | - |
| | 平成24年9月末日 | 40,274,548,198 | - | 6,792 | - |
| | 平成24年10月末日 | 41,269,769,804 | - | 7,034 | - |
| | 平成24年11月末日 | 41,692,539,875 | - | 7,017 | - |

ロシアルーブルコース

(単位：円)

| 期 間 | | 純資産総額 (分配落ち) | 純資産総額 (分配付き) | 基準価額 (分配落ち) | 基準価額 (分配付き) |
|---------|-----------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間末 | 1,662,873,923 | 1,678,698,249 | 9,983 | 10,078 |
| | 第2期計算期間末 | 1,751,848,197 | 1,769,239,790 | 9,569 | 9,664 |
| | 第3期計算期間末 | 1,898,201,011 | 1,916,380,974 | 9,919 | 10,014 |
| | 第4期計算期間末 | 2,063,189,747 | 2,082,033,573 | 10,401 | 10,496 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間末 | 1,975,306,506 | 1,994,298,243 | 9,881 | 9,976 |
| | 第6期計算期間末 | 1,627,449,922 | 1,644,378,218 | 9,133 | 9,228 |
| | 第7期計算期間末 | 1,384,753,198 | 1,399,293,698 | 9,047 | 9,142 |
| | 第8期計算期間末 | 1,298,268,830 | 1,311,831,444 | 9,094 | 9,189 |
| | 第9期計算期間末 | 1,112,238,557 | 1,124,209,450 | 8,827 | 8,922 |
| | 第10期計算期間末 | 984,729,851 | 995,107,190 | 9,015 | 9,110 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間末 | 935,789,188 | 945,979,464 | 8,724 | 8,819 |
| | 第12期計算期間末 | 867,184,930 | 876,971,766 | 8,418 | 8,513 |
| | 第13期計算期間末 | 812,274,238 | 821,467,925 | 8,393 | 8,488 |
| | 第14期計算期間末 | 777,332,855 | 785,774,394 | 8,748 | 8,843 |
| | 第15期計算期間末 | 771,694,598 | 780,019,685 | 8,806 | 8,901 |
| | 第16期計算期間末 | 756,989,463 | 764,711,879 | 9,312 | 9,407 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間末 | 723,700,230 | 731,303,849 | 9,042 | 9,137 |
| | 第18期計算期間末 | 733,787,603 | 741,727,661 | 8,780 | 8,875 |
| | 第19期計算期間末 | 709,376,406 | 717,181,932 | 8,634 | 8,729 |
| | 第20期計算期間末 | 612,572,625 | 620,215,370 | 7,614 | 7,709 |
| | 第21期計算期間末 | 567,220,001 | 574,528,935 | 7,373 | 7,468 |
| | 第22期計算期間末 | 502,806,598 | 507,401,681 | 6,565 | 6,625 |
| | 第23期計算期間末 | 504,649,378 | 508,945,577 | 7,048 | 7,108 |
| | 第24期計算期間末 | 458,519,105 | 462,606,193 | 6,731 | 6,791 |

| | | | | | |
|---------|----------------------------|-------------|-------------|-------|-------|
| 第5期特定期間 | 第25期計算期間末 | 433,119,124 | 437,009,565 | 6,680 | 6,740 |
| | 第26期計算期間末 | 375,251,784 | 378,299,338 | 7,388 | 7,448 |
| | 第27期計算期間末 | 368,856,928 | 371,598,584 | 8,072 | 8,132 |
| | 第28期計算期間末 | 344,569,328 | 347,222,503 | 7,792 | 7,852 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間末 | 322,172,171 | 324,714,321 | 7,604 | 7,664 |
| | 第30期計算期間末 | 284,081,543 | 286,546,494 | 6,915 | 6,975 |
| | 第31期計算期間末 | 294,498,873 | 297,016,458 | 7,019 | 7,079 |
| | 第32期計算期間末 | 304,156,976 | 306,676,367 | 7,244 | 7,304 |
| | 第33期計算期間末 | 314,880,395 | 317,457,628 | 7,331 | 7,391 |
| | 第34期計算期間末 (平成24年10月12日) | 322,725,875 | 325,248,233 | 7,677 | 7,737 |
| | 平成23年11月末日 | 458,140,211 | - | 6,723 | - |
| | 平成23年12月末日 | 435,077,473 | - | 6,649 | - |
| | 平成24年1月末日 | 382,269,651 | - | 7,165 | - |
| | 平成24年2月末日 | 367,031,587 | - | 7,991 | - |
| | 平成24年3月末日 | 360,675,027 | - | 8,121 | - |
| | 平成24年4月末日 | 345,213,375 | - | 7,885 | - |
| | 平成24年5月末日 | 286,653,649 | - | 6,845 | - |
| | 平成24年6月末日 | 288,578,106 | - | 6,870 | - |
| | 平成24年7月末日 | 298,733,598 | - | 7,118 | - |
| | 平成24年8月末日 | 301,187,246 | - | 7,176 | - |
| | 平成24年9月末日 | 320,740,383 | - | 7,548 | - |
| | 平成24年10月末日 | 308,812,742 | - | 7,783 | - |
| | 平成24年11月末日 | 327,738,177 | - | 8,252 | - |

インドルピーコース

(単位：円)

| 期 間 | | 純資産総額 (分配落ち) | 純資産総額 (分配付き) | 基準価額 (分配落ち) | 基準価額 (分配付き) |
|---------|-----------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間末 | 826,653,555 | 832,199,333 | 10,434 | 10,504 |
| | 第2期計算期間末 | 1,153,667,031 | 1,161,832,335 | 9,890 | 9,960 |
| | 第3期計算期間末 | 1,365,001,311 | 1,374,386,494 | 10,181 | 10,251 |
| | 第4期計算期間末 | 1,745,975,138 | 1,757,196,858 | 10,891 | 10,961 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間末 | 1,884,612,857 | 1,897,225,174 | 10,460 | 10,530 |
| | 第6期計算期間末 | 1,809,766,631 | 1,822,732,217 | 9,771 | 9,841 |
| | 第7期計算期間末 | 1,831,791,432 | 1,845,256,472 | 9,523 | 9,593 |
| | 第8期計算期間末 | 1,827,840,447 | 1,841,340,616 | 9,478 | 9,548 |
| | 第9期計算期間末 | 1,755,420,911 | 1,768,416,223 | 9,456 | 9,526 |
| 第3期特定期間 | 第10期計算期間末 | 1,719,157,984 | 1,731,445,873 | 9,793 | 9,863 |
| | 第11期計算期間末 | 1,603,411,030 | 1,614,901,232 | 9,768 | 9,838 |
| | 第12期計算期間末 | 1,432,512,095 | 1,443,172,411 | 9,406 | 9,476 |
| | 第13期計算期間末 | 1,375,556,136 | 1,385,897,261 | 9,311 | 9,381 |
| | 第14期計算期間末 | 1,303,875,787 | 1,313,726,627 | 9,265 | 9,335 |
| | 第15期計算期間末 | 1,224,719,988 | 1,233,952,092 | 9,286 | 9,356 |
| 第4期特定期間 | 第16期計算期間末 | 1,212,949,322 | 1,221,575,568 | 9,843 | 9,913 |
| | 第17期計算期間末 | 1,126,183,572 | 1,134,524,616 | 9,451 | 9,521 |
| | 第18期計算期間末 | 1,095,928,097 | 1,104,203,946 | 9,270 | 9,340 |
| | 第19期計算期間末 | 1,064,295,069 | 1,072,285,144 | 9,324 | 9,394 |
| | 第20期計算期間末 | 926,741,816 | 934,383,407 | 8,489 | 8,559 |
| | 第21期計算期間末 | 833,515,819 | 840,694,184 | 8,128 | 8,198 |
| | 第22期計算期間末 | 717,882,654 | 724,811,119 | 7,253 | 7,323 |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間末 | 693,429,777 | 700,035,453 | 7,348 | 7,418 |
| | 第24期計算期間末 | 608,707,033 | 614,823,576 | 6,966 | 7,036 |
| | 第25期計算期間末 | 612,726,084 | 618,826,624 | 7,031 | 7,101 |
| | 第26期計算期間末 | 648,545,030 | 654,485,222 | 7,643 | 7,713 |
| | 第27期計算期間末 | 711,958,192 | 718,057,403 | 8,171 | 8,241 |
| | 第28期計算期間末 | 955,862,718 | 964,543,122 | 7,708 | 7,778 |
| | 第29期計算期間末 | 894,630,205 | 903,100,756 | 7,393 | 7,463 |

| | | | | | |
|---------|----------------------------|-------------|-------------|-------|-------|
| 第6期特定期間 | 第30期計算期間末 | 839,435,560 | 847,854,955 | 6,979 | 7,049 |
| | 第31期計算期間末 | 860,206,057 | 868,622,666 | 7,154 | 7,224 |
| | 第32期計算期間末 | 848,804,618 | 857,034,798 | 7,219 | 7,289 |
| | 第33期計算期間末 | 837,918,897 | 846,001,354 | 7,257 | 7,327 |
| | 第34期計算期間末 (平成24年10月12日) | 887,319,054 | 895,276,123 | 7,806 | 7,876 |
| | 平成23年11月末日 | 615,873,470 | - | 6,969 | - |
| | 平成23年12月末日 | 601,498,070 | - | 6,894 | - |
| | 平成24年1月末日 | 643,609,524 | - | 7,496 | - |
| | 平成24年2月末日 | 683,899,427 | - | 8,071 | - |
| | 平成24年3月末日 | 928,177,876 | - | 7,999 | - |
| | 平成24年4月末日 | 916,659,377 | - | 7,596 | - |
| | 平成24年5月末日 | 827,713,713 | - | 6,854 | - |
| | 平成24年6月末日 | 827,995,039 | - | 6,881 | - |
| | 平成24年7月末日 | 849,581,727 | - | 7,137 | - |
| | 平成24年8月末日 | 842,093,224 | - | 7,225 | - |
| | 平成24年9月末日 | 863,961,463 | - | 7,634 | - |
| | 平成24年10月末日 | 885,903,394 | - | 7,786 | - |
| | 平成24年11月末日 | 923,973,133 | - | 8,012 | - |

中国元コース

(単位：円)

| 期 間 | | 純資産総額 (分配落ち) | 純資産総額 (分配付き) | 基準価額 (分配落ち) | 基準価額 (分配付き) |
|---------|-----------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間末 | 2,110,023,997 | 2,121,332,182 | 10,263 | 10,318 |
| | 第2期計算期間末 | 2,836,382,034 | 2,852,094,834 | 9,928 | 9,983 |
| | 第3期計算期間末 | 3,712,970,735 | 3,733,243,317 | 10,073 | 10,128 |
| | 第4期計算期間末 | 4,277,587,520 | 4,300,029,621 | 10,483 | 10,538 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間末 | 6,326,200,304 | 6,360,128,649 | 10,255 | 10,310 |
| | 第6期計算期間末 | 6,455,704,135 | 6,491,783,598 | 9,841 | 9,896 |
| | 第7期計算期間末 | 6,548,070,782 | 6,585,476,214 | 9,628 | 9,683 |
| | 第8期計算期間末 | 6,468,930,842 | 6,506,104,174 | 9,571 | 9,626 |
| | 第9期計算期間末 | 5,988,479,740 | 6,023,364,054 | 9,442 | 9,497 |
| | 第10期計算期間末 | 5,558,421,129 | 5,590,664,470 | 9,481 | 9,536 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間末 | 5,054,906,379 | 5,084,330,732 | 9,449 | 9,504 |
| | 第12期計算期間末 | 4,146,441,666 | 4,171,359,947 | 9,152 | 9,207 |
| | 第13期計算期間末 | 3,641,469,017 | 3,663,424,793 | 9,122 | 9,177 |
| | 第14期計算期間末 | 3,361,850,752 | 3,382,085,853 | 9,138 | 9,193 |
| | 第15期計算期間末 | 3,229,400,635 | 3,249,096,011 | 9,018 | 9,073 |
| | 第16期計算期間末 | 3,263,019,238 | 3,282,117,804 | 9,397 | 9,452 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間末 | 3,089,285,081 | 3,107,989,883 | 9,084 | 9,139 |
| | 第18期計算期間末 | 2,911,711,062 | 2,929,824,350 | 8,841 | 8,896 |
| | 第19期計算期間末 | 2,814,813,721 | 2,832,409,388 | 8,798 | 8,853 |
| | 第20期計算期間末 | 2,574,171,113 | 2,591,387,127 | 8,224 | 8,279 |
| | 第21期計算期間末 | 2,486,967,897 | 2,503,902,850 | 8,077 | 8,132 |
| | 第22期計算期間末 | 2,282,547,720 | 2,299,012,152 | 7,625 | 7,680 |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間末 | 2,277,825,578 | 2,293,593,010 | 7,946 | 8,001 |
| | 第24期計算期間末 | 2,077,876,668 | 2,092,663,259 | 7,729 | 7,784 |
| | 第25期計算期間末 | 1,993,107,143 | 2,007,146,518 | 7,808 | 7,863 |
| | 第26期計算期間末 | 1,941,653,488 | 1,954,738,573 | 8,161 | 8,216 |
| | 第27期計算期間末 | 1,975,602,863 | 1,988,106,910 | 8,690 | 8,745 |
| | 第28期計算期間末 | 1,875,062,571 | 1,887,347,978 | 8,394 | 8,449 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間末 | 1,846,160,859 | 1,858,391,929 | 8,302 | 8,357 |
| | 第30期計算期間末 | 1,796,157,598 | 1,808,341,324 | 8,108 | 8,163 |
| | 第31期計算期間末 | 1,717,205,586 | 1,728,642,783 | 8,258 | 8,313 |
| | 第32期計算期間末 | 1,686,367,066 | 1,697,578,696 | 8,273 | 8,328 |
| | 第33期計算期間末 | 1,679,953,773 | 1,691,062,101 | 8,318 | 8,373 |

| | | | | | |
|--|----------------------------|---------------|---------------|-------|-------|
| | 第34期計算期間末 (平成24年10月12日) | 1,702,344,551 | 1,713,293,266 | 8,552 | 8,607 |
| | 平成23年11月末日 | 2,079,548,283 | - | 7,684 | - |
| | 平成23年12月末日 | 2,004,523,666 | - | 7,796 | - |
| | 平成24年1月末日 | 1,941,161,356 | - | 8,008 | - |
| | 平成24年2月末日 | 1,936,225,926 | - | 8,511 | - |
| | 平成24年3月末日 | 1,945,784,938 | - | 8,696 | - |
| | 平成24年4月末日 | 1,869,395,716 | - | 8,403 | - |
| | 平成24年5月末日 | 1,782,550,706 | - | 8,041 | - |
| | 平成24年6月末日 | 1,705,956,870 | - | 8,159 | - |
| | 平成24年7月末日 | 1,676,812,853 | - | 8,208 | - |
| | 平成24年8月末日 | 1,683,654,924 | - | 8,336 | - |
| | 平成24年9月末日 | 1,672,317,281 | - | 8,394 | - |
| | 平成24年10月末日 | 1,741,836,192 | - | 8,801 | - |
| | 平成24年11月末日 | 1,789,483,277 | - | 9,155 | - |

南アフリカランドコース

(単位：円)

| 期 間 | | 純資産総額 (分配落ち) | 純資産総額 (分配付き) | 基準価額 (分配落ち) | 基準価額 (分配付き) |
|---------|----------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間末 | 1,053,316,303 | 1,062,965,280 | 10,371 | 10,466 |
| | 第2期計算期間末 | 1,130,061,623 | 1,141,208,518 | 9,631 | 9,726 |
| | 第3期計算期間末 | 1,368,533,823 | 1,381,408,460 | 10,098 | 10,193 |
| | 第4期計算期間末 | 1,558,413,991 | 1,572,171,235 | 10,762 | 10,857 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間末 | 1,511,648,230 | 1,525,724,096 | 10,202 | 10,297 |
| | 第6期計算期間末 | 1,324,198,692 | 1,337,215,660 | 9,664 | 9,759 |
| | 第7期計算期間末 | 1,215,554,611 | 1,227,626,990 | 9,565 | 9,660 |
| | 第8期計算期間末 | 1,182,546,002 | 1,193,914,622 | 9,882 | 9,977 |
| | 第9期計算期間末 | 1,033,330,950 | 1,043,222,687 | 9,924 | 10,019 |
| | 第10期計算期間末 | 880,722,003 | 888,853,759 | 10,289 | 10,384 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間末 | 747,478,254 | 754,430,922 | 10,213 | 10,308 |
| | 第12期計算期間末 | 670,033,544 | 676,378,381 | 10,032 | 10,127 |
| | 第13期計算期間末 | 597,778,319 | 603,529,494 | 9,874 | 9,969 |
| | 第14期計算期間末 | 527,677,332 | 533,013,030 | 9,395 | 9,490 |
| | 第15期計算期間末 | 521,713,922 | 526,796,796 | 9,751 | 9,846 |
| | 第16期計算期間末 | 474,378,947 | 478,667,953 | 10,507 | 10,602 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間末 | 415,717,823 | 419,725,917 | 9,853 | 9,948 |
| | 第18期計算期間末 | 528,330,113 | 533,503,320 | 9,702 | 9,797 |
| | 第19期計算期間末 | 554,010,406 | 559,499,019 | 9,589 | 9,684 |
| | 第20期計算期間末 | 492,382,219 | 497,947,163 | 8,406 | 8,501 |
| | 第21期計算期間末 | 467,037,034 | 472,443,150 | 8,207 | 8,302 |
| | 第22期計算期間末 | 391,348,733 | 396,575,093 | 7,114 | 7,209 |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間末 | 401,091,241 | 406,334,466 | 7,267 | 7,362 |
| | 第24期計算期間末 | 371,484,449 | 376,513,710 | 7,017 | 7,112 |
| | 第25期計算期間末 | 356,002,834 | 360,838,157 | 6,994 | 7,089 |
| | 第26期計算期間末 | 335,632,283 | 339,812,869 | 7,627 | 7,722 |
| | 第27期計算期間末 | 410,507,960 | 415,178,477 | 8,350 | 8,445 |
| | 第28期計算期間末 | 452,435,403 | 458,070,737 | 7,627 | 7,722 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間末 | 471,631,508 | 477,644,841 | 7,451 | 7,546 |
| | 第30期計算期間末 | 469,710,385 | 476,082,962 | 7,002 | 7,097 |
| | 第31期計算期間末 | 470,979,621 | 477,163,599 | 7,235 | 7,330 |
| | 第32期計算期間末 | 420,521,884 | 425,933,490 | 7,382 | 7,477 |
| | 第33期計算期間末 | 395,959,388 | 401,087,589 | 7,335 | 7,430 |
| | 第34期計算期間末 (平成24年10月12日) | 377,305,330 | 382,403,596 | 7,031 | 7,126 |
| | 平成23年11月末日 | 361,577,619 | - | 6,823 | - |
| | 平成23年12月末日 | 362,357,330 | - | 7,029 | - |
| | 平成24年1月末日 | 324,271,631 | - | 7,411 | - |

| | | | | |
|------------|-------------|---|-------|---|
| 平成24年2月末日 | 350,946,701 | - | 8,179 | - |
| 平成24年3月末日 | 487,474,462 | - | 8,155 | - |
| 平成24年4月末日 | 486,712,515 | - | 7,825 | - |
| 平成24年5月末日 | 471,427,250 | - | 6,935 | - |
| 平成24年6月末日 | 473,051,471 | - | 7,047 | - |
| 平成24年7月末日 | 413,053,483 | - | 7,253 | - |
| 平成24年8月末日 | 403,526,138 | - | 7,124 | - |
| 平成24年9月末日 | 396,216,228 | - | 7,380 | - |
| 平成24年10月末日 | 365,496,347 | - | 7,229 | - |
| 平成24年11月末日 | 384,929,136 | - | 7,420 | - |

マネープールファンド

(単位：円)

| | 純資産総額 (分配落ち) | 純資産総額 (分配付き) | 基準価額 (分配落ち) | 基準価額 (分配付き) |
|---------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 第1期計算期間末 | 1,513,598 | 1,513,598 | 10,003 | 10,003 |
| 第2期計算期間末 | 16,922,434 | 16,922,434 | 10,003 | 10,003 |
| 第3期計算期間末 | 12,723,932 | 12,723,932 | 10,005 | 10,005 |
| 第4期計算期間末 | 78,714,529 | 78,714,529 | 10,007 | 10,007 |
| 第5期計算期間末 | 139,307,359 | 139,307,359 | 10,008 | 10,008 |
| 第6期計算期間末 (平成24年10月12日) | 134,622,361 | 134,622,361 | 10,009 | 10,009 |
| 平成23年11月末日 | 109,241,244 | - | 10,007 | - |
| 平成23年12月末日 | 93,281,813 | - | 10,007 | - |
| 平成24年1月末日 | 164,934,958 | - | 10,008 | - |
| 平成24年2月末日 | 159,828,798 | - | 10,007 | - |
| 平成24年3月末日 | 139,296,748 | - | 10,008 | - |
| 平成24年4月末日 | 137,434,256 | - | 10,008 | - |
| 平成24年5月末日 | 115,897,565 | - | 10,009 | - |
| 平成24年6月末日 | 115,903,028 | - | 10,009 | - |
| 平成24年7月末日 | 114,851,075 | - | 10,008 | - |
| 平成24年8月末日 | 114,856,080 | - | 10,009 | - |
| 平成24年9月末日 | 134,625,701 | - | 10,009 | - |
| 平成24年10月末日 | 125,406,423 | - | 10,010 | - |
| 平成24年11月末日 | 112,296,379 | - | 10,010 | - |

【分配の推移】

円コース

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|------|-----|------------|
|------|-----|------------|

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 40円 |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 40円 |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 40円 |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 40円 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 40円 |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 40円 |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 40円 |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 40円 |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 40円 |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 40円 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 40円 |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 40円 |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 40円 |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 40円 |
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 40円 |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 40円 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 40円 |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 40円 |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 40円 |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 40円 |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 40円 |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 40円 |

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|------|---------------------------|------------|
| | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 40円 |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 40円 |

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| 第5期特定期間 | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 40円 |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 40円 |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 40円 |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 40円 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 40円 |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 40円 |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 40円 |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 40円 |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 40円 |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 40円 |

米ドルコース

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|---------|---------------------------|------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 45円 |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 45円 |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 45円 |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 45円 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 45円 |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 45円 |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 45円 |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 45円 |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 45円 |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 45円 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 45円 |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 45円 |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 45円 |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 45円 |

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 45円 |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 45円 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 45円 |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 45円 |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 45円 |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 45円 |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 45円 |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 45円 |

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|---------|---------------------------|------------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 45円 |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 45円 |
| | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 45円 |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 45円 |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 45円 |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 45円 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 45円 |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 45円 |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 45円 |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 45円 |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 45円 |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 45円 |

豪ドルコース

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|------|-----|------------|
|------|-----|------------|

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 70円 |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 70円 |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 70円 |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 70円 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 70円 |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 70円 |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 70円 |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 70円 |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 70円 |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 70円 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 70円 |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 70円 |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 70円 |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 70円 |
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 70円 |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 70円 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 70円 |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 70円 |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 70円 |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 70円 |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 70円 |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 70円 |

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|------|---------------------------|------------|
| | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 70円 |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 70円 |

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| 第5期特定期間 | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 70円 |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 70円 |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 70円 |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 70円 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 70円 |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 70円 |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 70円 |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 70円 |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 70円 |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 70円 |

ブラジルリアルコース

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|---------|---------------------------|------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 110円 |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 110円 |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 110円 |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 110円 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 110円 |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 110円 |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 110円 |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 110円 |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 110円 |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 110円 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 110円 |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 110円 |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 110円 |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 110円 |

| | | |
|---------|---------------------------|------|
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 110円 |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 110円 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 110円 |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 110円 |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 110円 |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 110円 |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 110円 |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 110円 |

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|---------|---------------------------|------------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 110円 |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 110円 |
| | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 110円 |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 110円 |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 110円 |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 110円 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 110円 |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 110円 |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 110円 |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 110円 |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 110円 |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 110円 |

ロシアルーブルコース

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|------|-----|------------|
|------|-----|------------|

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 95円 |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 95円 |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 95円 |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 95円 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 95円 |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 95円 |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 95円 |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 95円 |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 95円 |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 95円 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 95円 |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 95円 |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 95円 |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 95円 |
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 95円 |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 95円 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 95円 |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 95円 |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 95円 |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 95円 |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 95円 |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 60円 |

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|------|---------------------------|------------|
| | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 60円 |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 60円 |

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| 第5期特定期間 | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 60円 |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 60円 |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 60円 |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 60円 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 60円 |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 60円 |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 60円 |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 60円 |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 60円 |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 60円 |

インドルピーコース

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|---------|---------------------------|------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 70円 |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 70円 |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 70円 |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 70円 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 70円 |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 70円 |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 70円 |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 70円 |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 70円 |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 70円 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 70円 |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 70円 |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 70円 |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 70円 |

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 70円 |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 70円 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 70円 |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 70円 |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 70円 |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 70円 |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 70円 |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 70円 |

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|---------|---------------------------|------------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 70円 |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 70円 |
| | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 70円 |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 70円 |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 70円 |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 70円 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 70円 |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 70円 |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 70円 |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 70円 |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 70円 |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 70円 |

中国元コース

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|------|-----|------------|
|------|-----|------------|

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 55円 |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 55円 |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 55円 |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 55円 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 55円 |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 55円 |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 55円 |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 55円 |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 55円 |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 55円 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 55円 |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 55円 |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 55円 |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 55円 |
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 55円 |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 55円 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 55円 |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 55円 |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 55円 |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 55円 |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 55円 |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 55円 |

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|------|---------------------------|------------|
| | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 55円 |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 55円 |

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| 第5期特定期間 | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 55円 |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 55円 |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 55円 |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 55円 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 55円 |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 55円 |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 55円 |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 55円 |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 55円 |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 55円 |

南アフリカランドコース

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|---------|---------------------------|------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 95円 |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 95円 |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 95円 |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 95円 |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 95円 |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 95円 |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 95円 |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 95円 |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 95円 |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 95円 |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 95円 |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 95円 |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 95円 |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 95円 |

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 95円 |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 95円 |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 95円 |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 95円 |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 95円 |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 95円 |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 95円 |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 95円 |

| 特定期間 | 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|---------|---------------------------|------------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 95円 |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 95円 |
| | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 95円 |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 95円 |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 95円 |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 95円 |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 95円 |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 95円 |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 95円 |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 95円 |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 95円 |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 95円 |

マネープールファンド

| 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|--------------------------|------------|
| 第1期計算期間 (平成22年4月12日) | 0円 |
| 第2期計算期間 (平成22年10月12日) | 0円 |

| | |
|--------------------------|----|
| 第3期計算期間 (平成23年4月12日) | 0円 |
| 第4期計算期間 (平成23年10月12日) | 0円 |
| 第5期計算期間 (平成24年4月12日) | 0円 |
| 第6期計算期間 (平成24年10月12日) | 0円 |

【収益率の推移】

円コース

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 0.1% |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 0.9% |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 0.7% |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 1.4% |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 0.4% |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 1.9% |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 1.2% |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 3.6% |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 0.3% |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 2.4% |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 0.7% |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 3.3% |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 0.0% |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 1.3% |
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 0.9% |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 0.8% |
| | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 1.0% |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 0.4% |

| | | |
|---------|---------------------------|------|
| 第4期特定期間 | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 0.0% |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 3.1% |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 2.1% |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 4.2% |

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 3.4% |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 1.5% |
| | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 1.4% |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 3.9% |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 1.5% |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 0.9% |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 0.9% |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 0.8% |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 1.8% |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 2.6% |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 1.5% |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 2.2% |

(注1) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。以下同じ。

(注2) 収益率は小数第2位を四捨五入しています。以下同じ。

米ドルコース

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|-------------------------|------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 3.6% |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 2.4% |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 1.5% |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 4.5% |

| | | |
|---------|---------------------------|------|
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 1.2% |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 3.0% |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 2.1% |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 0.1% |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 0.7% |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 0.4% |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 0.4% |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 1.9% |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 0.5% |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 1.0% |
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 0.7% |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 2.7% |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 2.9% |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 1.4% |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 0.2% |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 7.2% |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 0.8% |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 5.4% |

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 4.5% |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 1.3% |
| | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 0.6% |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 4.9% |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 7.5% |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 2.4% |

| | | |
|---------|---------------------------|------|
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 0.4% |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 1.3% |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 2.1% |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 0.9% |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 1.0% |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 3.1% |

豪ドルコース

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 2.7% |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 6.8% |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 6.4% |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 6.7% |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 4.5% |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 7.6% |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 1.1% |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 3.2% |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 2.3% |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 5.8% |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 2.3% |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 3.0% |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 0.2% |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 3.3% |
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 0.1% |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 9.4% |
| | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 0.7% |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 2.9% |

| | | |
|---------|---------------------------|------|
| 第4期特定期間 | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 1.3% |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 9.9% |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 1.4% |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 9.6% |

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 6.4% |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 0.4% |
| | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 2.0% |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 9.1% |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 7.2% |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 4.8% |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 2.3% |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 2.2% |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 5.4% |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 4.1% |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 0.1% |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 1.9% |

ブラジルリアルコース

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|-------------------------|------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 3.6% |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 7.7% |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 6.6% |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 4.8% |
| | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 1.2% |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 3.6% |

| | | |
|---------|---------------------------|-------|
| 第2期特定期間 | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 1.2% |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 0.0% |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 2.8% |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 2.2% |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 0.9% |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 1.6% |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 1.7% |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 2.8% |
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 0.4% |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 10.6% |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 4.9% |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 0.3% |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 1.8% |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 9.6% |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 2.8% |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 9.2% |

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|-------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 4.7% |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 3.1% |
| | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 1.5% |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 10.1% |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 4.9% |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 4.1% |
| | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 5.9% |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 5.0% |

| | | |
|---------|---------------------------|------|
| 第6期特定期間 | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 3.0% |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 2.0% |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 1.5% |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 2.7% |

ロシアルーブルコース

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|-------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 0.8% |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 3.2% |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 4.7% |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 5.8% |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 4.1% |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 6.6% |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 0.1% |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 1.6% |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 1.9% |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 3.2% |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 2.2% |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 2.4% |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 0.8% |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 5.4% |
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 1.7% |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 6.8% |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 1.9% |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 1.8% |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 0.6% |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 10.7% |

| | |
|---------------------------|-------|
| 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 1.9% |
| 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 10.1% |

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|-------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 8.3% |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 3.6% |
| | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 0.1% |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 11.5% |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 10.1% |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 2.7% |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 1.6% |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 8.3% |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 2.4% |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 4.1% |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 2.0% |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 5.5% |

インドルピーコース

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|-------------------------|------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 5.0% |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 4.5% |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 3.7% |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 7.7% |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 3.3% |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 5.9% |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 1.8% |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 0.3% |

| | | |
|---------|---------------------------|------|
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 0.5% |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 4.3% |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 0.5% |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 3.0% |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 0.3% |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 0.3% |
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 1.0% |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 6.8% |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 3.3% |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 1.2% |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 1.3% |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 8.2% |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 3.4% |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 9.9% |

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 2.3% |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 4.2% |
| | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 1.9% |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 9.7% |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 7.8% |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 4.8% |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 3.2% |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 4.7% |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 3.5% |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 1.9% |

| | |
|---------------------------|------|
| 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 1.5% |
| 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 8.5% |

中国元コース

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 3.2% |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 2.7% |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 2.0% |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 4.6% |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 1.7% |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 3.5% |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 1.6% |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 0.0% |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 0.8% |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 1.0% |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 0.2% |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 2.6% |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 0.3% |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 0.8% |
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 0.7% |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 4.8% |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 2.7% |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 2.1% |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 0.1% |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 5.9% |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 1.1% |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 4.9% |

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 4.9% |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 2.0% |
| | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 1.7% |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 5.2% |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 7.2% |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 2.8% |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 0.4% |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 1.7% |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 2.5% |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 0.8% |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 1.2% |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 3.5% |

南アフリカランドコース

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 (平成22年1月12日) | 4.7% |
| | 第2期計算期間 (平成22年2月12日) | 6.2% |
| | 第3期計算期間 (平成22年3月12日) | 5.8% |
| | 第4期計算期間 (平成22年4月12日) | 7.5% |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 (平成22年5月12日) | 4.3% |
| | 第6期計算期間 (平成22年6月14日) | 4.3% |
| | 第7期計算期間 (平成22年7月12日) | 0.0% |
| | 第8期計算期間 (平成22年8月12日) | 4.3% |
| | 第9期計算期間 (平成22年9月13日) | 1.4% |
| | 第10期計算期間 (平成22年10月12日) | 4.6% |

| | | |
|---------|---------------------------|-------|
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 (平成22年11月12日) | 0.2% |
| | 第12期計算期間 (平成22年12月13日) | 0.8% |
| | 第13期計算期間 (平成23年1月12日) | 0.6% |
| | 第14期計算期間 (平成23年2月14日) | 3.9% |
| | 第15期計算期間 (平成23年3月14日) | 4.8% |
| | 第16期計算期間 (平成23年4月12日) | 8.7% |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 (平成23年5月12日) | 5.3% |
| | 第18期計算期間 (平成23年6月13日) | 0.6% |
| | 第19期計算期間 (平成23年7月12日) | 0.2% |
| | 第20期計算期間 (平成23年8月12日) | 11.3% |
| | 第21期計算期間 (平成23年9月12日) | 1.2% |
| | 第22期計算期間 (平成23年10月12日) | 12.2% |

| 特定期間 | 決算期 | 収益率 |
|---------|---------------------------|-------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 (平成23年11月14日) | 3.5% |
| | 第24期計算期間 (平成23年12月12日) | 2.1% |
| | 第25期計算期間 (平成24年1月12日) | 1.0% |
| | 第26期計算期間 (平成24年2月13日) | 10.4% |
| | 第27期計算期間 (平成24年3月12日) | 10.7% |
| | 第28期計算期間 (平成24年4月12日) | 7.5% |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 (平成24年5月14日) | 1.1% |
| | 第30期計算期間 (平成24年6月12日) | 4.8% |
| | 第31期計算期間 (平成24年7月12日) | 4.7% |
| | 第32期計算期間 (平成24年8月13日) | 3.3% |
| | 第33期計算期間 (平成24年9月12日) | 0.7% |
| | 第34期計算期間 (平成24年10月12日) | 2.8% |

マネープールファンド

| 決算期 | 収益率 |
|--------------------------|-------|
| 第1期計算期間 (平成22年4月12日) | 0.03% |
| 第2期計算期間 (平成22年10月12日) | 0.00% |
| 第3期計算期間 (平成23年4月12日) | 0.02% |
| 第4期計算期間 (平成23年10月12日) | 0.02% |
| 第5期計算期間 (平成24年4月12日) | 0.01% |
| 第6期計算期間 (平成24年10月12日) | 0.01% |

(注) 収益率は小数第3位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

円コース

| 特定期間 | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|----------|-----------------|----------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 | 34,424,083,762□ | 81,080,841□ |
| | 第2期計算期間 | 7,875,066,820□ | 433,994,274□ |
| | 第3期計算期間 | 7,615,989,195□ | 195,460,000□ |
| | 第4期計算期間 | 5,622,682,961□ | 194,799,685□ |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 | 4,838,162,312□ | 482,639,143□ |
| | 第6期計算期間 | 7,978,191,898□ | 3,536,601,716□ |
| | 第7期計算期間 | 4,935,545,594□ | 4,197,739,749□ |
| | 第8期計算期間 | 4,220,498,697□ | 3,840,758,585□ |
| | 第9期計算期間 | 4,349,200,750□ | 7,468,504,548□ |
| | 第10期計算期間 | 3,189,864,082□ | 5,900,443,401□ |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 | 2,466,372,041□ | 5,132,318,919□ |
| | 第12期計算期間 | 2,857,015,076□ | 4,235,833,862□ |
| | 第13期計算期間 | 2,885,879,080□ | 2,679,050,729□ |
| | 第14期計算期間 | 1,475,142,296□ | 2,883,945,357□ |
| | 第15期計算期間 | 1,276,291,202□ | 2,858,214,103□ |
| | 第16期計算期間 | 1,878,452,512□ | 3,384,252,810□ |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 | 1,309,867,878□ | 2,015,397,864□ |
| | 第18期計算期間 | 2,782,665,087□ | 2,870,725,818□ |
| | 第19期計算期間 | 2,351,249,976□ | 2,635,466,280□ |
| | 第20期計算期間 | 1,473,394,725□ | 2,181,501,415□ |
| | 第21期計算期間 | 1,216,585,924□ | 2,269,713,552□ |
| | 第22期計算期間 | 395,168,338□ | 2,236,537,227□ |

| | | | |
|---------|----------|--------------|----------------|
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 | 527,233,971□ | 2,721,483,053□ |
| | 第24期計算期間 | 274,545,908□ | 1,846,049,523□ |
| | 第25期計算期間 | 175,827,204□ | 1,549,932,778□ |
| | 第26期計算期間 | 254,567,402□ | 2,531,208,766□ |
| | 第27期計算期間 | 399,785,259□ | 1,458,703,476□ |
| | 第28期計算期間 | 495,262,908□ | 1,475,658,340□ |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 | 722,255,669□ | 1,441,656,474□ |
| | 第30期計算期間 | 773,517,360□ | 2,363,506,735□ |
| | 第31期計算期間 | 270,290,474□ | 1,617,794,605□ |
| | 第32期計算期間 | 236,436,690□ | 1,117,651,533□ |
| | 第33期計算期間 | 259,396,124□ | 1,293,158,702□ |
| | 第34期計算期間 | 532,521,442□ | 1,692,912,006□ |

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。以下同じ。

米ドルコース

| 特定期間 | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|----------|--------------|-------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 | 204,107,079□ | 0□ |
| | 第2期計算期間 | 70,311,267□ | 0□ |
| | 第3期計算期間 | 36,572,635□ | 0□ |
| | 第4期計算期間 | 23,218,047□ | 9,049,391□ |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 | 61,379,563□ | 0□ |
| | 第6期計算期間 | 37,476,660□ | 45,500,000□ |
| | 第7期計算期間 | 32,506,827□ | 46,355,417□ |
| | 第8期計算期間 | 29,779,995□ | 1,900,000□ |
| | 第9期計算期間 | 62,793,009□ | 52,800,000□ |
| | 第10期計算期間 | 38,886,533□ | 21,246,369□ |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 | 86,876,620□ | 16,602,025□ |
| | 第12期計算期間 | 60,866,605□ | 15,955,667□ |
| | 第13期計算期間 | 62,107,204□ | 9,283,779□ |
| | 第14期計算期間 | 33,070,060□ | 16,500,000□ |
| | 第15期計算期間 | 44,154,248□ | 24,870,000□ |
| | 第16期計算期間 | 708,346,963□ | 37,480,000□ |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 | 235,190,612□ | 28,700,000□ |
| | 第18期計算期間 | 72,432,898□ | 17,337,024□ |
| | 第19期計算期間 | 40,112,785□ | 30,284,524□ |
| | 第20期計算期間 | 48,302,193□ | 7,680,000□ |
| | 第21期計算期間 | 19,637,413□ | 43,777,905□ |
| | 第22期計算期間 | 1,699,143□ | 79,153,509□ |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 | 7,294,588□ | 49,414,612□ |
| | 第24期計算期間 | 254,337□ | 68,541,357□ |
| | 第25期計算期間 | 168,695□ | 25,603,795□ |
| | 第26期計算期間 | 4,963,291□ | 56,938,828□ |

| | | | |
|---------|----------|--------------|-------------|
| | 第27期計算期間 | 787,458□ | 26,539,231□ |
| | 第28期計算期間 | 187,189,104□ | 55,861,444□ |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 | 6,294,816□ | 11,163,921□ |
| | 第30期計算期間 | 157,238□ | 21,676,762□ |
| | 第31期計算期間 | 154,614□ | 14,355,837□ |
| | 第32期計算期間 | 127,473□ | 7,403,141□ |
| | 第33期計算期間 | 103,022□ | 30,109,447□ |
| | 第34期計算期間 | 92,904□ | 12,318,094□ |

豪ドルコース

| 特定期間 | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|----------|-----------------|----------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 | 11,657,086,141□ | 7,009,797□ |
| | 第2期計算期間 | 2,803,604,026□ | 5,090,000□ |
| | 第3期計算期間 | 1,518,323,770□ | 31,690,000□ |
| | 第4期計算期間 | 1,512,271,742□ | 82,460,927□ |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 | 1,024,935,759□ | 110,866,121□ |
| | 第6期計算期間 | 2,666,073,479□ | 649,425,084□ |
| | 第7期計算期間 | 1,017,441,511□ | 1,117,163,332□ |
| | 第8期計算期間 | 533,922,820□ | 806,811,560□ |
| | 第9期計算期間 | 630,549,808□ | 1,553,112,627□ |
| | 第10期計算期間 | 234,415,614□ | 2,790,910,553□ |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 | 622,176,907□ | 1,966,903,640□ |
| | 第12期計算期間 | 460,005,221□ | 1,922,328,459□ |
| | 第13期計算期間 | 376,068,868□ | 2,015,658,519□ |
| | 第14期計算期間 | 363,412,112□ | 1,234,150,705□ |
| | 第15期計算期間 | 305,201,642□ | 942,828,319□ |
| | 第16期計算期間 | 686,637,893□ | 880,056,921□ |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 | 334,632,715□ | 653,859,817□ |
| | 第18期計算期間 | 263,930,462□ | 656,196,212□ |
| | 第19期計算期間 | 307,164,738□ | 625,224,231□ |
| | 第20期計算期間 | 176,595,054□ | 513,897,153□ |
| | 第21期計算期間 | 488,499,291□ | 369,382,494□ |
| | 第22期計算期間 | 102,085,316□ | 398,828,119□ |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 | 197,675,184□ | 380,418,669□ |
| | 第24期計算期間 | 162,759,821□ | 252,490,873□ |
| | 第25期計算期間 | 286,326,353□ | 275,674,507□ |
| | 第26期計算期間 | 257,461,478□ | 633,028,874□ |
| | 第27期計算期間 | 166,332,757□ | 485,253,600□ |
| | 第28期計算期間 | 77,886,417□ | 722,784,318□ |
| | 第29期計算期間 | 302,858,038□ | 308,390,145□ |
| | 第30期計算期間 | 462,414,051□ | 237,239,333□ |

| | | | |
|---------|----------|--------------|--------------|
| 第6期特定期間 | 第31期計算期間 | 115,417,086□ | 488,263,053□ |
| | 第32期計算期間 | 151,767,836□ | 418,667,415□ |
| | 第33期計算期間 | 227,163,321□ | 286,662,823□ |
| | 第34期計算期間 | 235,345,074□ | 234,776,121□ |

ブラジルリアルコース

| 特定期間 | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|----------|-----------------|-----------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 | 67,146,241,467□ | 83,500,000□ |
| | 第2期計算期間 | 24,332,174,500□ | 49,150,000□ |
| | 第3期計算期間 | 22,519,243,790□ | 140,011,358□ |
| | 第4期計算期間 | 17,624,199,870□ | 218,369,522□ |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 | 15,225,165,512□ | 466,026,167□ |
| | 第6期計算期間 | 18,818,111,009□ | 1,817,847,063□ |
| | 第7期計算期間 | 13,551,265,375□ | 3,589,960,743□ |
| | 第8期計算期間 | 10,255,135,443□ | 3,338,550,877□ |
| | 第9期計算期間 | 6,545,645,812□ | 9,018,005,719□ |
| | 第10期計算期間 | 3,990,553,483□ | 13,627,219,965□ |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 | 3,511,905,492□ | 17,146,511,746□ |
| | 第12期計算期間 | 2,203,872,330□ | 12,416,126,595□ |
| | 第13期計算期間 | 1,782,407,237□ | 11,124,508,917□ |
| | 第14期計算期間 | 1,130,816,037□ | 12,569,399,434□ |
| | 第15期計算期間 | 1,157,665,912□ | 11,913,773,527□ |
| | 第16期計算期間 | 985,113,002□ | 10,993,434,132□ |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 | 1,014,066,837□ | 10,409,850,900□ |
| | 第18期計算期間 | 1,589,656,099□ | 7,125,584,433□ |
| | 第19期計算期間 | 1,597,893,483□ | 7,285,752,027□ |
| | 第20期計算期間 | 1,094,522,511□ | 4,683,685,260□ |
| | 第21期計算期間 | 907,425,671□ | 3,027,316,281□ |
| | 第22期計算期間 | 663,894,790□ | 2,681,656,210□ |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 | 1,730,123,334□ | 2,638,825,038□ |
| | 第24期計算期間 | 865,838,304□ | 2,590,476,206□ |
| | 第25期計算期間 | 745,955,315□ | 1,965,289,902□ |
| | 第26期計算期間 | 932,555,263□ | 3,119,018,101□ |
| | 第27期計算期間 | 801,364,885□ | 2,190,480,962□ |
| | 第28期計算期間 | 823,037,563□ | 2,360,271,003□ |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 | 848,381,084□ | 2,669,466,628□ |
| | 第30期計算期間 | 789,702,136□ | 2,541,277,821□ |
| | 第31期計算期間 | 917,808,125□ | 1,630,207,025□ |
| | 第32期計算期間 | 702,553,530□ | 1,522,872,074□ |
| | 第33期計算期間 | 1,097,943,275□ | 1,469,897,255□ |
| | 第34期計算期間 | 827,747,081□ | 1,173,093,548□ |

ロシアルーブルコース

| 特定期間 | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|----------|----------------|--------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 | 1,665,718,631□ | 0□ |
| | 第2期計算期間 | 169,005,408□ | 4,030,000□ |
| | 第3期計算期間 | 93,776,292□ | 10,790,000□ |
| | 第4期計算期間 | 83,360,332□ | 13,480,000□ |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 | 56,959,588□ | 41,390,000□ |
| | 第6期計算期間 | 52,165,738□ | 269,370,000□ |
| | 第7期計算期間 | 33,056,997□ | 284,403,985□ |
| | 第8期計算期間 | 15,294,671□ | 118,230,000□ |
| | 第9期計算期間 | 13,770,340□ | 181,320,000□ |
| | 第10期計算期間 | 42,561,730□ | 210,304,169□ |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 | 59,720,154□ | 79,411,043□ |
| | 第12期計算期間 | 48,342,674□ | 90,810,000□ |
| | 第13期計算期間 | 12,272,065□ | 74,708,794□ |
| | 第14期計算期間 | 21,081,975□ | 100,255,525□ |
| | 第15期計算期間 | 49,519,536□ | 61,777,641□ |
| | 第16期計算期間 | 19,860,196□ | 83,299,264□ |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 | 25,122,775□ | 37,627,691□ |
| | 第18期計算期間 | 117,129,323□ | 81,714,731□ |
| | 第19期計算期間 | 15,034,699□ | 29,195,890□ |
| | 第20期計算期間 | 5,164,654□ | 22,299,552□ |
| | 第21期計算期間 | 13,710,075□ | 48,848,069□ |
| | 第22期計算期間 | 6,765,290□ | 10,279,496□ |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 | 544,770□ | 50,358,829□ |
| | 第24期計算期間 | 366,601□ | 35,218,401□ |
| | 第25期計算期間 | 410,998□ | 33,185,483□ |
| | 第26期計算期間 | 383,807□ | 140,864,952□ |
| | 第27期計算期間 | 327,698□ | 51,310,743□ |
| | 第28期計算期間 | 372,969□ | 15,119,808□ |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 | 355,526□ | 18,859,696□ |
| | 第30期計算期間 | 258,428□ | 13,124,922□ |
| | 第31期計算期間 | 10,426,918□ | 1,654,666□ |
| | 第32期計算期間 | 424,909□ | 123,853□ |
| | 第33期計算期間 | 10,270,638□ | 630,363□ |
| | 第34期計算期間 | 901,513□ | 10,047,284□ |

インドルピーコース

| 特定期間 | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|------|------|------|------|
|------|------|------|------|

| | | | |
|---------|----------|--------------|--------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 | 792,254,000□ | 0□ |
| | 第2期計算期間 | 374,218,105□ | 0□ |
| | 第3期計算期間 | 174,268,394□ | 0□ |
| | 第4期計算期間 | 280,662,418□ | 18,300,000□ |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 | 320,356,724□ | 121,700,000□ |
| | 第6期計算期間 | 124,473,715□ | 74,006,693□ |
| | 第7期計算期間 | 109,650,549□ | 38,300,000□ |
| | 第8期計算期間 | 53,578,450□ | 48,560,000□ |
| | 第9期計算期間 | 43,003,402□ | 115,125,872□ |
| | 第10期計算期間 | 42,352,912□ | 143,413,272□ |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 | 49,205,919□ | 163,161,261□ |
| | 第12期計算期間 | 68,346,096□ | 186,901,168□ |
| | 第13期計算期間 | 63,755,000□ | 109,353,777□ |
| | 第14期計算期間 | 25,695,748□ | 95,736,502□ |
| | 第15期計算期間 | 10,805,960□ | 99,196,832□ |
| | 第16期計算期間 | 1,233,476□ | 87,784,550□ |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 | 11,292,593□ | 52,035,761□ |
| | 第18期計算期間 | 39,793,430□ | 49,107,040□ |
| | 第19期計算期間 | 3,146,672□ | 43,971,460□ |
| | 第20期計算期間 | 6,026,429□ | 55,809,827□ |
| | 第21期計算期間 | 8,933,197□ | 75,108,339□ |
| | 第22期計算期間 | 728,343□ | 36,428,436□ |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 | 601,553□ | 46,714,285□ |
| | 第24期計算期間 | 849,596□ | 70,725,658□ |
| | 第25期計算期間 | 1,666,461□ | 3,952,588□ |
| | 第26期計算期間 | 4,690,025□ | 27,596,874□ |
| | 第27期計算期間 | 37,528,291□ | 14,811,404□ |
| | 第28期計算期間 | 380,440,875□ | 11,698,970□ |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 | 4,906,592□ | 34,885,624□ |
| | 第30期計算期間 | 542,066□ | 7,850,000□ |
| | 第31期計算期間 | 10,602,413□ | 11,000,429□ |
| | 第32期計算期間 | 741,130□ | 27,373,854□ |
| | 第33期計算期間 | 621,232□ | 21,724,500□ |
| | 第34期計算期間 | 10,782,732□ | 28,695,368□ |

中国元コース

| 特定期間 | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|---------|----------------|--------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 | 2,057,033,744□ | 1,000,000□ |
| | 第2期計算期間 | 900,839,051□ | 100,000,000□ |
| | 第3期計算期間 | 829,051,335□ | 0□ |
| | 第4期計算期間 | 422,847,913□ | 28,390,000□ |

| | | | |
|---------|----------|----------------|--------------|
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 | 2,123,766,675□ | 35,358,592□ |
| | 第6期計算期間 | 479,571,119□ | 88,458,833□ |
| | 第7期計算期間 | 311,297,266□ | 70,211,873□ |
| | 第8期計算期間 | 105,998,687□ | 148,198,802□ |
| | 第9期計算期間 | 41,283,097□ | 457,468,072□ |
| | 第10期計算期間 | 47,270,649□ | 527,447,548□ |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 | 46,014,423□ | 558,557,728□ |
| | 第12期計算期間 | 75,217,307□ | 894,503,183□ |
| | 第13期計算期間 | 8,583,744□ | 547,220,937□ |
| | 第14期計算期間 | 6,862,362□ | 319,712,519□ |
| | 第15期計算期間 | 105,034,027□ | 203,165,846□ |
| | 第16期計算期間 | 11,795,069□ | 120,305,871□ |
| 第4期特定期間 | 第17期計算期間 | 46,541,890□ | 118,135,436□ |
| | 第18期計算期間 | 31,583,975□ | 139,131,884□ |
| | 第19期計算期間 | 4,695,126□ | 98,808,026□ |
| | 第20期計算期間 | 11,550,170□ | 80,577,996□ |
| | 第21期計算期間 | 5,226,836□ | 56,328,813□ |
| | 第22期計算期間 | 3,456,501□ | 89,005,900□ |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 | 1,326,170□ | 128,053,374□ |
| | 第24期計算期間 | 1,675,296□ | 180,009,950□ |
| | 第25期計算期間 | 1,029,379□ | 136,886,938□ |
| | 第26期計算期間 | 614,791□ | 174,122,083□ |
| | 第27期計算期間 | 4,024,866□ | 109,668,110□ |
| | 第28期計算期間 | 508,772□ | 40,261,399□ |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 | 450,490□ | 10,330,000□ |
| | 第30期計算期間 | 435,568□ | 9,043,570□ |
| | 第31期計算期間 | 567,754□ | 136,300,372□ |
| | 第32期計算期間 | 528,868□ | 41,540,971□ |
| | 第33期計算期間 | 990,390□ | 19,772,568□ |
| | 第34期計算期間 | 993,739□ | 30,014,391□ |

南アフリカランドコース

| 特定期間 | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|---------|----------------|--------------|
| 第1期特定期間 | 第1期計算期間 | 1,015,681,884□ | 0□ |
| | 第2期計算期間 | 165,675,568□ | 8,000,000□ |
| | 第3期計算期間 | 181,867,557□ | 0□ |
| | 第4期計算期間 | 107,735,960□ | 14,830,000□ |
| 第2期特定期間 | 第5期計算期間 | 59,619,203□ | 26,080,000□ |
| | 第6期計算期間 | 52,467,028□ | 163,930,000□ |
| | 第7期計算期間 | 78,891,588□ | 178,321,955□ |
| | 第8期計算期間 | 11,287,893□ | 85,367,790□ |
| | 第9期計算期間 | 36,121,347□ | 191,582,795□ |

| | | | |
|----------|----------|--------------|--------------|
| | 第10期計算期間 | 13,146,262□ | 198,407,389□ |
| 第3期特定期間 | 第11期計算期間 | 6,499,789□ | 130,614,281□ |
| | 第12期計算期間 | 577,912□ | 64,560,169□ |
| | 第13期計算期間 | 15,977,630□ | 78,468,303□ |
| | 第14期計算期間 | 31,766,487□ | 75,500,979□ |
| | 第15期計算期間 | 20,689,992□ | 47,303,017□ |
| | 第16期計算期間 | 3,636,518□ | 87,201,600□ |
| | 第4期特定期間 | 第17期計算期間 | 4,718,755□ |
| 第18期計算期間 | | 128,115,538□ | 5,472,048□ |
| 第19期計算期間 | | 45,049,508□ | 11,848,883□ |
| 第20期計算期間 | | 26,616,987□ | 18,582,167□ |
| 第21期計算期間 | | 1,590,464□ | 18,309,224□ |
| 第22期計算期間 | | 1,788,638□ | 20,710,281□ |
| 第5期特定期間 | 第23期計算期間 | 23,391,968□ | 21,616,695□ |
| | 第24期計算期間 | 9,624,578□ | 32,147,094□ |
| | 第25期計算期間 | 4,344,887□ | 24,759,413□ |
| | 第26期計算期間 | 20,382,292□ | 89,301,963□ |
| | 第27期計算期間 | 84,934,359□ | 33,362,679□ |
| | 第28期計算期間 | 110,907,000□ | 9,347,305□ |
| 第6期特定期間 | 第29期計算期間 | 49,081,196□ | 9,291,848□ |
| | 第30期計算期間 | 53,250,036□ | 15,434,949□ |
| | 第31期計算期間 | 18,803,513□ | 38,655,975□ |
| | 第32期計算期間 | 757,544□ | 82,059,852□ |
| | 第33期計算期間 | 9,054,991□ | 38,887,105□ |
| | 第34期計算期間 | 10,799,487□ | 13,950,515□ |

マネープールファンド

| 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|--------------|-------------|
| 第1期計算期間 | 1,513,198□ | 0□ |
| 第2期計算期間 | 50,252,414□ | 34,849,032□ |
| 第3期計算期間 | 75,423,323□ | 79,622,744□ |
| 第4期計算期間 | 116,739,270□ | 50,794,965□ |
| 第5期計算期間 | 136,483,189□ | 75,954,198□ |
| 第6期計算期間 | 19,746,229□ | 24,436,213□ |

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初の自己設定口数を含みます。

< 参考情報 >

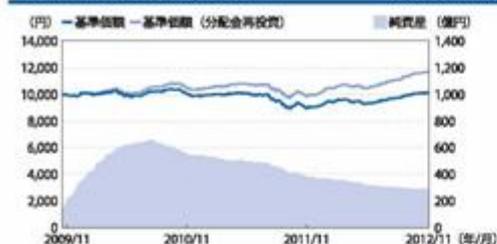
運用実績

みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)

2012年11月30日現在

円コース

<基準価額・純資産の推移> (2009年11月16日～2012年11月30日)



<分配の推移>

| | |
|----------|--------|
| 2012年11月 | 40円 |
| 2012年10月 | 40円 |
| 2012年9月 | 40円 |
| 2012年8月 | 40円 |
| 2012年7月 | 40円 |
| 直近1年累計 | 480円 |
| 設定来累計 | 1,400円 |

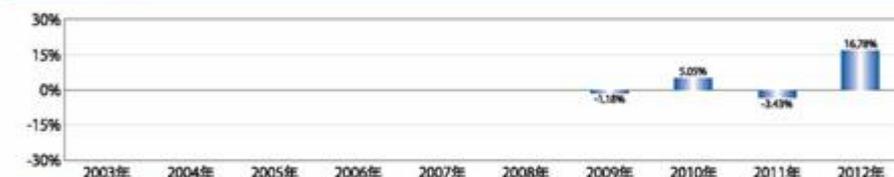
<主要な資産の状況>

組入状況

| ファンド名 | 純資産比率 |
|---|--------|
| GSグローバル・サブオーディネイテッド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラストーJPYクラス | 95.86% |
| 国内短期公社債マザーファンド | 1.79% |
| 合計 | 97.65% |

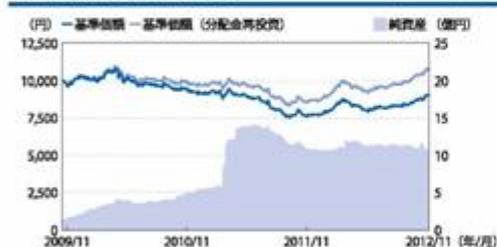
<年間収益率の推移>

暦年ベース



米ドルコース

<基準価額・純資産の推移> (2009年11月16日～2012年11月30日)



<分配の推移>

| | |
|----------|--------|
| 2012年11月 | 45円 |
| 2012年10月 | 45円 |
| 2012年9月 | 45円 |
| 2012年8月 | 45円 |
| 2012年7月 | 45円 |
| 直近1年累計 | 540円 |
| 設定来累計 | 1,575円 |

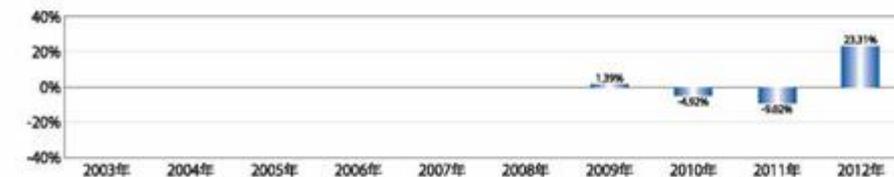
<主要な資産の状況>

組入状況

| ファンド名 | 純資産比率 |
|---|--------|
| GSグローバル・サブオーディネイテッド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラストーUSDクラス | 95.47% |
| 国内短期公社債マザーファンド | 1.47% |
| 合計 | 96.95% |

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※分配金は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。
 ※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。
 ※年間収益率は、2009年については設定時から12月末まで、2012年については年初から11月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

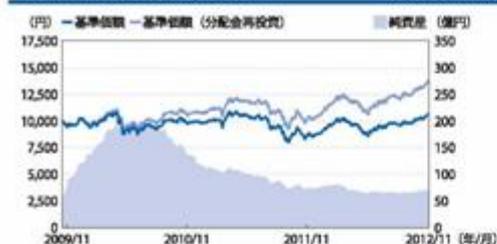
・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

運用実績

2012年11月30日現在

豪ドルコース

<基準価額・純資産の推移> (2009年11月16日～2012年11月30日)



<分配の推移>

| | |
|----------|--------|
| 2012年11月 | 70円 |
| 2012年10月 | 70円 |
| 2012年9月 | 70円 |
| 2012年8月 | 70円 |
| 2012年7月 | 70円 |
| 直近1年累計 | 840円 |
| 設定来累計 | 2,450円 |

<主要な資産の状況>

組入状況

| ファンド名 | 純資産比率 |
|---|--------|
| GSグローバル・サブオーディネイテッド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラスト・AUDクラス | 96.94% |
| 国内短期公社債マザーファンド | 1.13% |
| 合計 | 98.06% |

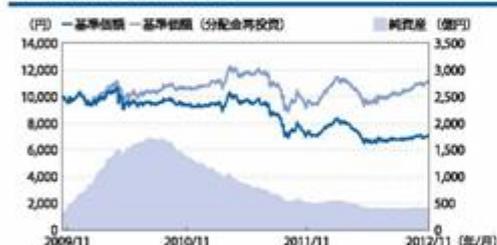
暦年ベース

<年間収益率の推移>



ブラジルリアルコース

<基準価額・純資産の推移> (2009年11月16日～2012年11月30日)



<分配の推移>

| | |
|----------|--------|
| 2012年11月 | 110円 |
| 2012年10月 | 110円 |
| 2012年9月 | 110円 |
| 2012年8月 | 110円 |
| 2012年7月 | 110円 |
| 直近1年累計 | 1,320円 |
| 設定来累計 | 3,850円 |

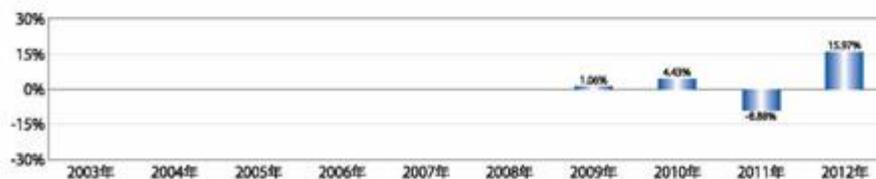
<主要な資産の状況>

組入状況

| ファンド名 | 純資産比率 |
|---|--------|
| GSグローバル・サブオーディネイテッド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラスト・BRLクラス | 96.08% |
| 国内短期公社債マザーファンド | 1.66% |
| 合計 | 97.74% |

暦年ベース

<年間収益率の推移>



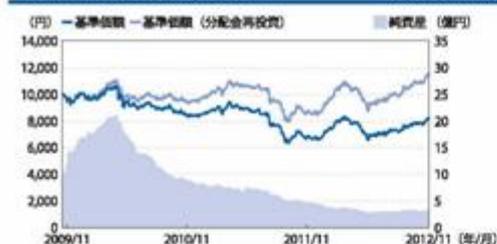
※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※分配は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。
 ※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。
 ※年間収益率は、2009年については設定時から12月末まで、2012年については年初から11月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

2012年11月30日現在

ロシアルーブルコース

<基準価額・純資産の推移> (2009年11月16日～2012年11月30日)



<分配の推移>

| | |
|----------|--------|
| 2012年11月 | 60円 |
| 2012年10月 | 60円 |
| 2012年9月 | 60円 |
| 2012年8月 | 60円 |
| 2012年7月 | 60円 |
| 直近1年累計 | 720円 |
| 設定来累計 | 2,835円 |

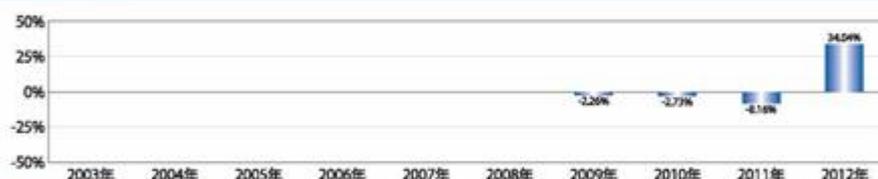
<主要な資産の状況>

組入状況

| ファンド名 | 純資産比率 |
|---|--------|
| GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラスト・RUBクラス | 96.63% |
| 国内短期公社債マザーファンド | 1.23% |
| 合計 | 97.87% |

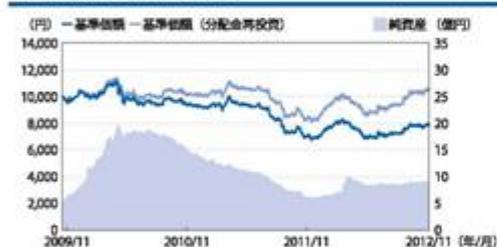
暦年ベース

<年間収益率の推移>



インドルピーコース

<基準価額・純資産の推移> (2009年11月16日～2012年11月30日)



<分配の推移>

| | |
|----------|--------|
| 2012年11月 | 70円 |
| 2012年10月 | 70円 |
| 2012年9月 | 70円 |
| 2012年8月 | 70円 |
| 2012年7月 | 70円 |
| 直近1年累計 | 840円 |
| 設定来累計 | 2,450円 |

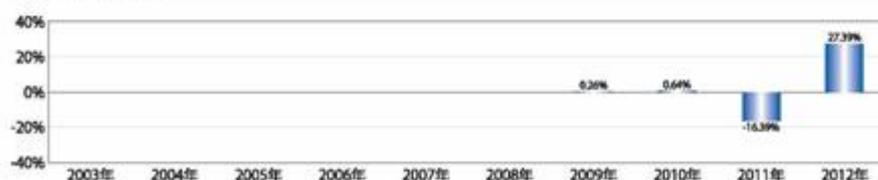
<主要な資産の状況>

組入状況

| ファンド名 | 純資産比率 |
|---|--------|
| GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラスト・INRクラス | 96.13% |
| 国内短期公社債マザーファンド | 1.14% |
| 合計 | 97.27% |

暦年ベース

<年間収益率の推移>



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※分配は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。
 ※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。
 ※年間収益率は、2009年については設定時から12月末まで、2012年については年初から11月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

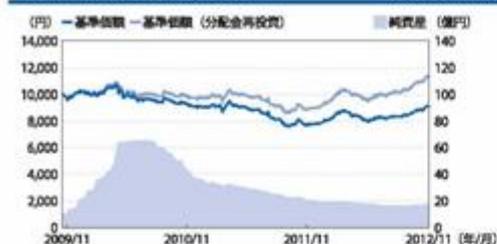
15

運用実績

2012年11月30日現在

中国元コース

<基準価額・純資産の推移> (2009年11月16日～2012年11月30日)



<分配の推移>

| | |
|----------|--------|
| 2012年11月 | 55円 |
| 2012年10月 | 55円 |
| 2012年9月 | 55円 |
| 2012年8月 | 55円 |
| 2012年7月 | 55円 |
| 直近1年累計 | 660円 |
| 設定来累計 | 1,925円 |

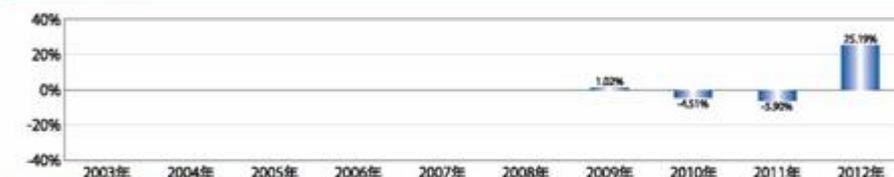
<主要な資産の状況>

組入状況

| ファンド名 | 純資産比率 |
|---|--------|
| GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラスト・CNYクラス | 97.14% |
| 国内短期公社債マザーファンド | 1.23% |
| 合計 | 98.38% |

<年間収益率の推移>

暦年ベース



南アフリカランドコース

<基準価額・純資産の推移> (2009年11月16日～2012年11月30日)



<分配の推移>

| | |
|----------|--------|
| 2012年11月 | 95円 |
| 2012年10月 | 95円 |
| 2012年9月 | 95円 |
| 2012年8月 | 95円 |
| 2012年7月 | 95円 |
| 直近1年累計 | 1,140円 |
| 設定来累計 | 3,325円 |

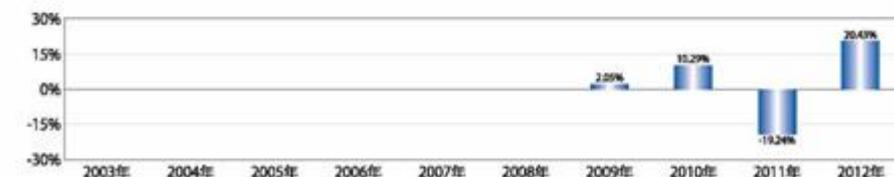
<主要な資産の状況>

組入状況

| ファンド名 | 純資産比率 |
|---|--------|
| GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラスト・ZARクラス | 95.55% |
| 国内短期公社債マザーファンド | 1.30% |
| 合計 | 96.86% |

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※分配金は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。
 ※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。
 ※年間収益率は、2009年については設定時から12月末まで、2012年については年初から11月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

2012年11月30日現在

マネープールファンド

<基準価額・純資産の推移>

(2009年11月16日～2012年11月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

<分配の推移>

| | |
|----------|----|
| 2012年10月 | 0円 |
| 2012年4月 | 0円 |
| 2011年10月 | 0円 |
| 2011年4月 | 0円 |
| 2010年10月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

| 資産 | 純資産比率 |
|-------|---------|
| 債券現物 | 97.93% |
| その他資産 | 2.07% |
| 合計 | 100.00% |

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

組入上位5銘柄(国内短期公社債マザーファンド)

| 銘柄名 | 償還日 | 利率 | 純資産比率 |
|-------------|------------|---------|--------|
| 第306回国庫短期証券 | 2012/12/03 | 0.0000% | 39.57% |
| 第313回国庫短期証券 | 2013/01/10 | 0.0000% | 32.31% |
| 第321回国庫短期証券 | 2013/02/12 | 0.0000% | 27.04% |
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |

組入銘柄数:3銘柄

※純資産比率は、マザーファンドの純資産額に対する比率です。

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2009年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2012年については、年初から11月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

17

運用実績

GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラストの組入上位10銘柄(11月9日現在)

| 銘柄名 | 業種 | 通貨 | 国・地域 | クーポン | 比率 |
|------------------------|----|-----|------|----------|------|
| CLOVERIE (ZURICH INS) | 保険 | ユーロ | スイス | 7.50000% | 4.0% |
| JPMORGAN CHASE & CO | 銀行 | 米ドル | アメリカ | 4.50000% | 3.7% |
| BANK OF AMERICA CORP | 銀行 | ユーロ | アメリカ | 4.00000% | 3.1% |
| SMFG PREF CAP USD 3 | 銀行 | 米ドル | 日本 | 9.50000% | 2.5% |
| ING BANK NV | 銀行 | ユーロ | オランダ | 6.12500% | 2.4% |
| AVIVA PLC | 保険 | ユーロ | イギリス | 4.72910% | 2.1% |
| UBS AG JERSEY BRANCH | 銀行 | ポンド | スイス | 6.37500% | 2.1% |
| CITIGROUP INC | 銀行 | ユーロ | アメリカ | 0.85000% | 2.1% |
| RESONA PFD GLOBAL SECS | 銀行 | 米ドル | 日本 | 7.19100% | 1.9% |
| CAPITAL ONE CAPITAL VI | 銀行 | 米ドル | アメリカ | 8.87500% | 1.8% |

※ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントからの情報を基に作成しています。

※比率は、GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラストの純資産総額に対する割合で、小数第2位を四捨五入しています。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。た

だし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。ただし、「マネープールファンド」は、ご投資された資金を一時待機させておくためのものです。したがって、そのお買い付けは、各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。

販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合もあります。また、スイッチングを取り扱う販売会社でも、償還日（繰上償還を行う場合を含みます。）の2ヵ月前に該当する月の第1営業日以降、償還するコースを解約するスイッチングのお申し込みができなくなる場合があります。詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとし、（手数料については前述の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）*自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

・上記*には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

| | | | |
|------------|-----------|--------|-------------|
| 円コース | 米ドルコース | 豪ドルコース | ブラジルリアルコース |
| ロシアルーブルコース | インドルピーコース | 中国元コース | 南アフリカランドコース |
| マネープールファンド | | | |

（ハ）取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、各通貨コースについては申込日が以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

ただし、次の4つのコースでは、以下に該当する日についても、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

ブラジルリアルコース：サンパウロの銀行の休業日

ロシアルーブルコース：ロシアの銀行の休業日

インドルピーコース：インドの銀行の休業日

中国元コース：中国の銀行の休業日

また、各通貨コースにおいて、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得

およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（ニ）一部解約の価額は、各通貨コースの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし、マネープールファンドの場合は一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。（ただし、「マネープールファンド」につきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

（ヘ）委託者は、各通貨コースについて以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

ただし、次の4つのコースでは、以下に該当する日についても、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ブラジルリアルコース：サンパウロの銀行の休業日

ロシアルーブルコース：ロシアの銀行の休業日

インドルピーコース：インドの銀行の休業日

中国元コース：中国の銀行の休業日

- (ト) 委託者は、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（各通貨コースにおいて、この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。（ただし、「マネープールファンド」につきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

各通貨コース

| 投資対象 | 評価方法 |
|---------------------|------------------------------------|
| 外国籍投資信託証券 | 原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価 |
| 内国証券投資信託 (親投資信託) | 原則として基準価額計算日の基準価額で評価 |
| 外貨建資産 | 原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価 |
| 為替予約取引 | 原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価 |

マネープールファンド

| 投資対象 | 評価方法 |
|------|------|
|------|------|

| | |
|---------------------|--|
| 内国証券投資信託 （親投資信託） | 原則として基準価額計算日の基準価額で評価 |
| 公社債等 | 原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額 |

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

各ファンド共通

各ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成26年10月14日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

各通貨コース

各ファンドの計算期間は、原則として毎月13日から翌月12日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

マネープールファンド

当ファンドの計算期間は、原則として毎年4月13日から10月12日、10月13日から翌年4月12日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

各ファンド共通

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、各通貨コースの場合は30億口、マネープールファンドの場合は1億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、各通貨コースにおいて信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったサブデット・ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. サブデット・ファンドの主要投資対象が変更となる場合

2. サブデット・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

(ハ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたいがいます。

(ニ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたいが、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたいが、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたいがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしたいがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各ファンドのすべての受益者に対してそ

の効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(ロ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する各ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約（上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(ロ)の場合を除きます。）または上記「b. 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c. 書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

e. 運用報告書

各通貨コースについて、委託者は原則として6ヵ月ごと（原則として4月、10月の各特定期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

マネープールファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期特定期間（平成24年4月13日から平成24年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期特定期間末 (平成24年4月12日現在) | 第6期特定期間末 (平成24年10月12日現在) |
|-----------------|----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 1,052,435,779 | 1,056,689,334 |
| 投資信託受益証券 | 32,882,680,451 | 28,152,724,671 |
| 親投資信託受益証券 | 531,710,348 | 531,921,554 |
| 未収利息 | 1,414 | 1,520 |
| 流動資産合計 | 34,466,827,992 | 29,741,337,079 |
| 資産合計 | 34,466,827,992 | 29,741,337,079 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 144,986,308 | 118,057,258 |
| 未払解約金 | 122,036,877 | 168,732,412 |
| 未払受託者報酬 | 940,296 | 768,120 |
| 未払委託者報酬 | 31,970,081 | 26,116,057 |
| その他未払費用 | 79,913 | 123,402 |
| 流動負債合計 | 300,013,475 | 313,797,249 |
| 負債合計 | 300,013,475 | 313,797,249 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 36,246,577,044 | 29,514,314,748 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 2,079,762,527 | 86,774,918 |
| （分配準備積立金） | 1,556,641,790 | 1,985,320,850 |
| 元本等合計 | 34,166,814,517 | 29,427,539,830 |
| 純資産合計 | 34,166,814,517 | 29,427,539,830 |
| 負債純資産合計 | 34,466,827,992 | 29,741,337,079 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年 4月13日 至平成24年10月12日 |
|-------------------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 1,790,090,602 | 1,795,055,601 |
| 受取利息 | 256,713 | 247,054 |
| 有価証券売買等損益 | 1,310,392,064 | 820,255,426 |
| 営業収益合計 | 3,100,739,379 | 2,615,558,081 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 5,911,996 | 4,959,865 |
| 委託者報酬 | 201,008,042 | 168,635,313 |
| その他費用 | 790,882 | 666,128 |
| 営業費用合計 | 207,710,920 | 174,261,306 |
| 営業利益 | 2,893,028,459 | 2,441,296,775 |
| 経常利益 | 2,893,028,459 | 2,441,296,775 |
| 当期純利益 | 2,893,028,459 | 2,441,296,775 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 87,699,952 | 12,673,804 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 4,755,158,047 | 2,079,762,527 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 963,434,699 | 467,534,040 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 963,434,699 | 467,534,040 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 142,300,685 | 127,363,271 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 142,300,685 | 127,363,271 |
| 分配金 | 951,067,001 | 775,806,131 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 2,079,762,527 | 86,774,918 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第6期特定期間 | |
|--------------------|--|---------------|
| | 自 平成24年 4月13日 | 至 平成24年10月12日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 | |

(貸借対照表に関する注記)

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] | |
|----------------------------------|-----------------|----------------------------------|-----------------|
| 1. 特定期間末日における受益権の総数 | 36,246,577,044口 | 1. 特定期間末日における受益権の総数 | 29,514,314,748口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 | | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 | |
| 元本の欠損 | 2,079,762,527円 | 元本の欠損 | 86,774,918円 |
| 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 | | 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 0.9426円 | 1口当たり純資産額 | 0.9971円 |
| (1万口当たり純資産額) | (9,426円) | (1万口当たり純資産額) | (9,971円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第5期特定期間 | | 第6期特定期間 | |
|----------|--|---------------|---|---------------|
| | 自 平成23年10月13日 | 至 平成24年 4月12日 | 自 平成24年 4月13日 | 至 平成24年10月12日 |
| 分配金の計算過程 | <p>(1) 第23期計算期間（平成23年10月13日から平成23年11月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（248,067,230円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（970,089,731円）及び分配準備積立金（1,108,317,710円）より分配対象収益は2,326,474,671円（1万口当たり534.70円）であり、うち174,032,564円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>(2) 第24期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（256,635,141円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（942,589,915円）及び分配準備積立金（1,137,029,313円）より分配対象収益は2,336,254,369円（1万口当たり557.07円）であり、うち167,746,550円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>(3) 第25期計算期間（平成23年12月13日から平成24年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（261,841,436円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（916,757,504円）及び分配準備積立金（1,183,901,658円）より分配対象収益は2,362,500,598円（1万口当たり582.42円）であり、うち162,250,128円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> | | <p>(1) 第29期計算期間（平成24年4月13日から平成24年5月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（284,103,547円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（873,917,500円）及び分配準備積立金（1,498,746,430円）より分配対象収益は2,656,767,477円（1万口当たり747.79円）であり、うち142,108,704円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>(2) 第30期計算期間（平成24年5月15日から平成24年6月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（278,368,485円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（870,059,236円）及び分配準備積立金（1,538,562,828円）より分配対象収益は2,686,990,549円（1万口当たり791.73円）であり、うち135,748,747円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>(3) 第31期計算期間（平成24年6月13日から平成24年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（281,270,488円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（848,704,603円）及び分配準備積立金（1,604,799,325円）より分配対象収益は2,734,774,416円（1万口当たり839.14円）であり、うち130,358,730円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> | |

| 区 分 | 第5期特定期間 | | 第6期特定期間 | |
|----------|---|------------|--|-------------|
| | 自 | 至 | 自 | 至 |
| | 平成23年10月13日 | 平成24年4月12日 | 平成24年4月13日 | 平成24年10月12日 |
| 分配金の計算過程 | <p>(4) 第26期計算期間（平成24年1月13日から平成24年2月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（294,547,125円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（873,176,560円）及び分配準備積立金（1,207,677,737円）より分配対象収益は2,375,401,422円（1万口当たり620.42円）であり、うち153,143,562円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>(5) 第27期計算期間（平成24年2月14日から平成24年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（312,879,006円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（863,288,795円）及び分配準備積立金（1,301,401,502円）より分配対象収益は2,477,569,303円（1万口当たり665.51円）であり、うち148,907,889円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>(6) 第28期計算期間（平成24年3月13日から平成24年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（290,265,299円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（859,985,839円）及び分配準備積立金（1,411,362,799円）より分配対象収益は2,561,613,937円（1万口当たり706.69円）であり、うち144,986,308円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> | | <p>(4) 第32期計算期間（平成24年7月13日から平成24年8月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（279,020,700円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（838,298,637円）及び分配準備積立金（1,698,146,867円）より分配対象収益は2,815,466,204円（1万口当たり887.90円）であり、うち126,833,871円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>(5) 第33期計算期間（平成24年8月14日から平成24年9月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（262,404,694円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（826,079,770円）及び分配準備積立金（1,778,450,762円）より分配対象収益は2,866,935,226円（1万口当たり934.61円）であり、うち122,698,821円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>(6) 第34期計算期間（平成24年9月13日から平成24年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（286,610,177円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（828,084,481円）及び分配準備積立金（1,816,767,931円）より分配対象収益は2,931,462,589円（1万口当たり993.21円）であり、うち118,057,258円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> | |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第5期特定期間 | | 第6期特定期間 | |
|-----------------|---|------------|------------|-------------|
| | 自 | 至 | 自 | 至 |
| | 平成23年10月13日 | 平成24年4月12日 | 平成24年4月13日 | 平成24年10月12日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | | 同左 | |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | | 同左 | |

| | | |
|----------------------------|---|----|
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | <p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p> | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 |
| 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年 4月13日 至平成24年10月12日 |
|--|---|---|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区 分 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 期首元本額 | 45,702,390,328円 | 36,246,577,044円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,127,222,652円 | 2,794,417,759円 |
| 期中一部解約元本額 | 11,583,035,936円 | 9,526,680,055円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
|-----------|---|---|
| 投資信託受益証券 | 612,273,349 | 598,994,142 |
| 親投資信託受益証券 | 52,801 | 0 |

| | | |
|-----|-------------|-------------|
| 合 計 | 612,220,548 | 598,994,142 |
|-----|-------------|-------------|

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額（口） | 評 価 額（円） | 備考 |
|---------------|---|----------------|----------------|----|
| 投資信託 受益証券 | GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - JPYクラス | 29,949,707,097 | 28,152,724,671 | |
| 投資信託受益証券小計 | | 29,949,707,097 | 28,152,724,671 | |
| 親投資信託 受益証券 | 国内短期公社債マザーファンド | 528,014,249 | 531,921,554 | |
| 親投資信託受益証券小計 | | 528,014,249 | 531,921,554 | |
| 有 価 証 券 合 計 | | - | 28,684,646,225 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期特定期間（平成24年4月13日から平成24年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期特定期間末 (平成24年 4月12日現在) | 第6期特定期間末 (平成24年10月12日現在) |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 102,703,160 | 37,338,175 |
| 投資信託受益証券 | 1,089,975,956 | 1,086,125,532 |
| 親投資信託受益証券 | 16,024,275 | 16,030,640 |
| 未収利息 | 137 | 53 |
| 流動資産合計 | 1,208,703,528 | 1,139,494,400 |
| 資産合計 | 1,208,703,528 | 1,139,494,400 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 6,403,999 | 5,998,562 |
| 未払解約金 | 16,718,000 | 1,116,821 |
| 未払受託者報酬 | 30,499 | 29,166 |
| 未払委託者報酬 | 1,036,952 | 991,598 |
| その他未払費用 | 2,580 | 4,676 |
| 流動負債合計 | 24,192,030 | 8,140,823 |
| 負債合計 | 24,192,030 | 8,140,823 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,423,110,955 | 1,333,013,820 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 238,599,457 | 201,660,243 |
| （分配準備積立金） | 21,827,791 | 42,115,731 |
| 元本等合計 | 1,184,511,498 | 1,131,353,577 |
| 純資産合計 | 1,184,511,498 | 1,131,353,577 |
| 負債純資産合計 | 1,208,703,528 | 1,139,494,400 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年 4月13日 至平成24年10月12日 |
|-------------------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 53,873,377 | 64,362,674 |
| 受取利息 | 8,737 | 9,111 |
| 有価証券売買等損益 | 91,377,170 | 155,941 |
| 営業収益合計 | 145,259,284 | 64,527,726 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 173,734 | 180,178 |
| 委託者報酬 | 5,906,897 | 6,125,774 |
| その他費用 | 22,954 | 24,258 |
| 営業費用合計 | 6,103,585 | 6,330,210 |
| 営業利益 | 139,155,699 | 58,197,516 |
| 経常利益 | 139,155,699 | 58,197,516 |
| 当期純利益 | 139,155,699 | 58,197,516 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 1,512,549 | 331,420 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 368,765,183 | 238,599,457 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 59,491,421 | 17,359,333 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 59,491,421 | 17,359,333 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 29,798,316 | 1,156,792 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 29,798,316 | 1,156,792 |
| 分配金 | 37,170,529 | 37,129,423 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 238,599,457 | 201,660,243 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|---|
| 1. 特定期間末日における受益権の総数 1,423,110,955口 | 1. 特定期間末日における受益権の総数 1,333,013,820口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 238,599,457円 | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 201,660,243円 |
| 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8323円 (1万口当たり純資産額) (8,323円) | 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8487円 (1万口当たり純資産額) (8,487円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|----------|---|--|
| 分配金の計算過程 | <p>(1) 第23期計算期間（平成23年10月13日から平成23年11月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,884,780円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（77,710,717円）及び分配準備積立金（6,590,667円）より分配対象収益は91,186,164円（1万口当たり623.16円）であり、うち6,584,547円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(2) 第24期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,143,395円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（72,690,570円）及び分配準備積立金（8,111,355円）より分配対象収益は87,945,320円（1万口当たり630.42円）であり、うち6,277,255円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(3) 第25期計算期間（平成23年12月13日から平成24年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,268,934円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（69,996,866円）及び分配準備積立金（10,216,625円）より分配対象収益は88,482,425円（1万口当たり646.06円）であり、うち6,162,797円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> | <p>(1) 第29期計算期間（平成24年4月13日から平成24年5月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,803,885円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（74,509,013円）及び分配準備積立金（21,678,164円）より分配対象収益は105,991,062円（1万口当たり747.33円）であり、うち6,382,088円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(2) 第30期計算期間（平成24年5月15日から平成24年6月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,857,831円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（73,381,216円）及び分配準備積立金（24,767,867円）より分配対象収益は108,006,914円（1万口当たり773.27円）であり、うち6,285,250円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(3) 第31期計算期間（平成24年6月13日から平成24年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,279,362円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（72,638,199円）及び分配準備積立金（28,069,948円）より分配対象収益は110,987,509円（1万口当たり802.77円）であり、うち6,221,344円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> |

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|----------|---|---|
| 分配金の計算過程 | <p>(4) 第26期計算期間（平成24年1月13日から平成24年2月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,692,324円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（66,071,010円）及び分配準備積立金（13,175,743円）より分配対象収益は87,939,077円（1万口当たり667.43円）であり、うち5,928,907円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(5) 第27期計算期間（平成24年2月14日から平成24年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,805,011円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（64,789,003円）及び分配準備積立金（15,643,093円）より分配対象収益は90,237,107円（1万口当たり698.53円）であり、うち5,813,024円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(6) 第28期計算期間（平成24年3月13日から平成24年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,329,170円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（74,668,527円）及び分配準備積立金（18,902,620円）より分配対象収益は102,900,317円（1万口当たり723.05円）であり、うち6,403,999円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> | <p>(4) 第32期計算期間（平成24年7月13日から平成24年8月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,640,578円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（72,258,876円）及び分配準備積立金（31,973,666円）より分配対象収益は113,873,120円（1万口当たり828.01円）であり、うち6,188,604円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(5) 第33期計算期間（平成24年8月14日から平成24年9月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,636,401円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（70,684,840円）及び分配準備積立金（34,703,647円）より分配対象収益は115,024,888円（1万口当たり855.04円）であり、うち6,053,575円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(6) 第34期計算期間（平成24年9月13日から平成24年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,156,491円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（70,045,116円）及び分配準備積立金（37,957,802円）より分配対象収益は118,159,409円（1万口当たり886.39円）であり、うち5,998,562円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|-----------------|---|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |

| | | |
|----------------------------|---|----|
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | <p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p> | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 |
| 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年 4月13日 至平成24年10月12日 |
|--|---|---|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区 分 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 期首元本額 | 1,505,352,749円 | 1,423,110,955円 |
| 期中追加設定元本額 | 200,657,473円 | 6,930,067円 |
| 期中一部解約元本額 | 282,899,267円 | 97,027,202円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
|-----------|---|---|
| 投資信託受益証券 | 29,390,160 | 26,299,390 |
| 親投資信託受益証券 | 1,592 | 0 |

| | | |
|-----|------------|------------|
| 合 計 | 29,388,568 | 26,299,390 |
|-----|------------|------------|

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額(口) | 評 価 額(円) | 備考 |
|---------------|---|---------------|---------------|----|
| 投資信託 受益証券 | GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - USDクラス | 1,308,427,337 | 1,086,125,532 | |
| 投資信託受益証券小計 | | 1,308,427,337 | 1,086,125,532 | |
| 親投資信託 受益証券 | 国内短期公社債マザーファンド | 15,912,885 | 16,030,640 | |
| 親投資信託受益証券小計 | | 15,912,885 | 16,030,640 | |
| 有 価 証 券 合 計 | | - | 1,102,156,172 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係)」に記載しております。

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期特定期間(平成24年4月13日から平成24年10月12日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期特定期間末 (平成24年 4月12日現在) | 第6期特定期間末 (平成24年10月12日現在) |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 217,099,823 | 344,900,299 |
| 投資信託受益証券 | 6,583,771,593 | 6,198,253,952 |
| 親投資信託受益証券 | 130,416,216 | 80,453,125 |
| 未収利息 | 291 | 496 |
| 流動資産合計 | 6,931,287,923 | 6,623,607,872 |
| 資産合計 | 6,931,287,923 | 6,623,607,872 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 50,049,800 | 46,696,565 |
| 未払解約金 | 13,792,434 | 20,615,166 |
| 未払受託者報酬 | 199,194 | 168,857 |
| 未払委託者報酬 | 6,772,617 | 5,741,107 |
| その他未払費用 | 16,921 | 27,119 |
| 流動負債合計 | 70,830,966 | 73,248,814 |
| 負債合計 | 70,830,966 | 73,248,814 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 7,149,971,468 | 6,670,937,984 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 289,514,511 | 120,578,926 |
| （分配準備積立金） | 713,488,330 | 712,602,690 |
| 元本等合計 | 6,860,456,957 | 6,550,359,058 |
| 純資産合計 | 6,860,456,957 | 6,550,359,058 |
| 負債純資産合計 | 6,931,287,923 | 6,623,607,872 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年4月13日 至平成24年10月12日 |
|-------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 525,652,024 | 510,676,214 |
| 受取利息 | 62,159 | 71,751 |
| 有価証券売買等損益 | 964,574,686 | 35,480,732 |
| 営業収益合計 | 1,490,288,869 | 475,267,233 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,198,689 | 1,043,860 |
| 委託者報酬 | 40,755,452 | 35,491,223 |
| その他費用 | 158,524 | 140,771 |
| 営業費用合計 | 42,112,665 | 36,675,854 |
| 営業利益 | 1,448,176,204 | 438,591,379 |
| 経常利益 | 1,448,176,204 | 438,591,379 |
| 当期純利益 | 1,448,176,204 | 438,591,379 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 65,891,619 | 12,768,359 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 1,449,445,931 | 289,514,511 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 230,808,613 | 117,934,688 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 229,831,374 | 117,934,688 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 977,239 | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 112,995,862 | 83,748,147 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,411,609 | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 103,584,253 | 83,748,147 |
| 分配金 | 340,165,916 | 291,073,976 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 289,514,511 | 120,578,926 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|---|
| 1. 特定期間末日における受益権の総数 7,149,971,468口 | 1. 特定期間末日における受益権の総数 6,670,937,984口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 289,514,511円 | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 120,578,926円 |
| 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9595円 (1万口当たり純資産額) (9,595円) | 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9819円 (1万口当たり純資産額) (9,819円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|----------|--|---|
| 分配金の計算過程 | <p>(1) 第23期計算期間（平成23年10月13日から平成23年11月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（75,244,999円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（563,204,270円）及び分配準備積立金（764,614,680円）より分配対象収益は1,403,063,949円（1万口当たり1,637.47円）であり、うち59,979,057円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(2) 第24期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（78,187,093円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（571,938,868円）及び分配準備積立金（757,704,518円）より分配対象収益は1,407,830,479円（1万口当たり1,660.41円）であり、うち59,350,940円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(3) 第25期計算期間（平成23年12月13日から平成24年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（80,644,265円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（598,491,452円）及び分配準備積立金（752,359,116円）より分配対象収益は1,431,494,833円（1万口当たり1,686.21円）であり、うち59,425,503円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> | <p>(1) 第29期計算期間（平成24年4月13日から平成24年5月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（78,658,377円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（575,211,942円）及び分配準備積立金（683,875,122円）より分配対象収益は1,337,745,441円（1万口当たり1,872.41円）であり、うち50,011,075円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(2) 第30期計算期間（平成24年5月15日から平成24年6月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（83,787,009円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（638,891,558円）及び分配準備積立金（690,294,266円）より分配対象収益は1,412,972,833円（1万口当たり1,917.28円）であり、うち51,587,298円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(3) 第31期計算期間（平成24年6月13日から平成24年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（84,074,024円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（617,590,353円）及び分配準備積立金（675,907,926円）より分配対象収益は1,377,572,303円（1万口当たり1,968.85円）であり、うち48,977,376円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> |

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|----------|---|--|
| 分配金の計算過程 | <p>(4) 第26期計算期間（平成24年1月13日から平成24年2月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（88,328,882円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（595,102,541円）及び分配準備積立金（717,992,610円）より分配対象収益は1,401,424,033円（1万口当たり1,727.19円）であり、うち56,796,531円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(5) 第27期計算期間（平成24年2月14日から平成24年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（92,136,418円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（586,483,399円）及び分配準備積立金（706,242,385円）より分配対象収益は1,384,862,202円（1万口当たり1,776.61円）であり、うち54,564,085円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(6) 第28期計算期間（平成24年3月13日から平成24年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（86,516,503円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（545,259,556円）及び分配準備積立金（677,021,627円）より分配対象収益は1,308,797,686円（1万口当たり1,830.47円）であり、うち50,049,800円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> | <p>(4) 第32期計算期間（平成24年7月13日から平成24年8月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（81,539,671円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（609,077,820円）及び分配準備積立金（669,899,328円）より分配対象収益は1,360,516,819円（1万口当たり2,021.59円）であり、うち47,109,079円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(5) 第33期計算期間（平成24年8月14日から平成24年9月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（76,633,511円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（627,238,229円）及び分配準備積立金（675,529,615円）より分配対象収益は1,379,401,355円（1万口当たり2,067.93円）であり、うち46,692,583円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(6) 第34期計算期間（平成24年9月13日から平成24年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（77,812,567円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（652,315,174円）及び分配準備積立金（681,486,688円）より分配対象収益は1,411,614,429円（1万口当たり2,116.05円）であり、うち46,696,565円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|-----------------|---|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |

| | | |
|----------------------------|---|----|
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | <p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p> | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 |
| 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年 4月13日 至平成24年10月12日 |
|--|---|---|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区 分 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 期首元本額 | 8,751,180,299円 | 7,149,971,468円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,148,442,010円 | 1,494,965,406円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,749,650,841円 | 1,973,998,890円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
|-----------|---|---|
| 投資信託受益証券 | 404,146,610 | 54,610,167 |
| 親投資信託受益証券 | 12,951 | 0 |

| | | |
|-----|-------------|------------|
| 合 計 | 404,133,659 | 54,610,167 |
|-----|-------------|------------|

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額(口) | 評 価 額(円) | 備考 |
|---------------|---|---------------|---------------|----|
| 投資信託 受益証券 | GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - AUDクラス | 6,826,270,873 | 6,198,253,952 | |
| 投資信託受益証券小計 | | 6,826,270,873 | 6,198,253,952 | |
| 親投資信託 受益証券 | 国内短期公社債マザーファンド | 79,862,146 | 80,453,125 | |
| 親投資信託受益証券小計 | | 79,862,146 | 80,453,125 | |
| 有 価 証 券 合 計 | | - | 6,278,707,077 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期特定期間（平成24年4月13日から平成24年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期特定期間末 (平成24年 4月12日現在) | 第6期特定期間末 (平成24年10月12日現在) |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 2,068,510,593 | 1,578,002,204 |
| 投資信託受益証券 | 48,061,307,120 | 38,914,784,908 |
| 親投資信託受益証券 | 693,329,728 | 693,605,132 |
| 未収利息 | 2,779 | 2,270 |
| 流動資産合計 | 50,823,150,220 | 41,186,394,514 |
| 資産合計 | 50,823,150,220 | 41,186,394,514 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 714,507,730 | 650,458,260 |
| 未払解約金 | 202,716,113 | 170,355,414 |
| 未払受託者報酬 | 1,409,198 | 1,051,669 |
| 未払委託者報酬 | 47,912,768 | 35,756,774 |
| その他未払費用 | 119,771 | 168,957 |
| 流動負債合計 | 966,665,580 | 857,791,074 |
| 負債合計 | 966,665,580 | 857,791,074 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 64,955,248,238 | 59,132,569,118 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 15,098,763,598 | 18,803,965,678 |
| （分配準備積立金） | 3,870,660,831 | 3,363,722,223 |
| 元本等合計 | 49,856,484,640 | 40,328,603,440 |
| 純資産合計 | 49,856,484,640 | 40,328,603,440 |
| 負債純資産合計 | 50,823,150,220 | 41,186,394,514 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年4月13日 至平成24年10月12日 |
|-------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 5,474,655,723 | 4,334,188,992 |
| 受取利息 | 381,523 | 327,163 |
| 有価証券売買等損益 | 1,780,392,133 | 5,596,246,808 |
| 営業収益合計 | 7,255,429,379 | 1,261,730,653 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 8,376,185 | 6,645,819 |
| 委託者報酬 | 284,790,304 | 225,957,835 |
| その他費用 | 1,107,580 | 891,227 |
| 営業費用合計 | 294,274,069 | 233,494,881 |
| 営業利益 | 6,961,155,310 | 1,495,225,534 |
| 経常利益 | 6,961,155,310 | 1,495,225,534 |
| 当期純利益 | 6,961,155,310 | 1,495,225,534 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 106,964,251 | 118,402,053 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 19,695,024,064 | 15,098,763,598 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 3,684,247,337 | 3,277,051,313 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 3,684,247,337 | 3,277,051,313 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,391,512,952 | 1,605,309,701 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,391,512,952 | 1,605,309,701 |
| 分配金 | 4,550,664,978 | 4,000,120,211 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 15,098,763,598 | 18,803,965,678 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|---|
| 1. 特定期間末日における受益権の総数 64,955,248,238口 | 1. 特定期間末日における受益権の総数 59,132,569,118口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 15,098,763,598円 | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 18,803,965,678円 |
| 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7676円 (1万口当たり純資産額) (7,676円) | 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6820円 (1万口当たり純資産額) (6,820円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|----------|---|--|
| 分配金の計算過程 | <p>(1) 第23期計算期間（平成23年10月13日から平成23年11月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（867,287,990円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,104,687,988円）及び分配準備積立金（3,796,472,927円）より分配対象収益は7,768,448,905円（1万口当たり1,063.97円）であり、うち803,132,363円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(2) 第24期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（898,014,698円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,077,714,675円）及び分配準備積立金（3,729,598,965円）より分配対象収益は7,705,328,338円（1万口当たり1,080.87円）であり、うち784,161,346円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(3) 第25期計算期間（平成23年12月13日から平成24年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（809,702,565円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,065,356,969円）及び分配準備積立金（3,741,881,360円）より分配対象収益は7,616,940,894円（1万口当たり1,087.05円）であり、うち770,748,666円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> | <p>(1) 第29期計算期間（平成24年4月13日から平成24年5月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（798,169,475円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,950,114,323円）及び分配準備積立金（3,718,067,709円）より分配対象収益は7,466,351,507円（1万口当たり1,182.60円）であり、うち694,475,789円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(2) 第30期計算期間（平成24年5月15日から平成24年6月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（727,073,185円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,915,260,530円）及び分配準備積立金（3,673,659,430円）より分配対象収益は7,315,993,145円（1万口当たり1,191.84円）であり、うち675,208,457円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(3) 第31期計算期間（平成24年6月13日から平成24年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（664,354,065円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,941,522,408円）及び分配準備積立金（3,629,640,964円）より分配対象収益は7,235,517,437円（1万口当たり1,192.58円）であり、うち667,372,069円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> |

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|----------|--|---|
| 分配金の計算過程 | <p>(4) 第26期計算期間（平成24年1月13日から平成24年2月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（883,447,610円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,021,083,661円）及び分配準備積立金（3,617,451,507円）より分配対象収益は7,521,982,778円（1万口当たり1,108.09円）であり、うち746,697,575円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(5) 第27期計算期間（平成24年2月14日から平成24年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（929,767,360円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,003,788,391円）及び分配準備積立金（3,637,088,877円）より分配対象収益は7,570,644,628円（1万口当たり1,138.55円）であり、うち731,417,298円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(6) 第28期計算期間（平成24年3月13日から平成24年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（880,103,849円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,982,182,674円）及び分配準備積立金（3,705,064,712円）より分配対象収益は7,567,351,235円（1万口当たり1,165.00円）であり、うち714,507,730円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> | <p>(4) 第32期計算期間（平成24年7月13日から平成24年8月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（646,855,436円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,944,123,726円）及び分配準備積立金（3,538,888,261円）より分配対象収益は7,129,867,423円（1万口当たり1,191.28円）であり、うち658,348,565円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(5) 第33期計算期間（平成24年8月14日から平成24年9月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（641,183,860円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,990,424,927円）及び分配準備積立金（3,444,409,409円）より分配対象収益は7,076,018,196円（1万口当たり1,189.67円）であり、うち654,257,071円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(6) 第34期計算期間（平成24年9月13日から平成24年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（648,336,841円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,021,681,225円）及び分配準備積立金（3,365,843,642円）より分配対象収益は7,035,861,708円（1万口当たり1,189.83円）であり、うち650,458,260円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|-----------------|---|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |

| | | |
|----------------------------|---|----|
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | <p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p> | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 |
| 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年 4月13日 至平成24年10月12日 |
|--|---|---|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区 分 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 期首元本額 | 73,920,734,786円 | 64,955,248,238円 |
| 期中追加設定元本額 | 5,898,874,664円 | 5,184,135,231円 |
| 期中一部解約元本額 | 14,864,361,212円 | 11,006,814,351円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
|-----------|---|---|
| 投資信託受益証券 | 2,578,639,381 | 990,914,045 |
| 親投資信託受益証券 | 68,851 | 0 |

| | | |
|-----|---------------|-------------|
| 合 計 | 2,578,570,530 | 990,914,045 |
|-----|---------------|-------------|

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額（口） | 評 価 額（円） | 備考 |
|---------------|---|----------------|----------------|----|
| 投資信託 受益証券 | GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - BRLクラス | 61,167,533,651 | 38,914,784,908 | |
| 投資信託受益証券小計 | | 61,167,533,651 | 38,914,784,908 | |
| 親投資信託 受益証券 | 国内短期公社債マザーファンド | 688,510,157 | 693,605,132 | |
| 親投資信託受益証券小計 | | 688,510,157 | 693,605,132 | |
| 有 価 証 券 合 計 | | - | 39,608,390,040 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期特定期間（平成24年4月13日から平成24年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)ロシアルーブルコース】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第5期特定期間末 (平成24年4月12日現在) | 第6期特定期間末 (平成24年10月12日現在) |
|-----------------|----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 14,897,767 | 11,760,735 |
| 投資信託受益証券 | 327,404,102 | 313,240,504 |
| 親投資信託受益証券 | 6,047,222 | 4,049,027 |
| 未収利息 | 20 | 16 |
| 流動資産合計 | 348,349,111 | 329,050,282 |
| 資産合計 | 348,349,111 | 329,050,282 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 2,653,175 | 2,522,358 |
| 未払解約金 | 781,700 | 3,509,066 |
| 未払受託者報酬 | 9,831 | 8,331 |
| 未払委託者報酬 | 334,251 | 283,325 |
| その他未払費用 | 826 | 1,327 |
| 流動負債合計 | 3,779,783 | 6,324,407 |
| 負債合計 | 3,779,783 | 6,324,407 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 442,195,920 | 420,393,068 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 97,626,592 | 97,667,193 |
| (分配準備積立金) | 10,841,639 | 20,316,323 |
| 元本等合計 | 344,569,328 | 322,725,875 |
| 純資産合計 | 344,569,328 | 322,725,875 |
| 負債純資産合計 | 348,349,111 | 329,050,282 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年4月13日 至平成24年10月12日 |
|-------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 29,386,004 | 27,087,761 |
| 受取利息 | 3,862 | 2,928 |
| 有価証券売買等損益 | 63,441,340 | 15,161,793 |
| 営業収益合計 | 92,831,206 | 11,928,896 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 67,479 | 48,855 |
| 委託者報酬 | 2,294,298 | 1,661,194 |
| その他費用 | 9,136 | 6,526 |
| 営業費用合計 | 2,370,913 | 1,716,575 |
| 営業利益 | 90,460,293 | 10,212,321 |
| 経常利益 | 90,460,293 | 10,212,321 |
| 当期純利益 | 90,460,293 | 10,212,321 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 5,564,952 | 522,442 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 263,040,695 | 97,626,592 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 101,942,680 | 10,788,162 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 101,942,680 | 10,788,162 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 707,805 | 6,419,858 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 707,805 | 6,419,858 |
| 分配金 | 20,716,113 | 15,143,668 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 97,626,592 | 97,667,193 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|---|
| 1. 特定期間末日における受益権の総数 442,195,920口 | 1. 特定期間末日における受益権の総数 420,393,068口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 97,626,592円 | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 97,667,193円 |
| 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7792円 (1万口当たり純資産額) (7,792円) | 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7677円 (1万口当たり純資産額) (7,677円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|----------|---|---|
| 分配金の計算過程 | <p>(1) 第23期計算期間（平成23年10月13日から平成23年11月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,612,310円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,112,366円）及び分配準備積立金（7,024,588円）より分配対象収益は12,749,264円（1万口当たり178.03円）であり、うち4,296,199円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>(2) 第24期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,667,803円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,061,974円）及び分配準備積立金（7,049,196円）より分配対象収益は12,778,973円（1万口当たり187.58円）であり、うち4,087,088円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>(3) 第25期計算期間（平成23年12月13日から平成24年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,047,986円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,015,483円）及び分配準備積立金（7,313,800円）より分配対象収益は13,377,269円（1万口当たり206.29円）であり、うち3,890,441円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> | <p>(1) 第29期計算期間（平成24年4月13日から平成24年5月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,481,539円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（687,821円）及び分配準備積立金（10,409,134円）より分配対象収益は15,578,494円（1万口当たり367.67円）であり、うち2,542,150円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>(2) 第30期計算期間（平成24年5月15日から平成24年6月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,077,191円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（674,791円）及び分配準備積立金（11,992,347円）より分配対象収益は16,744,329円（1万口当たり407.55円）であり、うち2,464,951円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>(3) 第31期計算期間（平成24年6月13日から平成24年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,281,376円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,034,164円）及び分配準備積立金（13,553,042円）より分配対象収益は18,868,582円（1万口当たり449.66円）であり、うち2,517,585円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> |

| 区 分 | 第5期特定期間 | | 第6期特定期間 | |
|----------|--|------------|--|-------------|
| | 自 | 至 | 自 | 至 |
| | 平成23年10月13日 | 平成24年4月12日 | 平成24年4月13日 | 平成24年10月12日 |
| 分配金の計算過程 | <p>(4) 第26期計算期間（平成24年1月13日から平成24年2月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,320,974円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（799,567円）及び分配準備積立金（6,715,212円）より分配対象収益は11,835,753円（1万口当たり233.01円）であり、うち3,047,554円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>(5) 第27期計算期間（平成24年2月14日から平成24年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,659,730円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（723,983円）及び分配準備積立金（7,244,645円）より分配対象収益は12,628,358円（1万口当たり276.34円）であり、うち2,741,656円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>(6) 第28期計算期間（平成24年3月13日から平成24年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,616,491円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（708,494円）及び分配準備積立金（8,878,323円）より分配対象収益は14,203,308円（1万口当たり321.18円）であり、うち2,653,175円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> | | <p>(4) 第32期計算期間（平成24年7月13日から平成24年8月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,343,829円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,050,429円）及び分配準備積立金（15,312,544円）より分配対象収益は20,706,802円（1万口当たり493.11円）であり、うち2,519,391円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>(5) 第33期計算期間（平成24年8月14日から平成24年9月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,260,731円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,493,879円）及び分配準備積立金（17,112,463円）より分配対象収益は22,867,073円（1万口当たり532.34円）であり、うち2,577,233円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>(6) 第34期計算期間（平成24年9月13日から平成24年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,465,241円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,501,268円）及び分配準備積立金（18,373,440円）より分配対象収益は24,339,949円（1万口当たり578.96円）であり、うち2,522,358円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> | |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第5期特定期間 | | 第6期特定期間 | |
|-----------------|---|------------|------------|-------------|
| | 自 | 至 | 自 | 至 |
| | 平成23年10月13日 | 平成24年4月12日 | 平成24年4月13日 | 平成24年10月12日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | | 同左 | |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | | 同左 | |

| | | |
|----------------------------|---|----|
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | <p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p> | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 |
| 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年 4月13日 至平成24年10月12日 |
|--|---|---|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区 分 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 期首元本額 | 765,847,293円 | 442,195,920円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,406,843円 | 22,637,932円 |
| 期中一部解約元本額 | 326,058,216円 | 44,440,784円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
|-----------|---|---|
| 投資信託受益証券 | 12,218,117 | 12,924,871 |
| 親投資信託受益証券 | 601 | 0 |

| | | |
|-----|------------|------------|
| 合 計 | 12,217,516 | 12,924,871 |
|-----|------------|------------|

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額(口) | 評 価 額(円) | 備考 |
|---------------|---|-------------|-------------|----|
| 投資信託 受益証券 | GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - RUBクラス | 416,931,325 | 313,240,504 | |
| 投資信託受益証券小計 | | 416,931,325 | 313,240,504 | |
| 親投資信託 受益証券 | 国内短期公社債マザーファンド | 4,019,285 | 4,049,027 | |
| 親投資信託受益証券小計 | | 4,019,285 | 4,049,027 | |
| 有 価 証 券 合 計 | | - | 317,289,531 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期特定期間（平成24年4月13日から平成24年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期特定期間末 (平成24年 4月12日現在) | 第6期特定期間末 (平成24年10月12日現在) |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 51,608,519 | 44,265,972 |
| 投資信託受益証券 | 908,087,206 | 845,093,826 |
| 親投資信託受益証券 | 10,537,142 | 10,541,327 |
| 未収利息 | 69 | 63 |
| 流動資産合計 | 970,232,936 | 899,901,188 |
| 資産合計 | 970,232,936 | 899,901,188 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 8,680,404 | 7,957,069 |
| 未払解約金 | 4,869,287 | 3,832,250 |
| 未払受託者報酬 | 23,385 | 22,550 |
| 未払委託者報酬 | 795,164 | 766,652 |
| その他未払費用 | 1,978 | 3,613 |
| 流動負債合計 | 14,370,218 | 12,582,134 |
| 負債合計 | 14,370,218 | 12,582,134 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,240,057,764 | 1,136,724,154 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 284,195,046 | 249,405,100 |
| （分配準備積立金） | 88,688,271 | 116,249,302 |
| 元本等合計 | 955,862,718 | 887,319,054 |
| 純資産合計 | 955,862,718 | 887,319,054 |
| 負債純資産合計 | 970,232,936 | 899,901,188 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年 4月13日 至平成24年10月12日 |
|-------------------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 65,004,217 | 92,125,520 |
| 受取利息 | 7,907 | 8,093 |
| 有価証券売買等損益 | 727,398 | 29,989,195 |
| 営業収益合計 | 64,284,726 | 62,144,418 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 109,260 | 136,882 |
| 委託者報酬 | 3,714,979 | 4,653,732 |
| その他費用 | 14,033 | 18,381 |
| 営業費用合計 | 3,838,272 | 4,808,995 |
| 営業利益 | 60,446,454 | 57,335,423 |
| 経常利益 | 60,446,454 | 57,335,423 |
| 当期純利益 | 60,446,454 | 57,335,423 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 276,919 | 894,980 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 271,898,088 | 284,195,046 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 46,937,745 | 35,319,278 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 46,937,745 | 35,319,278 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 79,861,672 | 7,393,514 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 79,861,672 | 7,393,514 |
| 分配金 | 39,542,566 | 49,576,261 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 284,195,046 | 249,405,100 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|---|
| 1. 特定期間末日における受益権の総数 1,240,057,764口 | 1. 特定期間末日における受益権の総数 1,136,724,154口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 284,195,046円 | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 249,405,100円 |
| 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7708円 (1万口当たり純資産額) (7,708円) | 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7806円 (1万口当たり純資産額) (7,806円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|----------|--|---|
| 分配金の計算過程 | <p>(1) 第23期計算期間（平成23年10月13日から平成23年11月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,211,500円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（61,987,583円）及び分配準備積立金（76,442,313円）より分配対象収益は147,641,396円（1万口当たり1,564.52円）であり、うち6,605,676円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(2) 第24期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,482,109円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（57,465,694円）及び分配準備積立金（73,268,496円）より分配対象収益は139,216,299円（1万口当たり1,593.22円）であり、うち6,116,543円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(3) 第25期計算期間（平成23年12月13日から平成24年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,593,944円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（57,459,267円）及び分配準備積立金（75,299,937円）より分配対象収益は141,353,148円（1万口当たり1,621.93円）であり、うち6,100,540円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> | <p>(1) 第29期計算期間（平成24年4月13日から平成24年5月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,709,655円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（120,398,722円）及び分配準備積立金（86,270,562円）より分配対象収益は222,378,939円（1万口当たり1,837.70円）であり、うち8,470,551円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(2) 第30期計算期間（平成24年5月15日から平成24年6月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,758,598円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（119,713,423円）及び分配準備積立金（92,919,248円）より分配対象収益は227,391,269円（1万口当たり1,890.54円）であり、うち8,419,395円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(3) 第31期計算期間（平成24年6月13日から平成24年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,110,310円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（120,542,758円）及び分配準備積立金（98,378,370円）より分配対象収益は234,031,438円（1万口当たり1,946.40円）であり、うち8,416,609円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> |

| 区 分 | 第5期特定期間 | | 第6期特定期間 | |
|----------|--|-------------|---|-------------|
| | 自 | 至 | 自 | 至 |
| | 平成23年10月13日 | 平成24年 4月12日 | 平成24年 4月13日 | 平成24年10月12日 |
| 分配金の計算過程 | <p>(4) 第26期計算期間（平成24年1月13日から平成24年2月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,559,945円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（56,373,558円）及び分配準備積立金（75,375,966円）より分配対象収益は141,309,469円（1万口当たり1,665.19円）であり、うち5,940,192円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(5) 第27期計算期間（平成24年2月14日から平成24年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,680,210円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（61,365,683円）及び分配準備積立金（77,654,574円）より分配対象収益は149,700,467円（1万口当たり1,718.08円）であり、うち6,099,211円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(6) 第28期計算期間（平成24年3月13日から平成24年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,950,740円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（122,981,936円）及び分配準備積立金（81,417,935円）より分配対象収益は220,350,611円（1万口当たり1,776.92円）であり、うち8,680,404円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> | | <p>(4) 第32期計算期間（平成24年7月13日から平成24年8月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,568,886円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（117,936,188円）及び分配準備積立金（102,733,150円）より分配対象収益は235,238,224円（1万口当たり2,000.76円）であり、うち8,230,180円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(5) 第33期計算期間（平成24年8月14日から平成24年9月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,200,302円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（115,877,024円）及び分配準備積立金（107,098,789円）より分配対象収益は236,176,115円（1万口当たり2,045.44円）であり、うち8,082,457円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(6) 第34期計算期間（平成24年9月13日から平成24年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,731,597円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（115,238,177円）及び分配準備積立金（109,474,774円）より分配対象収益は239,444,548円（1万口当たり2,106.43円）であり、うち7,957,069円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> | |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第5期特定期間 | | 第6期特定期間 | |
|-----------------|---|-------------|-------------|-------------|
| | 自 | 至 | 自 | 至 |
| | 平成23年10月13日 | 平成24年 4月12日 | 平成24年 4月13日 | 平成24年10月12日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | | 同左 | |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | | 同左 | |

| | | |
|----------------------------|---|----|
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | <p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p> | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 |
| 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年 4月13日 至平成24年10月12日 |
|--|---|---|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区 分 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 期首元本額 | 989,780,742円 | 1,240,057,764円 |
| 期中追加設定元本額 | 425,776,801円 | 28,196,165円 |
| 期中一部解約元本額 | 175,499,779円 | 131,529,775円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
|-----------|---|---|
| 投資信託受益証券 | 64,080,640 | 59,829,651 |
| 親投資信託受益証券 | 1,047 | 0 |

| | | |
|-----|------------|------------|
| 合 計 | 64,079,593 | 59,829,651 |
|-----|------------|------------|

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額(口) | 評 価 額(円) | 備考 |
|---------------|---|---------------|-------------|----|
| 投資信託 受益証券 | GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - INRクラス | 1,246,451,072 | 845,093,826 | |
| 投資信託受益証券小計 | | 1,246,451,072 | 845,093,826 | |
| 親投資信託 受益証券 | 国内短期公社債マザーファンド | 10,463,895 | 10,541,327 | |
| 親投資信託受益証券小計 | | 10,463,895 | 10,541,327 | |
| 有 価 証 券 合 計 | | - | 855,635,153 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係)」に記載しております。

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期特定期間(平成24年4月13日から平成24年10月12日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期特定期間末 (平成24年 4月12日現在) | 第6期特定期間末 (平成24年10月12日現在) |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 68,168,596 | 55,208,203 |
| 投資信託受益証券 | 1,787,228,680 | 1,638,971,837 |
| 親投資信託受益証券 | 37,112,405 | 22,122,679 |
| 未収利息 | 91 | 79 |
| 流動資産合計 | 1,892,509,772 | 1,716,302,798 |
| 資産合計 | 1,892,509,772 | 1,716,302,798 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 12,285,407 | 10,948,715 |
| 未払解約金 | 3,321,367 | 1,468,275 |
| 未払受託者報酬 | 52,457 | 43,837 |
| 未払委託者報酬 | 1,783,524 | 1,490,385 |
| その他未払費用 | 4,446 | 7,035 |
| 流動負債合計 | 17,447,201 | 13,958,247 |
| 負債合計 | 17,447,201 | 13,958,247 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,233,710,527 | 1,990,675,464 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 358,647,956 | 288,330,913 |
| （分配準備積立金） | 135,421,754 | 177,670,234 |
| 元本等合計 | 1,875,062,571 | 1,702,344,551 |
| 純資産合計 | 1,875,062,571 | 1,702,344,551 |
| 負債純資産合計 | 1,892,509,772 | 1,716,302,798 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年4月13日 至平成24年10月12日 |
|-------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 144,256,001 | 136,843,950 |
| 受取利息 | 14,378 | 14,822 |
| 有価証券売買等損益 | 144,251,656 | 31,246,569 |
| 営業収益合計 | 288,522,035 | 105,612,203 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 324,740 | 276,561 |
| 委託者報酬 | 11,041,045 | 9,402,901 |
| その他費用 | 43,361 | 37,128 |
| 営業費用合計 | 11,409,146 | 9,716,590 |
| 営業利益 | 277,112,889 | 95,895,613 |
| 経常利益 | 277,112,889 | 95,895,613 |
| 当期純利益 | 277,112,889 | 95,895,613 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 4,097,990 | 1,012,535 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 710,985,387 | 358,647,956 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 163,527,053 | 45,222,531 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 163,527,053 | 45,222,531 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,736,584 | 667,900 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,736,584 | 667,900 |
| 分配金 | 82,467,937 | 69,120,666 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 358,647,956 | 288,330,913 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|---|
| 1. 特定期間末日における受益権の総数 2,233,710,527口 | 1. 特定期間末日における受益権の総数 1,990,675,464口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 358,647,956円 | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 288,330,913円 |
| 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8394円 (1万口当たり純資産額) (8,394円) | 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8552円 (1万口当たり純資産額) (8,552円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|----------|---|--|
| 分配金の計算過程 | <p>(1) 第23期計算期間（平成23年10月13日から平成23年11月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（22,420,764円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（109,256,725円）及び分配準備積立金（107,725,995円）より分配対象収益は239,403,484円（1万口当たり835.06円）であり、うち15,767,432円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(2) 第24期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（22,365,627円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（102,524,239円）及び分配準備積立金（107,596,384円）より分配対象収益は232,486,250円（1万口当たり864.74円）であり、うち14,786,591円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(3) 第25期計算期間（平成23年12月13日から平成24年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（21,718,457円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（97,385,495円）及び分配準備積立金（109,560,842円）より分配対象収益は228,664,794円（1万口当たり895.79円）であり、うち14,039,375円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> | <p>(1) 第29期計算期間（平成24年4月13日から平成24年5月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,005,971円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（85,120,967円）及び分配準備積立金（134,819,276円）より分配対象収益は242,946,214円（1万口当たり1,092.45円）であり、うち12,231,070円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(2) 第30期計算期間（平成24年5月15日から平成24年6月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,449,811円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（84,819,921円）及び分配準備積立金（145,023,386円）より分配対象収益は253,293,118円（1万口当たり1,143.40円）であり、うち12,183,726円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(3) 第31期計算期間（平成24年6月13日から平成24年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（20,726,817円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（79,661,167円）及び分配準備積立金（146,965,561円）より分配対象収益は247,353,545円（1万口当たり1,189.48円）であり、うち11,437,197円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> |

| 区 分 | 第5期特定期間 | | 第6期特定期間 | |
|----------|--|-------------|---|-------------|
| | 自 | 至 | 自 | 至 |
| | 平成23年10月13日 | 平成24年 4月12日 | 平成24年 4月13日 | 平成24年10月12日 |
| 分配金の計算過程 | <p>(4) 第26期計算期間（平成24年1月13日から平成24年2月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,419,814円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（90,793,509円）及び分配準備積立金（109,581,506円）より分配対象収益は223,794,829円（1万口当たり940.63円）であり、うち13,085,085円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(5) 第27期計算期間（平成24年2月14日から平成24年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,852,116円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（86,963,573円）及び分配準備積立金（114,561,666円）より分配対象収益は226,377,355円（1万口当たり995.72円）であり、うち12,504,047円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(6) 第28期計算期間（平成24年3月13日から平成24年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（22,951,357円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（85,471,359円）及び分配準備積立金（124,755,804円）より分配対象収益は233,178,520円（1万口当たり1,043.88円）であり、うち12,285,407円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> | | <p>(4) 第32期計算期間（平成24年7月13日から平成24年8月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（19,589,193円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（78,129,607円）及び分配準備積立金（153,232,201円）より分配対象収益は250,951,001円（1万口当たり1,231.05円）であり、うち11,211,630円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(5) 第33期計算期間（平成24年8月14日から平成24年9月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（19,552,253円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（77,487,883円）及び分配準備積立金（160,087,283円）より分配対象収益は257,127,419円（1万口当たり1,273.08円）であり、うち11,108,328円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(6) 第34期計算期間（平成24年9月13日から平成24年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（22,527,334円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（76,456,833円）及び分配準備積立金（166,091,615円）より分配対象収益は265,075,782円（1万口当たり1,331.56円）であり、うち10,948,715円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> | |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第5期特定期間 | | 第6期特定期間 | |
|-----------------|---|-------------|-------------|-------------|
| | 自 | 至 | 自 | 至 |
| | 平成23年10月13日 | 平成24年 4月12日 | 平成24年 4月13日 | 平成24年10月12日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | | 同左 | |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | | 同左 | |

| | | |
|----------------------------|---|----|
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | <p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p> | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 |
| 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年 4月13日 至平成24年10月12日 |
|--|---|---|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区 分 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 期首元本額 | 2,993,533,107円 | 2,233,710,527円 |
| 期中追加設定元本額 | 9,179,274円 | 3,966,809円 |
| 期中一部解約元本額 | 769,001,854円 | 247,001,872円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
|-----------|---|---|
| 投資信託受益証券 | 63,418,520 | 36,192,471 |
| 親投資信託受益証券 | 3,685 | 0 |

| | | |
|-----|------------|------------|
| 合 計 | 63,414,835 | 36,192,471 |
|-----|------------|------------|

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額(口) | 評 価 額(円) | 備考 |
|---------------|---|---------------|---------------|----|
| 投資信託 受益証券 | GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - CNYクラス | 2,104,213,426 | 1,638,971,837 | |
| 投資信託受益証券小計 | | 2,104,213,426 | 1,638,971,837 | |
| 親投資信託 受益証券 | 国内短期公社債マザーファンド | 21,960,174 | 22,122,679 | |
| 親投資信託受益証券小計 | | 21,960,174 | 22,122,679 | |
| 有 価 証 券 合 計 | | - | 1,661,094,516 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係)」に記載しております。

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期特定期間(平成24年4月13日から平成24年10月12日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期特定期間末 (平成24年 4月12日現在) | 第6期特定期間末 (平成24年10月12日現在) |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 19,551,031 | 15,861,264 |
| 投資信託受益証券 | 436,464,921 | 362,013,798 |
| 親投資信託受益証券 | 5,031,576 | 5,033,574 |
| 未収利息 | 26 | 22 |
| 流動資産合計 | 461,047,554 | 382,908,658 |
| 資産合計 | 461,047,554 | 382,908,658 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 5,635,334 | 5,098,266 |
| 未払解約金 | 2,535,400 | 149,752 |
| 未払受託者報酬 | 12,579 | 10,107 |
| 未払委託者報酬 | 427,778 | 343,590 |
| その他未払費用 | 1,060 | 1,613 |
| 流動負債合計 | 8,612,151 | 5,603,328 |
| 負債合計 | 8,612,151 | 5,603,328 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 593,193,147 | 536,659,670 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 140,757,744 | 159,354,340 |
| （分配準備積立金） | 11,010,835 | 9,140,056 |
| 元本等合計 | 452,435,403 | 377,305,330 |
| 純資産合計 | 452,435,403 | 377,305,330 |
| 負債純資産合計 | 461,047,554 | 382,908,658 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年4月13日 至平成24年10月12日 |
|-------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 29,282,811 | 37,132,939 |
| 受取利息 | 4,713 | 5,676 |
| 有価証券売買等損益 | 13,377,528 | 37,949,125 |
| 営業収益合計 | 42,665,052 | 810,510 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 61,059 | 69,754 |
| 委託者報酬 | 2,076,094 | 2,371,509 |
| その他費用 | 7,944 | 9,260 |
| 営業費用合計 | 2,145,097 | 2,450,523 |
| 営業利益 | 40,519,955 | 3,261,033 |
| 経常利益 | 40,519,955 | 3,261,033 |
| 当期純利益 | 40,519,955 | 3,261,033 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 2,578,785 | 957,081 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 158,794,479 | 140,757,744 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 58,897,155 | 54,648,430 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 58,897,155 | 54,648,430 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 49,207,344 | 36,733,113 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 49,207,344 | 36,733,113 |
| 分配金 | 29,594,246 | 34,207,961 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 140,757,744 | 159,354,340 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|---|
| 1. 特定期間末日における受益権の総数 593,193,147口 | 1. 特定期間末日における受益権の総数 536,659,670口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 140,757,744円 | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 159,354,340円 |
| 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7627円 (1万口当たり純資産額) (7,627円) | 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7031円 (1万口当たり純資産額) (7,031円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第5期特定期間 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|----------|---|--|
| 分配金の計算過程 | <p>(1) 第23期計算期間（平成23年10月13日から平成23年11月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,072,324円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（33,176,935円）及び分配準備積立金（17,216,785円）より分配対象収益は54,466,044円（1万口当たり986.84円）であり、うち5,243,225円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> <p>(2) 第24期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,268,228円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（32,089,734円）及び分配準備積立金（15,188,358円）より分配対象収益は51,546,320円（1万口当たり973.66円）であり、うち5,029,261円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> <p>(3) 第25期計算期間（平成23年12月13日から平成24年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,060,986円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（30,978,040円）及び分配準備積立金（13,798,880円）より分配対象収益は48,837,906円（1万口当たり959.51円）であり、うち4,835,323円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> | <p>(1) 第29期計算期間（平成24年4月13日から平成24年5月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,062,907円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（45,348,230円）及び分配準備積立金（10,857,015円）より分配対象収益は62,268,152円（1万口当たり983.71円）であり、うち6,013,333円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> <p>(2) 第30期計算期間（平成24年5月15日から平成24年6月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,605,081円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（48,957,458円）及び分配準備積立金（10,689,401円）より分配対象収益は66,251,940円（1万口当たり987.63円）であり、うち6,372,577円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> <p>(3) 第31期計算期間（平成24年6月13日から平成24年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,184,152円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（47,806,431円）及び分配準備積立金（10,350,546円）より分配対象収益は64,341,129円（1万口当たり988.41円）であり、うち6,183,978円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> |

| 区 分 | 第5期特定期間 | | 第6期特定期間 | |
|----------|--|-------------|--|-------------|
| | 自 | 至 | 自 | 至 |
| | 平成23年10月13日 | 平成24年 4月12日 | 平成24年 4月13日 | 平成24年10月12日 |
| 分配金の計算過程 | <p>(4) 第26期計算期間（平成24年1月13日から平成24年2月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,136,149円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（27,267,554円）及び分配準備積立金（10,865,541円）より分配対象収益は42,269,244円（1万口当たり960.52円）であり、うち4,180,586円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> <p>(5) 第27期計算期間（平成24年2月14日から平成24年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,846,360円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（32,544,630円）及び分配準備積立金（10,266,486円）より分配対象収益は47,657,476円（1万口当たり969.35円）であり、うち4,670,517円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> <p>(6) 第28期計算期間（平成24年3月13日から平成24年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,355,139円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（41,592,926円）及び分配準備積立金（10,291,030円）より分配対象収益は58,239,095円（1万口当たり981.78円）であり、うち5,635,334円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> | | <p>(4) 第32期計算期間（平成24年7月13日から平成24年8月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,820,508円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（41,846,577円）及び分配準備積立金（9,184,607円）より分配対象収益は56,851,692円（1万口当たり998.00円）であり、うち5,411,606円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> <p>(5) 第33期計算期間（平成24年8月14日から平成24年9月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,242,095円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（39,806,645円）及び分配準備積立金（9,021,464円）より分配対象収益は54,070,204円（1万口当たり1,001.62円）であり、うち5,128,201円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> <p>(6) 第34期計算期間（平成24年9月13日から平成24年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,318,053円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（39,757,429円）及び分配準備積立金（8,920,269円）より分配対象収益は53,995,751円（1万口当たり1,006.13円）であり、うち5,098,266円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> | |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第5期特定期間 | | 第6期特定期間 | |
|-----------------|---|-------------|-------------|-------------|
| | 自 | 至 | 自 | 至 |
| | 平成23年10月13日 | 平成24年 4月12日 | 平成24年 4月13日 | 平成24年10月12日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | | 同左 | |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | | 同左 | |

| | | |
|----------------------------|---|----|
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | <p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p> | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 |
| 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| | 第5期特定期間 自平成23年10月13日 至平成24年 4月12日 | 第6期特定期間 自平成24年 4月13日 至平成24年10月12日 |
|--|---|---|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区 分 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 期首元本額 | 550,143,212円 | 593,193,147円 |
| 期中追加設定元本額 | 253,585,084円 | 141,746,767円 |
| 期中一部解約元本額 | 210,535,149円 | 198,280,244円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] 当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
|-----------|---|---|
| 投資信託受益証券 | 43,636,746 | 14,602,700 |
| 親投資信託受益証券 | 500 | 0 |

| | | |
|-----|------------|------------|
| 合 計 | 43,636,246 | 14,602,700 |
|-----|------------|------------|

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

| 種 類 | 第5期特定期間末 [平成24年 4月12日現在] | 第6期特定期間末 [平成24年10月12日現在] |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額（口） | 評 価 額（円） | 備考 |
|---------------|--|-------------|-------------|----|
| 投資信託 受益証券 | GS グローバル・サブオーデインエイテッド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - ZARクラス | 515,836,133 | 362,013,798 | |
| 投資信託受益証券小計 | | 515,836,133 | 362,013,798 | |
| 親投資信託 受益証券 | 国内短期公社債マザーファンド | 4,996,600 | 5,033,574 | |
| 親投資信託受益証券小計 | | 4,996,600 | 5,033,574 | |
| 有 価 証 券 合 計 | | - | 367,047,372 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成24年4月13日から平成24年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープールファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期 (平成24年4月12日現在) | 第6期 (平成24年10月12日現在) |
|-----------------|-----------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 959,009 | 1,225,843 |
| 親投資信託受益証券 | 138,390,068 | 133,435,505 |
| 未収利息 | 1 | 1 |
| 流動資産合計 | 139,349,078 | 134,661,349 |
| 資産合計 | 139,349,078 | 134,661,349 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 13,535 | 12,632 |
| 未払委託者報酬 | 26,983 | 25,237 |
| その他未払費用 | 1,201 | 1,119 |
| 流動負債合計 | 41,719 | 38,988 |
| 負債合計 | 41,719 | 38,988 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 139,190,455 | 134,500,471 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 116,904 | 121,890 |
| （分配準備積立金） | 24,783 | 39,266 |
| 元本等合計 | 139,307,359 | 134,622,361 |
| 純資産合計 | 139,307,359 | 134,622,361 |
| 負債純資産合計 | 139,349,078 | 134,661,349 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第5期 自平成23年10月13日 至平成24年4月12日 | 第6期 自平成24年4月13日 至平成24年10月12日 |
|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 1,212 | 418 |
| 有価証券売買等損益 | 64,144 | 45,437 |
| 営業収益合計 | 65,356 | 45,855 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 13,535 | 12,632 |
| 委託者報酬 | 26,983 | 25,237 |
| その他費用 | 1,201 | 1,119 |
| 営業費用合計 | 41,719 | 38,988 |
| 営業利益 | 23,637 | 6,867 |
| 経常利益 | 23,637 | 6,867 |
| 当期純利益 | 23,637 | 6,867 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 3,055 | 871 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 53,065 | 116,904 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 95,088 | 17,771 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 95,088 | 17,771 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 51,831 | 20,523 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 51,831 | 20,523 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 116,904 | 121,890 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第6期 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第5期 [平成24年 4月12日現在] | 第6期 [平成24年10月12日現在] |
|--|--|
| 1. 計算期間末日における受益権の総数 139,190,455口 | 1. 計算期間末日における受益権の総数 134,500,471口 |
| 2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0008円 (1万口当たり純資産額) (10,008円) | 2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0009円 (1万口当たり純資産額) (10,009円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第5期 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|----------|--|---|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(19,911円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(671円)、信託約款に定める収益調整金(128,566円)及び分配準備積立金(4,201円)より分配対象収益は153,349円(1万口当たり10.99円)ですが、分配を行っておりません。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,834円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(127,908円)及び分配準備積立金(20,432円)より分配対象収益は167,174円(1万口当たり12.41円)ですが、分配を行っておりません。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第5期 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|-----------------|--|---------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |

| | | |
|----------------------------|---|----|
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | <p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p> | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 第5期 [平成24年 4月12日現在] | 第6期 [平成24年10月12日現在] |
|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 |
| 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| | 第5期 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 第6期 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区 分 | 第5期 [平成24年 4月12日現在] | 第6期 [平成24年10月12日現在] |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 期首元本額 | 78,661,464円 | 139,190,455円 |
| 期中追加設定元本額 | 136,483,189円 | 19,746,229円 |
| 期中一部解約元本額 | 75,954,198円 | 24,436,213円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種 類 | 第5期 [平成24年 4月12日現在] 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 第6期 [平成24年10月12日現在] 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
|-----------|--|--|
| 親投資信託受益証券 | 68,713 | 45,437 |
| 合 計 | 68,713 | 45,437 |

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

| 種 類 | 第5期 [平成24年 4月12日現在] | 第6期 [平成24年10月12日現在] |
|-----|------------------------|------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額（口） | 評 価 額（円） | 備考 |
|---------------|----------------|-------------|-------------|----|
| 親投資信託 受益証券 | 国内短期公社債マザーファンド | 132,455,336 | 133,435,505 | |
| 合 計 | | 132,455,336 | 133,435,505 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

(参考情報)

みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）の各通貨コースは、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - JPYクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - USDクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - AUDクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - BRLクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - RUBクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - INRクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - CNYクラス」及び「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - ZARクラス」各受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら受益証券であります。

また、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）の各通貨コース及びみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネーパブルファンドは、「国内短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - JPYクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - USDクラス」

ス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - AUDクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - BRLクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - RUBクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - INRクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - CNYクラス」及び「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - ZARクラス」は、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト」の個別クラスとなっております。

「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト」はケイマンの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成24年3月31日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております。

同ファンドの財政状態計算書、包括利益計算書、償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び要約投資明細書は、同ファンドの副投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社から入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

(1) 財政状態計算書

2012年3月31日現在

GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト
(米ドル)

| | |
|--|----------------------|
| 資産 | |
| 流動資産 | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 1,806,609,271 |
| 現金 | 213,145 |
| 未収利息 | 38,085,965 |
| 受益証券発行未収入金 | 10,335,446 |
| 資産合計 | <u>1,855,243,827</u> |
| 負債 | |
| 流動負債 | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 55,165,546 |
| 受益証券償還未払金 | 11,091,780 |
| 未払運用報酬 | 788,291 |
| 未払監査報酬 | 55,120 |
| 未払保管受託銀行サービス報酬 | 52,412 |
| 未払管理事務代行会社報酬 | 40,026 |
| 未払受託会社報酬 | 19,434 |
| 未払名義書換事務代行会社報酬 | 15,135 |
| 未払株主サービス代行会社報酬 | 1,699 |
| 未払弁護士報酬 | 1,457 |
| その他の負債 | 620 |
| 負債合計(償還可能参加型受益証券の保有者および少数株主持分に帰属する純資産を除く。) | <u>67,231,520</u> |
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産 | <u>1,788,012,307</u> |

2011年3月31日現在

GS グローバル・サブオーディネ
イティド・デット・セキュリ
ティーズ・FX・サブ・トラスト
(米ドル)

| | |
|--|---------------|
| 資産 | |
| 流動資産 | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 2,358,462,318 |
| 未収利息 | 51,558,192 |
| 受益証券発行未収入金 | 6,749,181 |
| 資産合計 | 2,416,769,691 |
| 負債 | |
| 流動負債 | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 73,376,424 |
| 銀行に対する債務 | 17,595 |
| ブローカーに対する債務 | 49 |
| 投資購入未払金 | 10,848 |
| 受益証券償還未払金 | 41,788,778 |
| 未払運用報酬 | 3,054,001 |
| 未払監査報酬 | 72,344 |
| 未払管理事務代行会社報酬 | 112,993 |
| 未払受託会社報酬 | 48,481 |
| 未払株主サービス代行会社報酬 | 5,544 |
| 未払保管受託銀行サービス報酬 | 96,935 |
| 未払名義書換事務代行会社報酬 | 10,886 |
| 負債合計(償還可能参加型受益証券の保有者および少数株主持分に帰属する純資産を除く。) | 118,594,878 |
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産 | 2,298,174,813 |

(2) 包括利益計算書

2012年3月31日終了年度

GS グローバル・サブオー
ディネイティド・デット・セ
キュリティーズ・FX・サブ・
トラスト
(米ドル)

| | |
|--|---------------|
| 収益 | |
| 受取利息 | 96,412,135 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純利益 | 102,570,507 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現損失の純変動額 | (149,638,381) |
| 純収益 | 49,344,261 |
| 営業費用 | |
| 運用報酬 | 9,957,109 |
| 管理事務代行会社報酬 | 468,582 |
| 保管受託銀行サービス報酬 | 272,573 |
| 受託会社報酬 | 194,367 |
| 監査報酬 | 41,891 |
| 株主サービス代行会社報酬 | 20,053 |
| 弁護士報酬 | 4,640 |
| 名義書換事務代行会社報酬 | 30,800 |
| その他の費用 | 19,188 |
| 営業費用合計 | 11,009,203 |
| 営業による純収益 | 38,335,058 |

| | |
|----------------------------------|---------------|
| 金融費用： | |
| 参加型受益証券の保有者に対する分配金 | 240,121,407 |
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する営業による純資産の変動額 | (201,786,349) |
| 包括利益合計 | - |

2011年3月31日終了年度

GS グローバル・サブオー
ディネイティド・デット・セ
キュリティーズ・FX・サブ・
トラスト
(米ドル)

| | |
|--|-------------|
| 収益 | |
| 受取利息 | 131,266,332 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純利益 | 300,847,941 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現利益の純変動額 | 107,317,733 |
| 純収益 | 539,432,006 |
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 4,347 |
| 運用報酬 | 14,216,609 |
| 監査報酬 | 84,356 |
| 管理事務代行会社報酬 | 660,613 |
| 受託会社報酬 | 276,281 |
| 株主サービス代行会社報酬 | 20,776 |
| 保管受託銀行サービス報酬 | 410,485 |
| 名義書換事務代行会社報酬 | 39,102 |
| 営業費用合計 | 15,712,569 |
| 費用の返済 | - |
| 営業による純収益 | 523,719,437 |
| 金融費用： | |
| 参加型受益証券の保有者に対する分配金 | 340,893,781 |
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する営業による純資産の変動額 | 182,825,656 |
| 包括利益合計 | - |

(3) 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書

2012年3月31日終了年度

GS グローバル・サブオー
ディネイティド・デット・セ
キュリティーズ・FX・サ
ブ・トラスト
(米ドル)

| | |
|----------------------------------|---------------|
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産の期首残高 | 2,298,174,813 |
| 償還可能参加型受益証券の発行による収入合計 | 595,066,089 |
| 償還可能参加型受益証券の償還による支出合計 | (903,442,246) |
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する営業による純資産の変動額 | (201,786,349) |
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産の期末残高 | 1,788,012,307 |

2011年3月31日終了年度

GS グローバル・サブオー
ディネイティド・デット・
セキュリティーズ・FX・サ
ブ・トラスト
(米ドル)

| | |
|----------------------------------|-----------------|
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産の期首残高 | 2,197,167,474 |
| 償還可能参加型受益証券の発行による収入合計 | 1,192,233,712 |
| 償還可能参加型受益証券の償還による支出合計 | (1,274,052,029) |
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する営業による純資産の変動額 | 182,825,656 |
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産の期末残高 | 2,298,174,813 |

(4) キャッシュ・フロー計算書

2012年3月31日終了年度

GS グローバル・サブオーディネ
イティド・デット・セキュリ
ティーズ・FX・サブ・トラスト
(米ドル)

営業活動によるキャッシュ・フロー

| | |
|---|---------------|
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する営業による純資産の変動額 / 包括利益合計 | (201,786,349) |
| 調整: | |
| 現金に係る為替差益 | 2,227,776 |
| 参加型受益証券の保有者に対する分配金 | 240,121,407 |
| 合計 | 40,562,834 |
| 営業資産の純(増加)/減少額: | |
| 未収利息 | 13,472,227 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 551,853,047 |
| 営業負債の純増加/(減少)額: | |
| 銀行に対する債務 | (17,595) |
| ブローカーに対する債務 | (49) |
| 投資購入未払金 | (10,848) |
| 未払名義書換事務代行会社報酬 | 4,249 |
| 未払監査報酬 | (17,224) |
| 未払弁護士報酬 | 1,458 |
| 未払受託会社報酬 | (29,047) |
| 未払株主サービス代行会社報酬 | (3,845) |
| 未払管理事務代行会社報酬 | (72,967) |
| 未払保管受託銀行サービス報酬 | (44,523) |
| 未払運用報酬 | (2,265,710) |
| その他の負債 | 620 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | (18,210,878) |
| 営業活動において使用された正味キャッシュ | 585,221,749 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー: | |
| 償還可能参加型受益証券の発行による収入 | 591,479,824 |
| 償還可能参加型受益証券の償還による支出 | (934,139,245) |
| 参加型受益証券の保有者に対する分配金 | (240,121,407) |
| 財務活動において得られた正味キャッシュ | (582,780,828) |
| 現金に対する為替レートの変動の影響 | (2,227,776) |
| 現金の純増加額 | 2,440,921 |
| 現金の期末残高 | 213,145 |
| 利息の現金受取額 | 109,884,362 |

2011年3月31日終了年度

GS グローバル・サブオーディネ
イテイド・デット・セキュリ
ティーズ・FX・サブ・トラスト
(米ドル)

営業活動によるキャッシュ・フロー

| | |
|--|-----------------|
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する営業による純資産および少数株主持分の変動額/包括利益合計 | 182,825,656 |
| 調整: | |
| 現金に係る為替差益の戻し | (5,299,219) |
| 参加型受益証券の保有者に対する分配金 | 340,893,781 |
| 合計 | 518,420,218 |
| 営業資産の純(増加)/減少額: | |
| 未収利息 | (3,951,235) |
| ブローカーに対する債権 | 2,577,913 |
| スワップ契約に係る支払プレミアム | 3,635,697 |
| 投資売却未収入金 | 69,657,592 |
| その他の資産 | 5,479,219 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | (87,725,772) |
| 営業負債の純増加/(減少)額: | |
| 銀行に対する債務 | (13,334,849) |
| ブローカーに対する債務 | (1,849,300) |
| スワップ契約に係る受取プレミアム | (5,466,575) |
| 投資購入未払金 | (220,342,226) |
| 未払利息 | (205) |
| 未払監査報酬 | 7,261 |
| 未払名義書換事務代行会社報酬 | 10,519 |
| 未払株主サービス代行会社報酬 | (1,085) |
| 未払受託会社報酬 | 5,088 |
| 未払管理事務代行会社報酬 | (32,668) |
| 未払保管受託銀行サービス報酬 | (34,832) |
| 未払弁護士報酬 | (29,991) |
| 未払運用報酬 | 561,637 |
| その他の負債 | (62,711) |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 45,457,464 |
| 営業活動において使用された正味キャッシュ | 312,981,159 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー: | |
| 償還可能参加型受益証券の発行による収入 | 1,254,876,654 |
| 償還可能参加型受益証券の償還による支出 | (1,232,263,251) |
| 参加型受益証券の保有者に対する分配金 | (340,893,781) |
| 財務活動において得られた正味キャッシュ | (318,280,378) |
| 現金に対する為替レートの変動の影響 | 5,299,219 |
| 現金の純減少額 | (5,299,219) |
| 現金および現金等価物の期末残高 | - |
| 利息の現金受取額 | 127,315,097 |
| 利息の現金支払額 | 4,552 |

(5) 要約投資明細書

2012年3月31日現在

| 保有高 | 種類 | 公正価値 (米ドル) | 純資産 比率 (%) |
|-------------|-----------|---------------|------------------|
| | 債券 - 買い持ち | | |
| | 社債 | | |
| | 英債券 | | |
| 151,024,000 | 金融 | 233,051,508 | 13.03 |
| | ユーロ | | |
| 497,878,000 | 金融 | 602,816,302 | 33.72 |

| | | | |
|-------------|-------------------------|------------------------------|----------------|
| 582,920,000 | 米ドル 金融 社債合計 | 603,821,200 1,439,689,010 | 33.77 80.52 |
| 47,000,000 | 国債 米ドル 国債 国債合計 | 47,031,208 47,031,208 | 2.63 2.63 |
| | 債券 - 買い持ち合計 | 1,486,720,218 | 83.15 |

| 保有高 / 口数 | 種類 | 公正価値 (米ドル) | 純資産 比率 (%) |
|------------|-------------------------------------|--------------------------|------------------|
| 88,760,411 | 投資ファンド 米ドル 投資ファンド 投資ファンド合計 | 88,760,411 88,760,411 | 4.96 4.96 |

| 保有高 | 銘柄 | 表面利率 (%) | 償還日 | 公正価値 (米ドル) | 純資産 比率 (%) |
|-------------|--|-------------|------------|----------------------------|------------------|
| 218,800,000 | 現先取引 米ドル Merrill Lynch 現先取引合計 | 0.14 | 2012/04/02 | 218,800,000 218,800,000 | 12.24 12.24 |

| 想定元本 | 先物為替予約 | 未実現利益 (米ドル) | 純資産 比率 (%) |
|-------------|------------------|----------------|------------------|
| 639,616,401 | 売買目的先物為替予約 | 1,804,802 | 0.10 |
| 425,312,063 | ヘッジ目的先物為替予約 | 7,500,586 | 0.42 |
| | 先物為替予約に係る未実現利益合計 | 9,305,388 | 0.52 |

| 想定元本 | 先物為替予約 | 未実現損失 (米ドル) | 純資産 比率 (%) |
|---------------|------------------|----------------|------------------|
| 1,482,453,195 | 売買目的先物為替予約 | (9,651,961) | (0.54) |
| 1,549,562,138 | ヘッジ目的先物為替予約 | (45,513,585) | (2.55) |
| | 先物為替予約に係る未実現損失合計 | (55,165,546) | (3.09) |

| 保有高 | 種類 | 公正価値 (米ドル) | 純資産 比率 (%) |
|-----------|----------------------|------------------------|------------------|
| 2 | 定期預金 英ポンド 定期預金 | 2 2 | 0.00 0.00 |
| 2,952,399 | ユーロ 定期預金 | 2,952,399 2,952,399 | 0.17 0.17 |
| 70,853 | 米ドル 定期預金 | 70,853 70,853 | 0.00 0.00 |
| | 定期預金合計 | 3,023,254 | 0.17 |

| 投資合計 | 保有高 | 2012年 公正価値 (米ドル) | 純資産 比率 (%) | 保有高 | 2011年 公正価値 (米ドル) | 純資産 比率 (%) |
|------|-----|------------------------|------------------|-----|------------------------|------------------|
|------|-----|------------------------|------------------|-----|------------------------|------------------|

| | | | | | | |
|-------------------------|---------------|---------------|--------|---------------|---------------|--------|
| 社債 - 買い持ち | 1,231,822,000 | 1,439,689,010 | 80.52 | 1,583,322,000 | 1,953,321,833 | 84.99 |
| 国債 - 買い持ち | 47,000,000 | 47,031,208 | 2.63 | - | - | - |
| 現先取引 | 218,800,000 | 218,800,000 | 12.24 | 197,600,000 | 197,600,000 | 8.60 |
| 投資ファンド - 買い持ち | 88,760,411 | 88,760,411 | 4.96 | 110,524,554 | 110,524,554 | 4.81 |
| 定期預金 | 3,023,254 | 3,023,254 | 0.17 | 1,002,204 | 1,002,204 | 0.04 |
| 先物為替予約に係る未実現利益 | 1,064,928,464 | 9,305,388 | 0.52 | 3,714,917,637 | 96,013,727 | 4.18 |
| 先物為替予約に係る未実現損失 | 3,032,015,333 | (55,165,546) | (3.09) | 3,504,768,660 | (73,376,424) | (3.19) |
| その他の資産および負債 | | 36,568,582 | 2.05 | | 13,088,919 | 0.57 |
| 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産 | | 1,788,012,307 | 100.00 | | 2,298,174,813 | 100.00 |

「国内短期公社債マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

| | [平成24年 4月12日現在] | [平成24年10月12日現在] |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 150,437,290 | 3,291,394 |
| 国債証券 | 1,459,751,464 | 1,519,750,579 |
| 未収利息 | 202 | 4 |
| 流動資産合計 | 1,610,188,956 | 1,523,041,977 |
| 資産合計 | 1,610,188,956 | 1,523,041,977 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 流動負債合計 | - | - |
| 負債合計 | - | - |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,599,069,102 | 1,511,791,627 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 11,119,854 | 11,250,350 |
| 元本等合計 | 1,610,188,956 | 1,523,041,977 |
| 純資産合計 | 1,610,188,956 | 1,523,041,977 |
| 負債純資産合計 | 1,610,188,956 | 1,523,041,977 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 自平成24年 4月13日 至平成24年10月12日 |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| [平成24年 4月12日現在] | [平成24年10月12日現在] |
|---|---|
| 1. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における受益権の総数 1,599,069,102口 | 1. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における受益権の総数 1,511,791,627口 |
| 2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1単位当たりの純資産の額 | 2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1単位当たりの純資産の額 |

| | | | |
|---------------------------|----------------------|---------------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.0070円 (10,070円) | 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.0074円 (10,074円) |
|---------------------------|----------------------|---------------------------|----------------------|

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|----------------------------|---|--------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。 | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| [平成24年 4月12日現在] | [平成24年10月12日現在] |
|--|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 |
| 2. 時価の算定方法 国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 国債証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| | 自 平成23年10月13日 至 平成24年 4月12日 | 自 平成24年 4月13日 至 平成24年10月12日 |
|--|--------------------------------|--------------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 区 分 | [平成24年 4月12日現在] | [平成24年10月12日現在] |
|---|-----------------|-----------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 2,070,594,152円 | 1,599,069,102円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 217,358,842円 | 111,207,058円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 688,883,892円 | 198,484,533円 |
| 同期末における元本の内訳 | | |
| 新光インド・インフラ株式ファンド | 20,387,796円 | 15,423,045円 |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース | 528,014,249円 | 528,014,249円 |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース | 15,912,885円 | 15,912,885円 |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース | 129,509,649円 | 79,862,146円 |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース | 688,510,157円 | 688,510,157円 |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコース | 6,005,186円 | 4,019,285円 |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコース | 10,463,895円 | 10,463,895円 |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コース | 36,854,425円 | 21,960,174円 |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース | 4,996,600円 | 4,996,600円 |
| みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネーボールファンド | 137,428,072円 | 132,455,336円 |
| みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）円コース | 1,392,481円 | 1,392,481円 |
| みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）米ドルコース | 298,389円 | 298,389円 |
| みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース | 1,193,555円 | 1,193,555円 |
| みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース | 6,365,626円 | 6,365,626円 |
| みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）マネーボールファンド | 11,736,137円 | 923,804円 |
| 合 計 | 1,599,069,102円 | 1,511,791,627円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種 類 | [平成24年 4月12日現在] | [平成24年10月12日現在] |
|------|--------------------|--------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | 86,814 | 110,769 |
| 合 計 | 86,814 | 110,769 |

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

| 種 類 | [平成24年 4月12日現在] | [平成24年10月12日現在] |
|-----|-----------------|-----------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額(円) | 評価額(円) | 備考 |
|------|-------------|---------------|---------------|----|
| 国債証券 | 第304回国庫短期証券 | 430,000,000 | 429,955,158 | |
| | 第306回国庫短期証券 | 600,000,000 | 599,915,130 | |
| | 第313回国庫短期証券 | 490,000,000 | 489,880,291 | |
| 合計 | | 1,520,000,000 | 1,519,750,579 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年11月30日現在）

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース」

| | |
|-----------------|------------------|
| 資産総額 | 30,045,012,048 円 |
| 負債総額 | 388,130,662 円 |
| 純資産総額（ - ） | 29,656,881,386 円 |
| 発行済口数 | 29,175,976,947 口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 10,165 円 |

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース」

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 1,095,038,906 円 |
| 負債総額 | 4,970,562 円 |
| 純資産総額（ - ） | 1,090,068,344 円 |
| 発行済口数 | 1,204,812,161 口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 9,048 円 |

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース」

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 7,198,799,876 円 |
| 負債総額 | 96,824,830 円 |
| 純資産総額（ - ） | 7,101,975,046 円 |
| 発行済口数 | 6,680,942,146 口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 10,630 円 |

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」

| | |
|------|------------------|
| 資産総額 | 42,166,406,126 円 |
|------|------------------|

| | |
|-----------------|------------------|
| 負債総額 | 473,866,251 円 |
| 純資産総額（ - ） | 41,692,539,875 円 |
| 発行済口数 | 59,417,439,063 口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 7,017 円 |

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコース」

| | |
|-----------------|---------------|
| 資産総額 | 331,170,571 円 |
| 負債総額 | 3,432,394 円 |
| 純資産総額（ - ） | 327,738,177 円 |
| 発行済口数 | 397,181,461 口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 8,252 円 |

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコース」

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 924,506,062 円 |
| 負債総額 | 532,929 円 |
| 純資産総額（ - ） | 923,973,133 円 |
| 発行済口数 | 1,153,207,231 口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 8,012 円 |

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コース」

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 1,803,944,920 円 |
| 負債総額 | 14,461,643 円 |
| 純資産総額（ - ） | 1,789,483,277 円 |
| 発行済口数 | 1,954,629,343 口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 9,155 円 |

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース」

| | |
|-----------------|---------------|
| 資産総額 | 389,952,868 円 |
| 負債総額 | 5,023,732 円 |
| 純資産総額（ - ） | 384,929,136 円 |
| 発行済口数 | 518,792,396 口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 7,420 円 |

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープールファンド」

| | |
|-----------------|---------------|
| 資産総額 | 112,306,559 円 |
| 負債総額 | 10,180 円 |
| 純資産総額（ - ） | 112,296,379 円 |
| 発行済口数 | 112,183,460 口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 10,010 円 |

(参考)

「国内短期公社債マザーファンド」

| | |
|------------|-----------------|
| 資産総額 | 1,515,941,966 円 |
| 負債総額 | - 円 |
| 純資産総額（ - ） | 1,515,941,966 円 |
| 発行済口数 | 1,504,545,377 口 |

| | |
|-----------------|----------|
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 10,076 円 |
|-----------------|----------|

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額（平成24年11月末現在）

| | |
|-------------|------------|
| 資本金の額 | 45億2,430万円 |
| 会社が発行する株式総数 | 3,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 1,823,250株 |

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b . 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

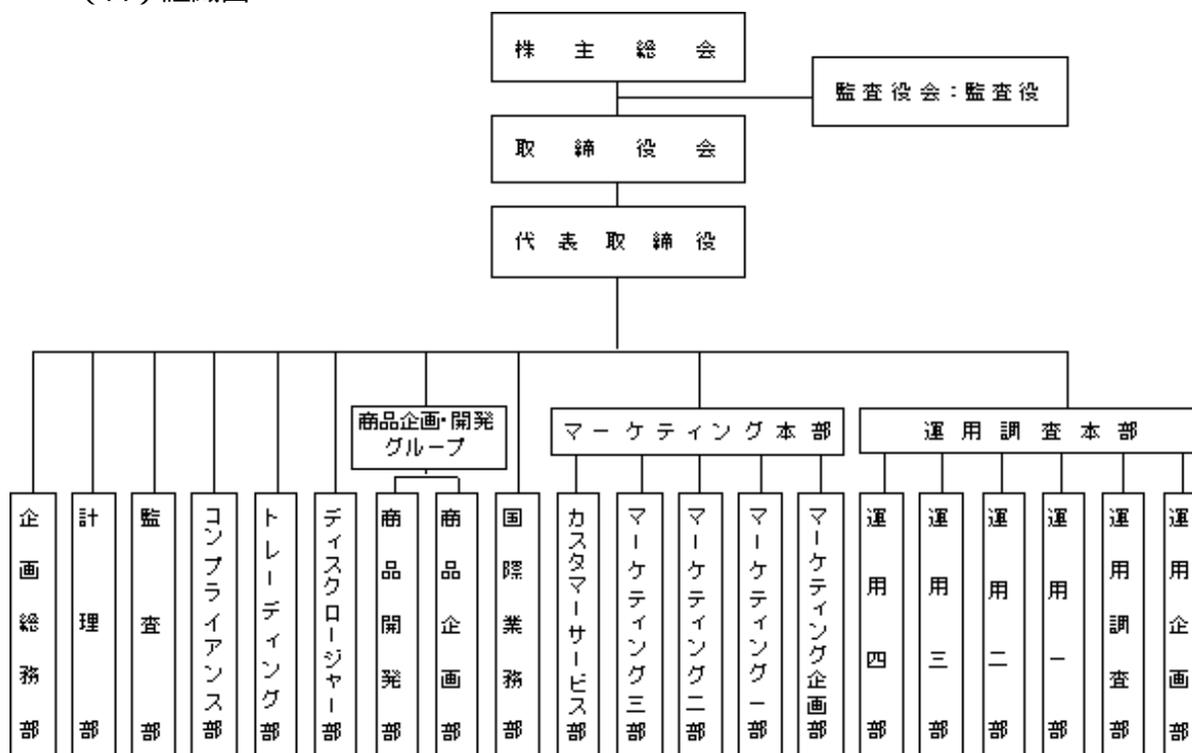
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

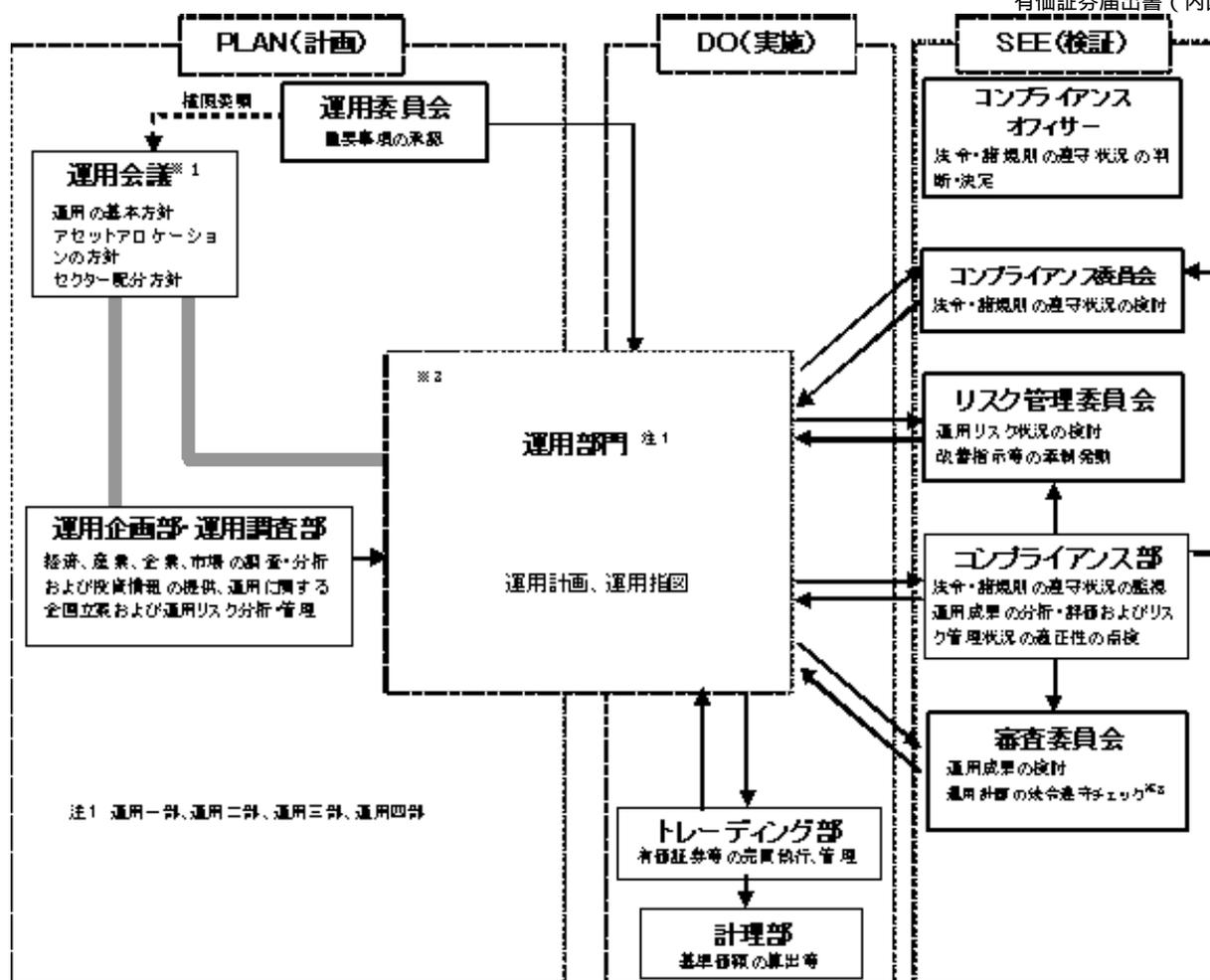
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受れたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年11月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成24年11月30日現在）

| 種類 | ファンド本数 | 純資産額（百万円） |
|-------------|--------|-----------|
| 総合計 | 202 | 2,059,106 |
| 株式投資信託（合計） | 173 | 1,631,786 |
| 単位型 | 1 | 2,091 |
| 追加型 | 172 | 1,629,695 |
| 公社債投資信託（合計） | 29 | 427,320 |
| 単位型 | 2 | 829 |
| 追加型 | 27 | 426,491 |

3 【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第53期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1．財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 8,121,107 | 8,592,890 |
| 有価証券 | 6,541,218 | 6,903,772 |
| 貯蔵品 | 4,821 | 268 |
| 立替金 | - | 2,141 |
| 前払金 | 45,671 | 26,845 |
| 前払費用 | 16,884 | 18,185 |
| 未収入金 | 96 | 29 |
| 未収委託者報酬 | 1,503,847 | 1,805,198 |
| 未収運用受託報酬 | 4,814 | 105,245 |
| 未収収益 | 30,417 | 27,583 |
| 繰延税金資産 | 169,661 | 183,764 |
| 流動資産合計 | 16,438,542 | 17,665,924 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 2 23,023 | 2 18,397 |
| 構築物（純額） | 2 2,464 | 2 2,156 |
| 器具・備品（純額） | 2 43,414 | 2 145,416 |
| リース資産（純額） | 2 7,465 | 2 3,064 |
| 建設仮勘定 | - | 6,663 |
| 有形固定資産合計 | 76,366 | 175,697 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 91 | 91 |
| ソフトウェア | 3 28,112 | 3 38,365 |
| ソフトウェア仮勘定 | - | 6,554 |
| 無形固定資産合計 | 28,203 | 45,012 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 5,913,628 | 4,293,799 |
| 関係会社株式 | 77,100 | 77,100 |
| 長期前払費用 | 75 | - |

| | | |
|------------|------------|------------|
| 長期未収入金 | 4,800 | - |
| 長期差入保証金 | 118,123 | 125,621 |
| 長期繰延税金資産 | 66,752 | 65,901 |
| 前払年金費用 | 521,967 | 471,439 |
| 長期性預金 | 1,300,000 | - |
| その他 | 22,000 | 22,000 |
| 貸倒引当金 | - | 13,350 |
| 投資その他の資産合計 | 8,024,447 | 5,042,512 |
| 固定資産合計 | 8,129,018 | 5,263,222 |
| 資産合計 | 24,567,560 | 22,929,146 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 13,619 | 17,113 |
| リース債務 | 11,280 | 6,508 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 968 | 584 |
| 未払償還金 | 29,105 | 18,249 |
| 未払手数料 | 1,797,625 | 1,920,180 |
| その他未払金 | 207,650 | 281,635 |
| 未払金合計 | 1,035,350 | 1,220,650 |
| 未払費用 | 158,152 | 388,419 |
| 未払法人税等 | 524,492 | 652,412 |
| 賞与引当金 | 227,900 | 257,200 |
| 役員賞与引当金 | 29,600 | 35,000 |
| 流動負債合計 | 2,000,396 | 2,577,303 |
| 固定負債 | | |
| 長期リース債務 | 8,870 | 2,362 |
| 退職給付引当金 | 163,241 | 169,955 |
| 役員退職慰労引当金 | 93,958 | 75,625 |
| 執行役員退職慰労引当金 | 123,916 | 128,916 |
| 固定負債合計 | 389,987 | 376,859 |
| 負債合計 | 2,390,383 | 2,954,163 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 4,524,300 | 4,524,300 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 2,761,700 | 2,761,700 |
| 資本剰余金合計 | 2,761,700 | 2,761,700 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 360,493 | 360,493 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 12,118,000 | 11,118,000 |
| 繰越利益剰余金 | 2,646,588 | 1,427,158 |
| 利益剰余金合計 | 15,125,082 | 12,905,651 |
| 自己株式 | 6,827 | 6,827 |
| 株主資本合計 | 22,404,254 | 20,184,823 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 227,077 | 209,840 |
| 評価・換算差額等合計 | 227,077 | 209,840 |
| 純資産合計 | 22,177,176 | 19,974,983 |
| 負債純資産合計 | 24,567,560 | 22,929,146 |

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|-------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 13,707,658 | 19,353,740 |
| 運用受託報酬 | 7,734 | 196,866 |
| 営業収益合計 | 13,715,392 | 19,550,606 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 1 7,740,156 | 1 10,353,047 |
| 広告宣伝費 | 233,413 | 239,373 |
| 公告費 | 2,409 | 4,161 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 236,790 | 258,007 |
| 委託調査費 | 628,364 | 2,747,489 |
| 図書費 | 6,246 | 6,390 |
| 調査費合計 | 871,401 | 3,011,888 |
| 委託計算費 | 305,544 | 502,554 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 35,855 | 38,375 |
| 印刷費 | 184,349 | 151,954 |
| 協会費 | 9,581 | 12,077 |
| 諸会費 | 2,846 | 2,867 |
| その他 | 15,462 | 27,590 |
| 営業雑経費合計 | 248,095 | 232,865 |
| 営業費用合計 | 9,401,021 | 14,343,891 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 92,400 | 92,370 |
| 給料・手当 | 1,163,225 | 1,276,693 |
| 賞与 | 196,708 | 228,039 |
| 給料合計 | 1,452,333 | 1,597,103 |
| 交際費 | 14,854 | 13,677 |
| 寄付金 | 4,189 | 7,752 |
| 旅費交通費 | 79,127 | 81,442 |
| 租税公課 | 39,168 | 44,308 |
| 不動産賃借料 | 202,024 | 200,662 |
| 賞与引当金繰入 | 227,900 | 257,200 |
| 役員賞与引当金繰入 | 29,600 | 35,000 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 27,000 | 36,761 |
| 退職給付費用 | 138,708 | 157,497 |
| 減価償却費 | 74,876 | 86,469 |
| 諸経費 | 401,431 | 490,232 |
| 一般管理費合計 | 2,691,215 | 3,008,107 |
| 営業利益 | 1,623,156 | 2,198,608 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|-------|---|---|
| 営業外収益 | | |

| | | |
|----------------|-----------|-----------|
| 受取配当金 | 65,366 | 53,031 |
| 有価証券利息 | 54,422 | 39,104 |
| 受取利息 | 22,062 | 24,291 |
| 時効成立分配金・償還金 | 33,486 | 11,287 |
| 雑益 | 5,316 | 2,968 |
| 営業外収益合計 | 180,654 | 130,682 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,110 | 572 |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 1,617 | 3,264 |
| 雑損 | 924 | 6,174 |
| 営業外費用合計 | 3,652 | 10,011 |
| 経常利益 | 1,800,158 | 2,319,278 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 153,176 | 10,098 |
| 特別利益合計 | 153,176 | 10,098 |
| 特別損失 | | |
| 貸倒引当金繰入額 | - | 13,350 |
| 固定資産除却損 | 2 6,253 | 2 499 |
| 投資有価証券売却損 | 78,650 | 25,606 |
| 投資有価証券評価損 | 17,772 | - |
| ゴルフ会員権評価損 | 5,500 | - |
| 減損損失 | - | 441 |
| 特別損失合計 | 108,176 | 39,897 |
| 税引前当期純利益 | 1,845,159 | 2,289,480 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 734,171 | 1,006,533 |
| 法人税等調整額 | 3,586 | 51,486 |
| 法人税等合計 | 730,585 | 955,047 |
| 当期純利益 | 1,114,573 | 1,334,432 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|---------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 4,524,300 | 4,524,300 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 4,524,300 | 4,524,300 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 2,761,700 | 2,761,700 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 2,761,700 | 2,761,700 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 360,493 | 360,493 |

| | | |
|----------|------------|------------|
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 360,493 | 360,493 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 12,118,000 | 12,118,000 |
| 当期変動額 | | |
| 別途積立金の取崩 | - | 1,000,000 |
| 当期変動額合計 | - | 1,000,000 |
| 当期末残高 | 12,118,000 | 11,118,000 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,024,119 | 2,646,588 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 492,103 | 3,553,863 |
| 別途積立金の取崩 | - | 1,000,000 |
| 当期純利益 | 1,114,573 | 1,334,432 |
| 当期変動額合計 | 622,469 | 1,219,430 |
| 当期末残高 | 2,646,588 | 1,427,158 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 14,502,612 | 15,125,082 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 492,103 | 3,553,863 |
| 当期純利益 | 1,114,573 | 1,334,432 |
| 当期変動額合計 | 622,469 | 2,219,430 |
| 当期末残高 | 15,125,082 | 12,905,651 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|--------------|---|---|
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | 6,074 | 6,827 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 753 | - |
| 当期変動額合計 | 753 | - |
| 当期末残高 | 6,827 | 6,827 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 21,782,538 | 22,404,254 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 492,103 | 3,553,863 |
| 当期純利益 | 1,114,573 | 1,334,432 |
| 自己株式の取得 | 753 | - |
| 当期変動額合計 | 621,716 | 2,219,430 |
| 当期末残高 | 22,404,254 | 20,184,823 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 107,742 | 227,077 |
| 当期変動額 | | |

| | | |
|---------------------|------------|------------|
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 119,335 | 17,237 |
| 当期変動額合計 | 119,335 | 17,237 |
| 当期末残高 | 227,077 | 209,840 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 21,674,796 | 22,177,176 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 492,103 | 3,553,863 |
| 当期純利益 | 1,114,573 | 1,334,432 |
| 自己株式の取得 | 753 | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 119,335 | 17,237 |
| 当期変動額合計 | 502,380 | 2,202,193 |
| 当期末残高 | 22,177,176 | 19,974,983 |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 関係会社株式

総平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~47年

構築物 20年

器具備品 2~20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(6) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 未払手数料 | 639,627千円 | 598,017千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 60,468千円 | 65,093千円 |
| 構築物 | 254千円 | 562千円 |
| 器具備品 | 329,664千円 | 349,229千円 |
| リース資産 | 98,457千円 | 102,858千円 |

3. 無形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| ソフトウェア | 202,238千円 | 227,314千円 |

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--|-------|-------|
|--|-------|-------|

(自平成22年4月1日
至平成23年3月31日)(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

| | | |
|-------|-------------|-------------|
| 支払手数料 | 6,121,248千円 | 7,038,413千円 |
|-------|-------------|-------------|

2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 建物 | 4,333千円 | - |
| 器具・備品 | 1,919千円 | 499千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|-----|----|--------|
| 普通株式(株) | 643 | 113 | - | 756 |

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成22年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 492,103 | 270 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月22日 |

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成23年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益 剰余金 | 1,002,371 | 550 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月21日 |

当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 756 | - | - | 756 |

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成23年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,002,371 | 550 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月21日 |

| | | | | | |
|----------------------|----------|-----------|-------|-----------|------------|
| 平成24年2月28日 臨時株主総会 | 普通 株式 | 2,551,491 | 1,400 | 平成24年2月9日 | 平成24年2月29日 |
|----------------------|----------|-----------|-------|-----------|------------|

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

（2）リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「3．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的として為替予約を行っております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる

前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 8,121,107 | 8,121,107 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的債券 | 3,519,057 | 3,534,800 | 15,742 |
| 其他有価証券 | 8,686,616 | 8,686,616 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,503,847 | 1,503,847 | - |
| (4) 長期性預金 | 1,300,000 | 1,300,000 | - |

当事業年度（平成24年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 8,592,890 | 8,592,890 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的債券 | 1,502,185 | 1,506,150 | 3,964 |
| 其他有価証券 | 9,472,598 | 9,472,598 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,805,198 | 1,805,198 | - |
| (4) デリバティブ取引 | | | |
| ヘッジ会計が適用されて いないもの | 24 | 24 | - |

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 326,273 | 299,887 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 預金 | 8,120,113 | - | - | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的債券 | 2,000,000 | 1,500,000 | - | - |
| 其他有価証券 | 3,023,600 | 874,417 | 74,684 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,503,847 | - | - | - |
| (4) 長期性預金 | - | 1,300,000 | - | - |

当事業年度（平成24年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 預金 | 8,592,815 | - | - | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的債券 | 1,000,000 | 500,000 | - | - |
| その他有価証券 | 4,800,000 | 809,629 | 660,677 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,805,198 | - | - | - |

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成23年3月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------------------|-------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計上額を 超えるもの | (1) 国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2) 社債 | 3,519,057 | 3,534,800 | 15,742 |
| | (3) その他 | - | - | - |
| | 小計 | 3,519,057 | 3,534,800 | 15,742 |
| 時価が貸借対照表計上額を 超えないもの | (1) 国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2) 社債 | - | - | - |
| | (3) その他 | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 合計 | | 3,519,057 | 3,534,800 | 15,742 |

当事業年度（平成24年3月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------------------|-------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計上額を 超えるもの | (1) 国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2) 社債 | 1,502,185 | 1,506,150 | 3,964 |
| | (3) その他 | - | - | - |
| | 小計 | 1,502,185 | 1,506,150 | 3,964 |
| 時価が貸借対照表計上額を 超えないもの | (1) 国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2) 社債 | - | - | - |
| | (3) その他 | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 合計 | | 1,502,185 | 1,506,150 | 3,964 |

2. 関係会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|--|--------|------------------|--------------|------------|
| | (1) 株式 | - | - | - |

| | | | | |
|----------------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | 1,011,100 | 1,007,222 | 3,877 |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 1,055,620 | 1,023,000 | 32,620 |
| | 小計 | 2,066,720 | 2,030,222 | 36,498 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | 44,761 | 45,457 | 695 |
| | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | 705,120 | 705,468 | 348 |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 5,870,014 | 6,288,333 | 418,319 |
| | 小計 | 6,619,895 | 7,039,259 | 419,363 |
| 合計 | | 8,686,616 | 9,069,481 | 382,865 |

(注)非上場株式（貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|---------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 580,313 | 505,000 | 75,313 |
| | 小計 | 580,313 | 505,000 | 75,313 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | 41,123 | 45,457 | 4,333 |
| | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | 1,002,560 | 1,003,574 | 1,014 |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 7,848,601 | 8,245,960 | 397,358 |
| | 小計 | 8,892,285 | 9,294,991 | 402,706 |
| 合計 | | 9,472,598 | 9,799,991 | 327,393 |

(注)非上場株式（貸借対照表計上額222,787千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

| | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|---------|-------------|-----------------|-----------------|
| (1)株式 | 98,200 | 51,200 | - |
| (2)債券 | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3)その他 | 3,377,773 | 104,121 | 80,775 |
| 合計 | 3,475,973 | 155,321 | 80,775 |

当事業年度（平成24年3月31日）

| | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|---------|-------------|-----------------|-----------------|
| (1)株式 | 15,525 | - | 14,365 |
| (2)債券 | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社債 | 303,927 | 880 | - |
| その他 | - | - | - |
| (3)その他 | 2,262,094 | 5,690 | 3,590 |
| 合計 | 2,581,546 | 6,570 | 17,955 |

5. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について17,772千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

当事業年度（平成24年3月31日）

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (千円) | 契約額等のうち1 年超 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
|-----------|---------------------|--------------|------------------------|------------|--------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 豪ドル | 450,000 | - | 24 | 24 |
| 合計 | | 450,000 | - | 24 | 24 |

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| (1)退職給付債務(千円) | 923,938 | 1,162,110 |
| (2)年金資産(千円) | 940,384 | 876,684 |
| (3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円) | 16,445 | 285,426 |
| (4)未認識数理計算上の差異(千円) | 417,207 | 645,782 |
| (5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円) | 74,927 | 58,871 |
| (6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円) | 358,725 | 301,484 |
| (7)前払年金費用(千円) | 521,967 | 471,439 |
| (8)退職給付引当金(6)-(7)(千円) | 163,241 | 169,955 |

3. 退職給付費用に関する事項

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--|-------|-------|
| | | |

| | （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） | （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） |
|--------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| (1)勤務費用（千円）（注1） | 82,778 | 80,752 |
| (2)利息費用（千円） | 21,581 | 23,098 |
| (3)期待運用収益（減算）（千円） | 17,826 | 18,807 |
| (4)数理計算上の差異の費用処理額（千円） | 63,027 | 73,807 |
| (5)過去勤務債務の費用処理額（千円） | 24,747 | 16,055 |
| (6)小計(1) + (2) - (3) + (4) + (5)（千円） | 124,813 | 142,794 |
| (7)その他（千円）（注2） | 13,894 | 14,702 |
| (8)退職給付費用(6) + (7)（千円） | 138,708 | 157,497 |

（注）1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 23,250千円、当事業年度 20,250千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

| | 前事業年度 （平成23年3月31日） | 当事業年度 （平成24年3月31日） |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| (1)退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 | 期間定額基準 |
| (2)割引率 | 2.5% | 1.5% |
| (3)期待運用収益率 | 2.0% | 2.0% |
| (4)過去勤務債務の処理年数 | 10年 | 10年 |
| (5)数理計算上の差異の処理年数 | 10年 | 10年 |

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 （平成23年3月31日） | 当事業年度 （平成24年3月31日） |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金 | - 千円 | 4,757千円 |
| 賞与引当金 | 104,776 | 111,065 |
| 減価償却超過額 | 8,449 | 3,087 |
| 退職給付引当金 | 116,844 | 106,517 |
| 役員退職慰労引当金 | 38,231 | 26,952 |
| 投資有価証券評価損 | 7,231 | - |
| 非上場株式評価損 | 32,458 | 28,430 |
| 未払事業税 | 42,773 | 49,129 |
| その他有価証券評価差額金 | 155,788 | 117,552 |
| その他 | 40,414 | 47,307 |
| 繰延税金資産小計 | 546,968 | 494,801 |
| 評価性引当額 | 96,431 | 76,506 |
| 繰延税金資産合計 | 450,536 | 418,294 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | 212,388 | 168,021 |
| その他 | 1,733 | 607 |
| 繰延税金負債合計 | 214,121 | 168,628 |
| 繰延税金資産の純額 | 236,414 | 249,665 |

（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 169,661千円 | 183,764千円 |
| 固定資産 - 長期繰延税金資産 | 66,752 | 65,901 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|----------------------|-----------------------|---|
| 法定実効税率 (調整) | 40.69% | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 |
| 役員給与と永久に損金算入されない項目 | 0.53 | |
| 交際費等永久に損金算入されない項目 | 0.81 | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.09 | |
| 住民税均等割 | 0.21 | |
| 税効果未認識差異 | 2.54 | |
| その他 | 0.01 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 39.59 | |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は20,828千円減少し、法人税等調整額が5,165千円増加しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）及び当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）及び当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|------------|---------|--------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------|--|--------------------------|--------------------|------------------|
| 親会社 | みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区 | 125,167,284 | 金融商品取引業 | (被所有) 直接76.70 間接 7.87 | 当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任 | 債券等の現先取引 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い | 999,719 6,121,248 | 短期貸付金 未払手数料 | - 639,627 |

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|------------|---------|--------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------|--|----------------------------|--------------------|------------------|
| 親会社 | みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区 | 125,167,284 | 金融商品取引業 | (被所有) 直接76.70 間接 7.87 | 当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任 | 債券等の現先取引 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い | 1,006,734 7,038,413 | 短期貸付金 未払手数料 | - 598,017 |

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-------------|----------------------|--------|--------------|-----------|-------------------|-----------|-----------------------------|----------------------|------------------|--------------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | みずほ証券プロパティマネジメント株式会社 | 東京都中央区 | 4,110,000 | 不動産賃貸業 | 直接 4.05 | 事務所の賃借 | 事務所の賃借 | 160,641 | 長期差入保証金 | 107,916 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 日本証券テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 228,000 | 情報サービス業 | なし | 計算業務の委託 | 計算委託料支払 ハウジングサービス料支払 | 48,084 16,824 | その他未払金 その他未払金 | 5,808 1,472 |

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-------------|----------------------|--------|--------------|-----------|-------------------|-----------|---|----------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | みずほ証券プロパティマネジメント株式会社 | 東京都中央区 | 4,110,000 | 不動産賃貸業 | 直接 4.05 | 事務所の賃借 | 事務所の賃借 | 165,316 | 長期差入保証金 | 116,378 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 日本証券テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 228,000 | 情報サービス業 | なし | 計算業務の委託 | 計算委託料支払 ハウジングサービス料支払 メールシステムサービス料支払 | 74,884 16,824 18,000 | その他未払金 その他未払金 その他未払金 | 7,593 1,472 3,150 |

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (1) 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- (2) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- (3) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- (4) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

(注) 当社の親会社であるみずほ証券株式会社は、平成23年8月29日に東京証券取引所への上場を廃止しております。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 12,168円58銭 | 10,964円24銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 611円54銭 | 732円20銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|--------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円） | 1,114,573 | 1,334,432 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 1,114,573 | 1,334,432 |
| 期中平均株式数（千株） | 1,822 | 1,822 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| 当中間会計期間 | |
|--------------|------------|
| (平成24年9月30日) | |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 11,244,950 |
| 有価証券 | 5,001,976 |
| 貯蔵品 | 2,746 |
| 未収委託者報酬 | 1,632,938 |
| 未収運用受託報酬 | 70,352 |
| 繰延税金資産 | 153,788 |
| その他 | 187,158 |
| 流動資産合計 | 18,293,911 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物（純額） | 16,723 |
| 構築物（純額） | 2,021 |
| 器具・備品（純額） | 124,106 |
| リース資産（純額） | 1,210 |
| 建設仮勘定 | 5,821 |
| 有形固定資産合計 | 149,883 |
| 無形固定資産 | |
| ソフトウェア | 39,667 |
| ソフトウェア仮勘定 | 6,554 |
| その他 | 91 |
| 無形固定資産合計 | 46,314 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 3,604,800 |
| 長期繰延税金資産 | 227,119 |
| 前払年金費用 | 439,259 |
| その他 | 136,411 |
| 投資その他の資産合計 | 4,407,590 |
| 固定資産合計 | 4,603,788 |
| 資産合計 | 22,897,700 |

(単位：千円)

| 当中間会計期間 | |
|--------------|-------|
| (平成24年9月30日) | |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| リース債務 | 3,662 |
| 未払金 | |
| 未払収益分配金 | 387 |

| | |
|--------------|------------|
| 未払償還金 | 14,470 |
| 未払手数料 | 841,601 |
| その他未払金 | 102,986 |
| 未払金合計 | 959,445 |
| 未払法人税等 | 403,063 |
| 未払消費税等 | 2 68,006 |
| 賞与引当金 | 242,000 |
| 役員賞与引当金 | 15,750 |
| その他 | 366,273 |
| 流動負債合計 | 2,058,201 |
| 固定負債 | |
| 長期リース債務 | 1,551 |
| 退職給付引当金 | 167,675 |
| 役員退職慰労引当金 | 66,416 |
| 執行役員退職慰労引当金 | 82,500 |
| 固定負債合計 | 318,143 |
| 負債合計 | 2,376,345 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 4,524,300 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 2,761,700 |
| 資本剰余金合計 | 2,761,700 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 360,493 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 11,118,000 |
| 繰越利益剰余金 | 2,199,210 |
| 利益剰余金合計 | 13,677,703 |
| 自己株式 | 72,415 |
| 株主資本合計 | 20,891,287 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 369,932 |
| 評価・換算差額等合計 | 369,932 |
| 純資産合計 | 20,521,355 |
| 負債純資産合計 | 22,897,700 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| | |
|-------------|---------------|
| | 当中間会計期間 |
| | (自 平成24年4月 1日 |
| | 至 平成24年9月30日) |
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 9,643,600 |
| 運用受託報酬 | 72,365 |
| 営業収益合計 | 9,715,966 |
| 営業費用及び一般管理費 | 1 8,730,553 |
| 営業利益 | 985,413 |
| 営業外収益 | |
| 受取配当金 | 106,612 |
| 有価証券利息 | 6,895 |
| 受取利息 | 11,793 |

| | |
|----------------|-----------|
| 時効成立分配金・償還金 | 3,522 |
| その他 | 18,225 |
| 営業外収益合計 | 147,050 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 147 |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 44 |
| その他 | 7 |
| 営業外費用合計 | 199 |
| 経常利益 | 1,132,264 |
| 特別利益 | |
| 貸倒引当金戻入 | 1,982 |
| 特別利益合計 | 1,982 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 12 |
| 投資有価証券売却損 | 1,080 |
| 特別損失合計 | 1,092 |
| 税引前中間純利益 | 1,133,153 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 402,775 |
| 法人税等調整額 | 41,674 |
| 法人税等合計 | 361,101 |
| 中間純利益 | 772,052 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| 当中間会計期間 | |
|---------------|-----------|
| (自 平成24年4月 1日 | |
| 至 平成24年9月30日) | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 4,524,300 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 4,524,300 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 当期首残高 | 2,761,700 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 2,761,700 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 当期首残高 | 360,493 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 360,493 |
| その他利益剰余金 | |

| | |
|-----------|------------|
| 別途積立金 | |
| 当期首残高 | 11,118,000 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 11,118,000 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 1,427,158 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | - |
| 中間純利益 | 772,052 |
| 当中間期変動額合計 | 772,052 |
| 当中間期末残高 | 2,199,210 |
| 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 12,905,651 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | - |
| 中間純利益 | 772,052 |
| 当中間期変動額合計 | 772,052 |
| 当中間期末残高 | 13,677,703 |

(単位：千円)

当中間会計期間
 (自 平成24年4月 1日
 至 平成24年9月30日)

| | |
|---------------------------|------------|
| 自己株式 | |
| 当期首残高 | 6,827 |
| 当中間期変動額 | |
| 自己株式の取得 | 65,588 |
| 当中間期変動額合計 | 65,588 |
| 当中間期末残高 | 72,415 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 20,184,823 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | - |
| 中間純利益 | 772,052 |
| 自己株式の取得 | 65,588 |
| 当中間期変動額合計 | 706,464 |
| 当中間期末残高 | 20,891,287 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 209,840 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額） | 160,091 |
| 当中間期変動額合計 | 160,091 |

| | |
|---------------------------|------------|
| 当中間期末残高 | 369,932 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 19,974,983 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | - |
| 中間純利益 | 772,052 |
| 自己株式の取得 | 65,588 |
| 株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額） | 160,091 |
| 当中間期変動額合計 | 546,372 |
| 当中間期末残高 | 20,521,355 |

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる営業利益、経常利益および税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

（追加情報）

役員賞与の支給見込額については、これまで事業年度の収益状況に基づき引当金を算定、計上していましたが、当中間会計期間より、中間会計期間における収益状況及び下期業績見通しを勘案し、役員賞与引当金を計上することとしております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

| | 当中間会計期間 (平成24年9月30日) |
|----------------|-------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 553,738千円 |

2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) |
|--------|--|
| 有形固定資産 | 36,410千円 |
| 無形固定資産 | 5,542千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式（株） | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |

2．自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|---------|-------|----|----------|
| 普通株式（株） | 756 | 8,630 | - | 9,386 |

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1．リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

2．リース資産の減価償却方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2．固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2．参照）。

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 11,244,950 | 11,244,950 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 | 500,909 | 502,950 | 2,040 |
| その他有価証券 | 7,829,715 | 7,829,715 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,632,938 | 1,632,938 | - |

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 中間貸借対照表計上額(千円) |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 276,151 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成24年9月30日)

1 . 満期保有目的の債券

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------|--------------------|------------|------------|
| 時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの | (1)国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2)社債 | 500,909 | 502,950 | 2,040 |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | 500,909 | 502,950 | 2,040 |
| 時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの | (1)国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2)社債 | - | - | - |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 合計 | | 500,909 | 502,950 | 2,040 |

2 . 関連会社株式

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3 . その他有価証券

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額(千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------------------|---------|--------------------|--------------|------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| (3)その他 | 319,626 | 315,000 | 4,626 | |
| | 小計 | 319,626 | 315,000 | 4,626 |
| | (1)株式 | 25,578 | 45,457 | 19,879 |

| | | | | |
|----------------------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 7,484,511 | 8,046,311 | 561,800 |
| | 小計 | 7,510,089 | 8,091,768 | 581,679 |
| 合計 | | 7,829,715 | 8,406,768 | 577,052 |

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

該当事項はありません。

関連情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当中間会計期間 (平成24年9月30日) |
|-------------------------------------|-------------------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 11,313円61銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 純資産の部の合計額(千円) | 20,521,355 |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円) | 20,521,355 |
| 普通株式の発行済株式数(株) | 1,823,250 |
| 普通株式の自己株式数(株) | 9,386 |
| 1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株) | 1,813,864 |

| 項目 | 当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日) |
|--------------------|--|
| (2) 1株当たり中間純利益金額 | 423円95銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 772,052 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 772,052 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,821,056 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりませ
ん。

(重要な後発事象)

当社は、平成24年12月25日開催の臨時株主総会において、将来の事業展開や市況変動に備え、適切な内部留
保を確保しつつ、安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくという資本政策の基本的考え方に基づき、次のとおり剰余金の処分を行うことを決議いたしました。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,118,000千円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,118,000千円

2. 株主配当に関する事項

株式の種類 普通株式

配当金の総額 2,539,409千円

1株当たり配当額 1,400円

基準日 平成24年11月28日

効力発生日 平成24年12月26日

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件等委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、前記「3 委託会社等の経理状況 2．中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成24年12月25日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成24年11月末現在、342,037百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成24年11月末現在）

| 名称 | 資本金の額 (単位：百万円) | 事業の内容 |
|---------------|-------------------|-------------------------------|
| みずほ証券株式会社 | 125,167 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 大山日ノ丸証券株式会社 | 215 | 同上 |
| 丸福証券株式会社(注2) | 852 | 同上 |
| 三津井証券株式会社 | 558 | 同上 |
| 株式会社SBI証券(注1) | 47,937 | 同上 |
| 楽天証券株式会社(注1) | 7,495 | 同上 |
| UBS証券株式会社(注1) | 66,850 | 同上 |

(注1)「みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)マネープールファンド」は取り扱いを行いません。

(注2)丸福証券株式会社におきましては、募集・販売の取り扱いは行っておりません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

(1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(2) 委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部(投資信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

- (1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
- ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・ 詳細情報の入手方法
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月18日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年12月25日開催の臨時株主総会において、別途積立金の減少及び剰余金の処分を決議し、平成24年12月26日にその効力が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田中俊之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コースの平成24年4月13日から平成24年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コースの平成24年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田中俊之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコースの平成24年4月13日から平成24年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコースの平成24年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田中俊之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコースの平成24年4月13日から平成24年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコースの平成24年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田中俊之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの平成24年4月13日から平成24年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの平成24年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田中俊之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコースの平成24年4月13日から平成24年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコースの平成24年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田中俊之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコースの平成24年4月13日から平成24年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコースの平成24年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田中俊之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コースの平成24年4月13日から平成24年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コースの平成24年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田中俊之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコースの平成24年4月13日から平成24年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコースの平成24年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田中俊之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネーブルファンドの平成24年4月13日から平成24年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネーブルファンドの平成24年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)